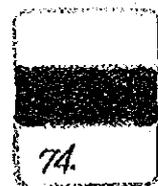


イラン・カラジ小規模工業技術訓練センター

実施調査団報告書

昭和49年1月

海外技術協力事業団



JICA LIBRARY



1043947[9]

海外技術協力事業団

受入
月日

D.303

5.2

登録003004

K

国際協力事業団	
受入 月日 84. 8. 29	304
登録No. 14406	24.5
	KE

は し が き

イラン帝国政府は、昭和48年3月より、第5次5ヶ年計画を実施中であるが、その計画の一環として、同国政府は、わが国に対し、カラジ小規模工業技術訓練センターの部門増設に係る協力を要請してきた。

海外技術協力事業団は、日本国政府の委託を受け、上記要請の背景と協力の具体的可能性を調査するために、昭和48年10月8日から、23日まで、実施調査団を派遣した。

本報告書は、調査団が同期間にイラン関係当局と署名した討議議事録およびその期間に調査し得たことをまとめたものである。

ここに、本調査団の任にあられた方々、さらに、本件プロジェクトに関与され多大のご協力をいただいた関係各機関の方々に対し、深甚の謝意を表するとともに、今後本件プロジェクトの運営に参画いただく関係各位のより一層のご協力をお願いする次第である。

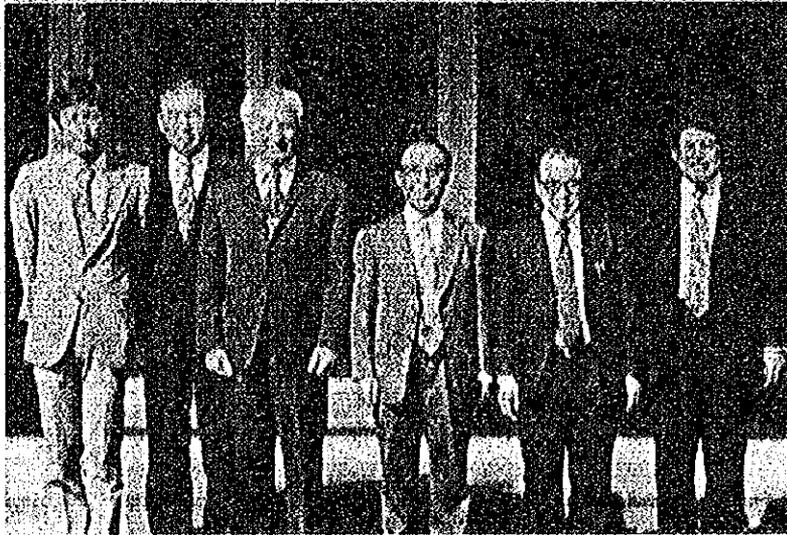
昭和49年1月

海外技術協力事業団
理事長 田付景一

目 次

I 調査目的	1
II 調査団員名簿	2
III 調査日程表	3
IV カラジセンターの概要	6
1. カラジセンターの経緯	6
2. イラン政府からの要請の概要	6
V カラジセンター増設部門設置に関する諸事項	8
1. カラジセンターの位置づけ	8
2. 増設部門の役割	9
3. 訓練目標	9
4. 訓練期間	10
5. 訓練生および定員	10
6. 日本人専門家およびイラン人指導員	11
7. 増設部門の建物	12
(1) 建築状況	12
(2) 建築計画図および調査団からの助言	12
8. 供与機材	14
(1) 供与機材の選定について	14
(2) 訓練用機材の分担	22
(3) // のレイアウト	22
(4) パーツの調達	22
(5) 訓練用機材の輸送及び保管	22
(6) // の現地修理及び保守	22
(7) その他	22
9. 増設部門の開設計画	23
(1) 日本人専門家の現地赴任時期及び処遇	23
(2) 供与機材の発送	24
VI イラン政府関係当局との交渉の概要	25
1. 討議議事録(英文)	25

2. 討議議事録（和文）	36
Ⅵ イランの雇用対策	42
1. 雇用対策の基本目標	42
2. 雇用および人的資源に関する政策	42
3. 職業訓練センターの拡充計画	42
Ⅶ 職業訓練関連センター	46
1. イスファハン職業訓練センター	46
2. 産業開発訓練センター	48
3. テヘラン第三職業訓練センター	50
Ⅷ 建設機械整備の現状と職業訓練の必要性	52
Ⅹ 電子機器・電気機器分野の職業訓練の必要性	55
Ⅺ イランの概要	57
Ⅻ イランの経済	61
Ⅼ イランの教育制度	66
付録 1 イラン第5次5ヶ年開発計画（抄）	69
2. A1フォーム、A4フォーム	109



実施調査団一行

(左より樋田団員(海外技術協力事業団)、中野団員(建設省)
カリ-国際協力局長(イラン労働社会省)、戸村団長(労働省)
香川団員(労働省)、野中団員(職業訓練大学校))



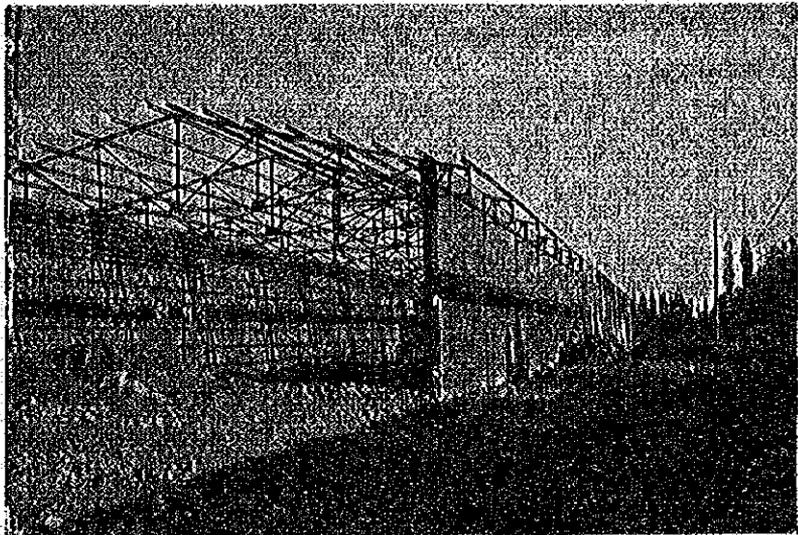
カラジ小規模工業技術訓練センター正面



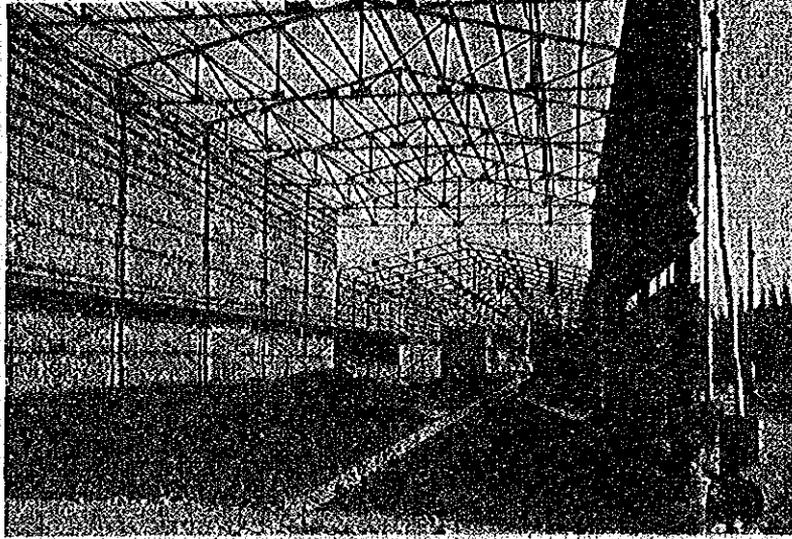
板 金 科



溶接科



増設部間の建設（全体）



正 面



側 面



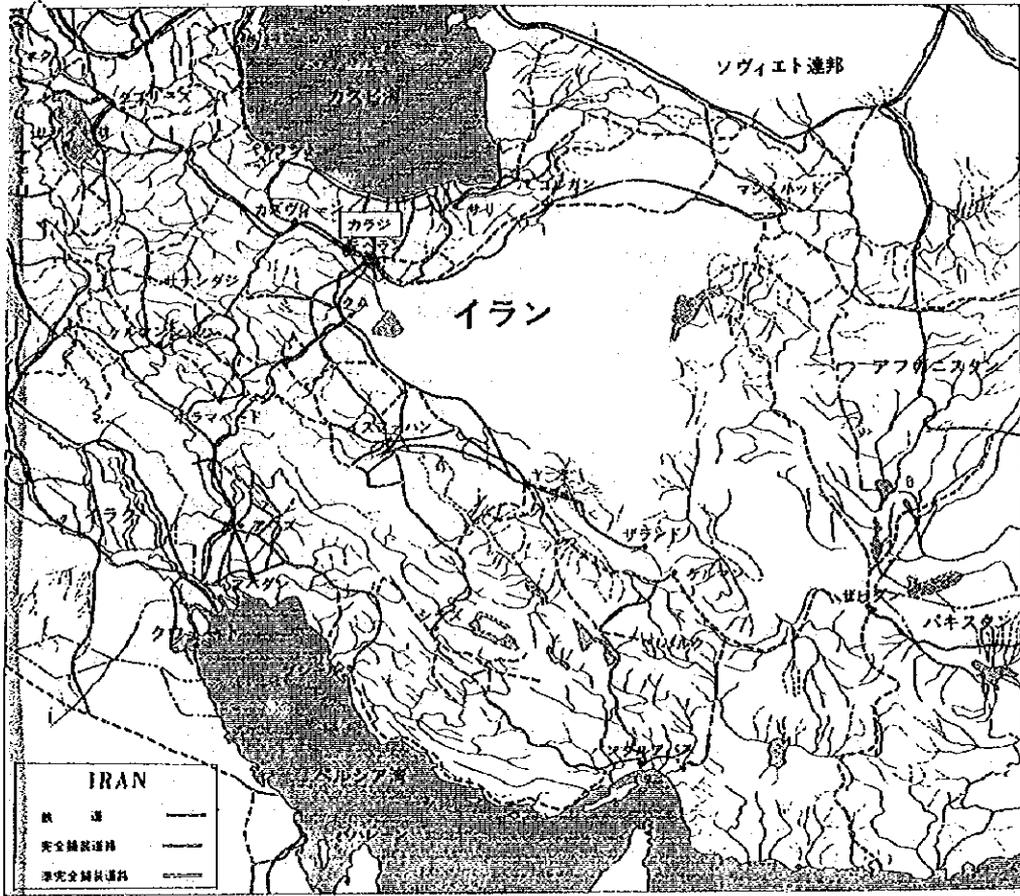
討議議事録に係る討議



討議々事録の最終確認



戸村団長とアテネチアン職業訓練局長



I 調査目的

本調査団は、1973年4月6日イラン政府労働社会省からコロムプランにもとづく技術援助として日本政府に対し要請のあったカラジ小規模工業技術訓練センター、(Karadj Training Centre for Small Scale Industries) (以下「カラジセンター」という。)の訓練部門の増設についてイラン政府関係当局と打合せを行ない、増設計画についての具体的な技術援助の内容に関し合意に達することを目的に1973年10月8日から同月23日までの間イラン国テヘランに派遣されたものである。

II 調査団員名簿

氏 名	所 属	担 当
団 長 戸 村 惇 夫	労働省職業訓練局技能検定課 課長補佐	職業訓練一般及び 総括
団 員 中 野 俊 次	建設省大臣官房建設機械課 専門官	建設機械整備部門
〃 香 川 繁	労働省職業訓練局管理課	電子機器部門
〃 野 中 史 朗	職業訓練大学校助手	電気機器部門
〃 樋 田 俊 雄	海外技術協事業団海外センター課	業務調整
有 吉 宏 之	在イラン大使館三等書記官	
長 沢 幸 敏	海外技術協力事業団テヘラン前外事 務所長	

Ⅲ イラン・カラジ小規模工業技術訓練センター
増設部門実施調査団調査日程表

月 日	訪 問 先	面 会 者	備 考
10月8日 (月)	東京出発 テヘラン着		JAL461
9日 (火)	○在イ日本大使館	有田大使 大島参事官 有吉書記官	表敬 在イラン大使館で把握している情報を 基に意見交換 表敬(1) R/D原案提出しイラン側の意向を 打診
	○労働社会事業 省職業訓練局	職業訓練局長 国際局長	(2) イラン側より機材リストの提出要求 があった。
10日 (水)	○カラジ小規 模工業技術工 業センター	所長、副所長 及び関係者	視察 増設部門の建物に係る図面については 労働社会省のそれとカラジセンターのそ れとでは差異があったか建物はすでにセ ンター側の図面に基づき始っていた。
11日 (木)	○イラン電気通 信研究センター (I・T・R・C)	藤村顧問ほか 日本人専門家7 名	視察 1) I T R Cの状況 2) 専門家の生活状況聴取 3) 便宜供与については特に日本食料 品の無税通関について事情聴取
12日 (金)	テヘラン出発 イスファハーン 到着		
13日 (土)	○イスファハーンセ ンター(フランス 協力) ○コルフアド電気 産業附 (ナショナルと技術 提携)経営指導	所長ほか関係者 蔭山部長ほか 日本人専門家3 人	視察 訓練センターを視察、訓練内容、カリ キュラム編成等について意見交換 1) 産業界の訓練ニーズ聴取 2) イラン人の雇用配置、訓練効果等に ついて意見聴取
14日 (日)	○産業開発センタ ー(ソ連協力) イスファハーン 出発 テヘラン着	所長ほか関係者	視察 1) 成人訓練の内容聴取(事業所より 選考) 2) ソ連の援助内容、特に専門家、指 導員の研修について聴取

月 日	訪 門 先	面 会 者	備 考
15日 (月)	実施調査団打ち 合せ		視察 1) 訓練目標の考え方 2) 供与器材選定基本方針 3) 専門家に対する便宜供与に関する 交渉方針 4) カウンターパートの研修に関する 意見整理
16日 (火)	○パルス・東芝㈱ (ラシト)	吉田部長、森戸 部長ほか日本人 専門家	視察 企業内の訓練ニーズ聴取
17日 (水)	○在イ日本大使 館	テヘラン海外事務 所長、 担当書記官	R/D交渉の打ち合せ
18日 (木)	○労働省訓練基 金 ○在イ日本大使 館	職業訓練局長 大島参事官	R/D 1) 食糧問題(日本食糧品)について 交渉 2) 住宅問題について 3) 日本側よりイラン側に対する機材 リスト提出 参事官と交渉内容について打合せ
19日 (金)	自由行動		(宗教的業務のため国内一斉休日)
20日 (土)	○在イ日本大使 館	大島参事官 テヘラン海外事務 所長	R/Dの経過報告及び今後の対策協議
21日 (日)	○労働社会事業 省職業訓練局 ○第3職業訓練 センター(テ ヘラン)	職業訓練局長 所長、訓練部長	R/D交渉 機材リストの説明

月 日	訪 門 先	面 会 者	備 考
22 日 (月)	・労働社会事業 省職業訓練局	職業訓練局長 国際局長 関係者	R/D 1) 協力開始時期について 交渉 2) 建物の完成時期について3月頃 (労働省首) 3) 住宅問題について 4) 免税その他便宜供与について
23 日 (火)	・在イ日本大使 館館 ・労働社会事業 省国際局 テヘラン出発	有田大使、大島 参事官、有吉書 記官 職業訓練局長 国際局長	R/D 調印
24 日 (水)	東京到着		A F 1 9 2 便

Ⅳ カラジセンターの概要

1. カラジセンターの経緯

1957年～1961年12月	ILO専門家による技能訓練を実施
1960年9月12日	日本・イラン两国政府間による協定成立調印(テヘランにて)協定期間1965年9月11日まで
1962年3月1日	日本人専門家派遣(理事長ほか7名)
1962年9月29日～1965年9月11日	協定に基づく訓練実施期間(各職種の訓練期間1年) 職種(機械仕上、溶接、板金鍛造、木型、プラスチック)
1966年～1973年5月	コロボ計画に基づく日本人専門家の派遣
1973年5月以降	イラン指導員による訓練実施

2. イラン政府からの要請の概要

カラジ小規模工業訓練センターの訓練部門増設計画に係る要請の概要は次のとおりで、①機材の供与②日本人専門家の派遣、③イラン人指導員の日本での研修からなっている。

カラジ小規模工業訓練センター訓練部門増設計画に係る協力要請の概要

増設 訓練部門	電気機器	電子機器	道路建設 機械整備	印刷機械 整備
訓練の概要	電気機器の組立修理に関する訓練	電子機器の組立修理に関する訓練	道路建設機械の組立修理に関する訓練	印刷機械運転に関する訓練
訓練対象及び 人員	中学校卒業生 1コース20名 年間40名	中学校卒業生 1コース20名 年間40名	小学校卒業生 1コース20名 年間60名	小学校卒業生 1コース20名 年間60名
訓練期間	4～6カ月	4～6カ月	4カ月	4カ月
訓練施設	実習場 288㎡ 教室 65㎡ 工具室 15㎡ 職員室 15㎡	実習場 422㎡ 教室 65㎡ 工具室 15㎡ 職員室 15㎡	実習場 504㎡ 教室 65㎡ 工具室 15㎡ 職員室 15㎡	実習場 422㎡ 教室 65㎡ 工具室 15㎡ 職員室 15㎡
必要機械設備 器具	(1) 電導機、洗濯機、 冷蔵庫、扇風機、	(1) ラジオ受信機 TV、テープレコーダ	(1) プルトーザー クレイダー、	(1) 印刷機、活字 鋳造機、タイプ

増設 訓練部門	電気機器	電子機器	道路建設 機械整備	印刷機械 整備
	発電機、その他の 電気機器 (2) 測定器 (3) 工具 (4) 電気理論、電 気回路の教材 (5) モデル、教案 教科書、スライ ドその他視聴覚 教材	ステレオ、レコー ド、プレイヤー、 その他の電子機器 (2) 組立、修理用 測定器 (3) 修理用工具 (4) 電子回路、 電子作用の教材 (5) モデル、教案、 教科書、スライ ドその他の視聴 覚教材	スクレーパー、シヨ ベルローダー、ダ ンプトラック、そ の他道路建設機械 (2) 測定器、計測 器、修理用機械 (3) 工具 (4) モデル、教案、 教科書、スライ ドその他の視聴 覚教材	カメラ、拡大機、 オフセット印刷機 輪転機、複写機、 その他の印刷機械 (2) 測定器、工具 (3) モデル、教案、 教科書、スライ ド、その他の視 聴覚教材
派遣専門家と その担当	(1) 電気機器専門 家1名(30~40才) (2) 訓練計画の作 成(協力)と訓 練科の運営全般 管理	(1) 電子機器専門 家1名(30~40才) (2) 訓練計画の作 成(協力)と訓 練科の運営全般 の管理	(1) 道路建設機械 専門家1名(30 ~40才) (2) 訓練計画の作 成(協力)と訓 練科の運営全般 の管理	(1) 印刷機械専門 家1名(30~40才) (2) 訓練計画の作 成(協力)と訓 練科の運営管理
専門家の任期	2年	2年	2年	2年
専門家の待遇	(1) 住宅はイラン 側で用意する。 (2) 必要な場合車 を提供する。 (3) 年1カ月の休 暇あり	(1) 全 左 (2) 全 左 (3) 全 左	(1) 全 左 (2) 全 左 (3) 全 左	(1) 全 左 (2) 全 左 (3) 全 左
イラン人指導 員の研修	イラン人指導員の うち1名を日本で の研修を希望する。	全 左	全 左	全 左

V カラジセンター増設部門設置に係る諸事項

1. カラジセンターの位置づけ

イラン国における職業訓練は労働社会省（職業訓練局）が直接管轄している養成訓練施設及び職業訓練基金（労働省の外郭団体）で実施している成人訓練施設があり、当センターは前者に属する訓練施設である。

カラジセンターは前述のとおり過去13年間日本国が技術協力をしてきたセンターで、現在イラン人指導者によって訓練がつづけられている。（昭和48年5月以来日本人専門家はいない。）センターの場所はカラジの町はずれにありその施設の状況については図1のカラジ小規模工業技術訓練センターの配置図のとおりである。

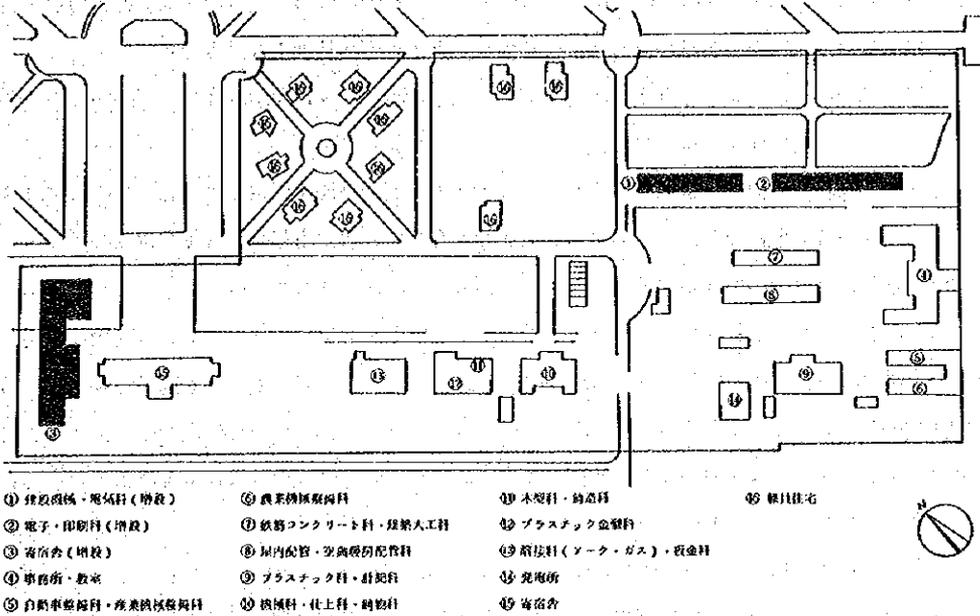
既設センターは開所した1962年9月においては鉱工業省の所管であったがその後鉱工業省は他のいくつかの省と統合され経済省となり、そのまま経済省の所管のもとに訓練はつづけられた。さらに1965年3月末日、センターは労働社会省に移転され現在に到っている。

カラジセンター既設部門の訓練科は、次のとおりである。

カラジセンター既設部門訓練科一覧

- 1 農業機械整備
- 2 自動車整備
- 3 プラスチック成型
- 4 屋内配管
- 5 鉄筋コンクリート
- 6 仕 上 げ
- 7 金 型
- 8 鋳 物
- 9 木 型
- 10 建築大工（木工）
- 11 機 械
- 12 板 金
- 13 溶接（アーク、ガス）
- 14 計 測
- 15 産業機械整備
- 16 空調暖房配置

図1 カラジ小規模工業技術センター配置図



2. 増設部門の役割

イラン国の各地域では電気、電子、建設機械整備に係る技能労働者の需要が増加しているが現在その需要が十分満たされていない。したがって、カラジセンターにおける増設部門では、電子電気、建設機械整備部門の技能者を短期間に養成し、関係小規模工業へ多数送り出すことが第一の任務となっている。

3. 訓練目標

イラン側の増設各訓練科の訓練目標についてはそれぞれ下記のとおりである。

- ① 電気機器科 家電製品のモーター巻線及び修理ができる程度の技能を習得させる。
- ② 電子機器科 ラジオ(真空管、トランジスター)、テレビ(モノクロ、カ)の組立及び修理ができる程度の技能を習得させる。
- ③ 建設機械科 建設機械の整備の基本的な考え方、整備基準に準拠し、計測による判断にもとづく整備というような基礎的なことに重点を置く及び運転操作ができる程度の技能を習得させる。

しかし上記の訓練目標の達成は、訓練期間（４カ月～６カ月）から見て相当困難であると考えられるので本調査団は発足当初においては次の程度にとどめるのが適当である旨イラン側に回答した。^(注)

- ① 電気機器科 家電製品のモーターの巻線ができる程度の技能を習得させる。
- ② 電子機器科 ラジオ（真空管、トランジスタ）の組立て及び簡単な修理ができる程度の技能を習得させる。
- ③ 建設機械科 簡単な整備及び運転操作ができる程度の技能を習得させる。

ただし訓練目標の設定及びカリキュラムの編成は、今後イ、日双方において十分協議しイラン国の実情に適した訓練目標を決定することが必要である。

4. 訓練期間

訓練期間についてはとおりである。

- イ 電気機器科 ４カ月～６カ月
- ロ 電子機器科 ４カ月～６カ月
- ハ 建設機械整備科 ４カ月

本調査は４カ月～６カ月の訓練期間では養成訓練としての十分な訓練をすることは困難であるので、基礎訓練のみについて短期間で訓練を行なうことが適当であると考えられる。

5. 訓練生及び定員

訓練生は１６才以上のものを対象とし、応募者の中から選考して入所決定される。入所選考は、文科試験、面接試験、職業適検調査等により行なわれる。各訓練科ごとの入所資格は次のとおりである。

電気機器科 中学校（９年）卒業生

電子科 //

建設機械整備科 小学校（６年）卒業生

訓練定員は増設３部門とも各２０名となっているが、電子機器については訓練生のレベルからみ

（注）１ 実施調査団の回答は視察した企業の教育訓練担当者、日本人社員等の意見をも検討してイラン国の実情及び訓練期間等からみて適当と考えられる目標である。

（注）２ イラン側は短期間の養成訓練の修了をした後職場において２～３年の実務経験を積んだ者の中から必要なものを対象とした再訓練及び向上訓練（成人訓練）を当センターにおいて実施することも考えている。この場合、実習場教室の使用等具体的運営について養成訓練との調整を要する。

て定員10名が適切と考えられた。しかしイラン国側から3部門とも定員20名とすることについて強い要望があった。

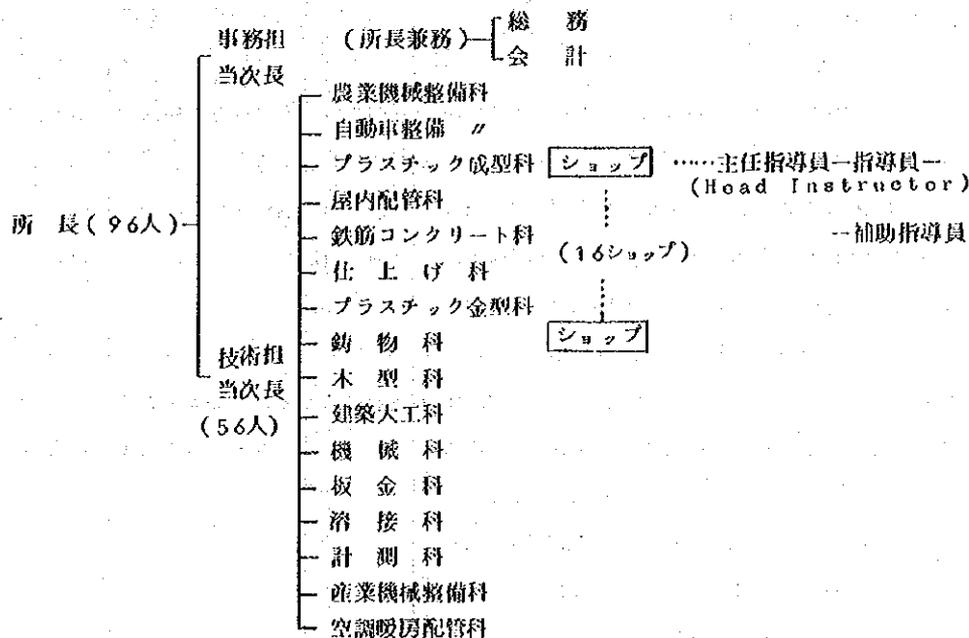
6. 日本人専門家及びイラン人指導員

1. 組織

既設部門の指導員の配置状況は、参考欄①に掲げるとおりで、イラン側は増設部門についても同様の指導員配置を考えていた。即ち増設3部門それぞれに主任指導員、補助指導員を配属する。ただし主任指導員については電気機器科及び電子機器科(両科担当)で1名、建設機械整備科及び農業機械整備科(既設訓練部)両科担当で1名を配属する。指導員については各部門に2名、補助指導員は各部門1名を配属することとする。これに対し本調査団は指導員及び補助指導員について問題はないとしても、主任指導員が2部門を担当することは、日本人専門家との協力関係に種々の問題を生み、特に各部門の指導員に対して徹底した指導が困難と考えられるので3部門に各1名ずつ配属するよう要望した。

その結果イラン国側は最終的に日本国側の要望どおり主任指導員を3部門に各1名を配属することにした。(参考欄②のとおり)

〔参考〕 ① カラジ小規模工業技術訓練センターの組織図



(注) 現在の16 shopについては主任指導員8名(1名2ショップ担当)指導員32名(1ショップ2名)補助指導員16名(1ショップ1名)が配置されている。

参考欄Ⅰ

指導員	部門	電気機器	電子機器	建設機械整備	農業機械設備
主任指導員		1名		1名	
補助指導員		1名	1名	1名	1名

参考欄Ⅱ

指導員	部門	電気機器	電子機器	建設機械整備
主任指導員		1名	1名	1名
補助指導員		1名	1名	1名

A₁ フォームに示されているイラン人指導員の日本国における研修は各部門の主任指導員を対象として考えられているものである。日本国における研修期間は3～4ヶ月、研修内容は技能養成訓練の指導に必要な知識及び技能、そして指導案の作成法、作業分解シートの作成法等が適当と考えられる。研修場所は日本国内の職業訓練施設が適当である。

イラン人指導員の採用についてはイラン国側で行ない、日本人専門家のもとで指導員として勤務する。

7. 増設部門の建物

(1) 建築状況

増設部門の建物については既設センターの敷地内に4部門の建物(2棟)を建設中である。各棟とも昭和48年5月に着工し現在鉄骨組立を終了し、壁面のレンガ積みを行っていた。イラン側の話では昭和48年12月末には完成を目的としていたが、工事の進行がはかばかしくなく、また期間の工事の遅延等を考慮すると完成時期は遅れ昭和49年3月以降となるものとみている。

(2) 建築計画図および調査団からの助言について

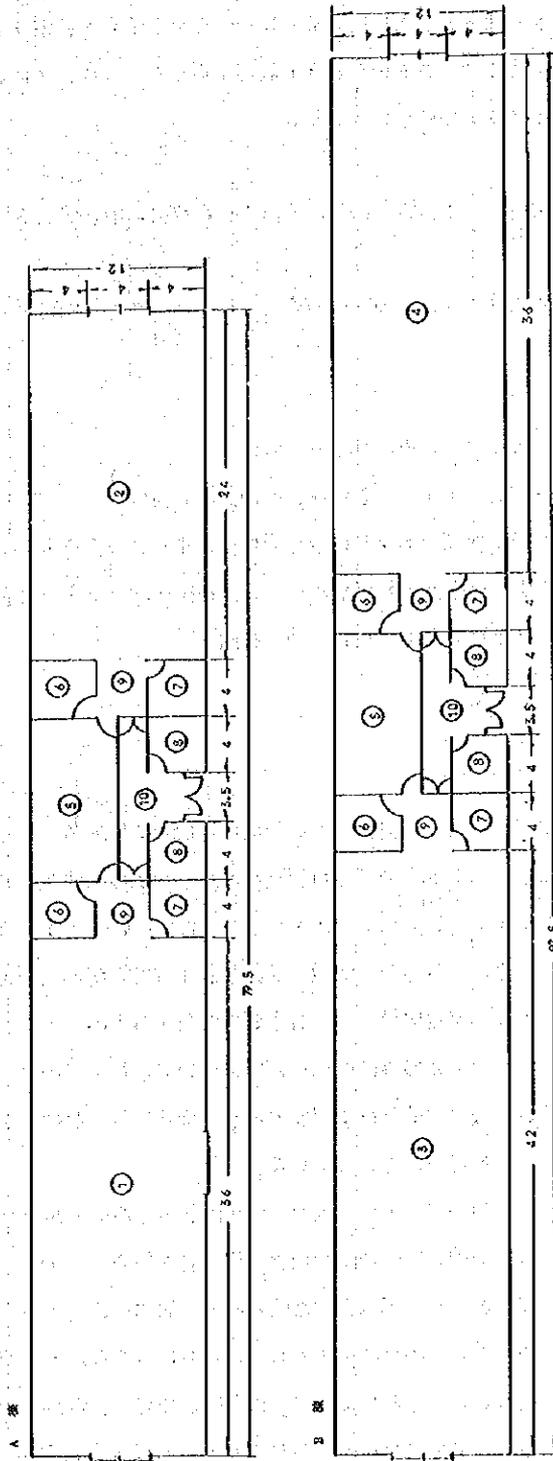
増設部門のイラン側の建築設計図は別添図2のカラジ小規模工業技術訓練センター内増設部門配置図のとおりである。実習場、教室、工具室、指導員室等を含めて4部門2棟である。

このような配置では、訓練実施上次のような点に難点があり、改善を要すると考えられるのでイラン側に次のような点について助言を行なった。

- イ 電子機器科と電気機器科とを同棟にすること。
- ロ 建設機械科と印刷機器科とを同棟にすること。
- ハ 教室については各科1教室設けること。

これらに対してイラン側においては設計どおり建物を建築中のため変更することは困難であるが、

図2 イラン小規模工業技術訓練センターの増設科平面図



- 図1
- ① 建設機械実習場
 - ② 電気給水実習場
 - ③ 電子計測実習場
 - ④ 印刷実習場
- 図2
- ⑤ 教室
 - ⑥ 事務所
 - ⑦ 図書
 - ⑧ 印刷所
 - ⑨ 洗面
 - ⑩ 洗面
 - ⑪ 洗面
- 図2の建設機械実習場、電気給水実習場、電子計測実習場、印刷実習場の平面図

問題点を解決するため、次の措置を講ずることとした。教室については本館（3教室）およびプラスチック科内のもの等で増設部門で使用できるものを選んで利用することとした。また、建設機械については、次の問題点があるのでイラン側に申し入れた。

イ 試運転用広場の確保

ロ ワークショップへの機械の搬入、搬出方法の検討（出入口の位置、巾、建物周囲のスペースの検討）

ハ ワークショップ内に設ける天井クレーンの容量の検討、ワークショップ内にピットの整備床厚の検討

ニ 建設機械の格納庫の整備

ホ 燃料噴射装置、電装品試験機などのための試験室の整備

ヘ スペアパーツをツールルームと共用するとすれば、その面積の検討

ト 教室を「電気機器」との共用は切斷模形などの教材配列上、また訓練実施上からも不適当
一方労働社会省職業訓練局の所持する設計図ではカラジ小規模工業技術訓練センターで施工中の設計図と異なったもので、日本側の構造と同じであった。（図3参照）

8. 供 与 機 械

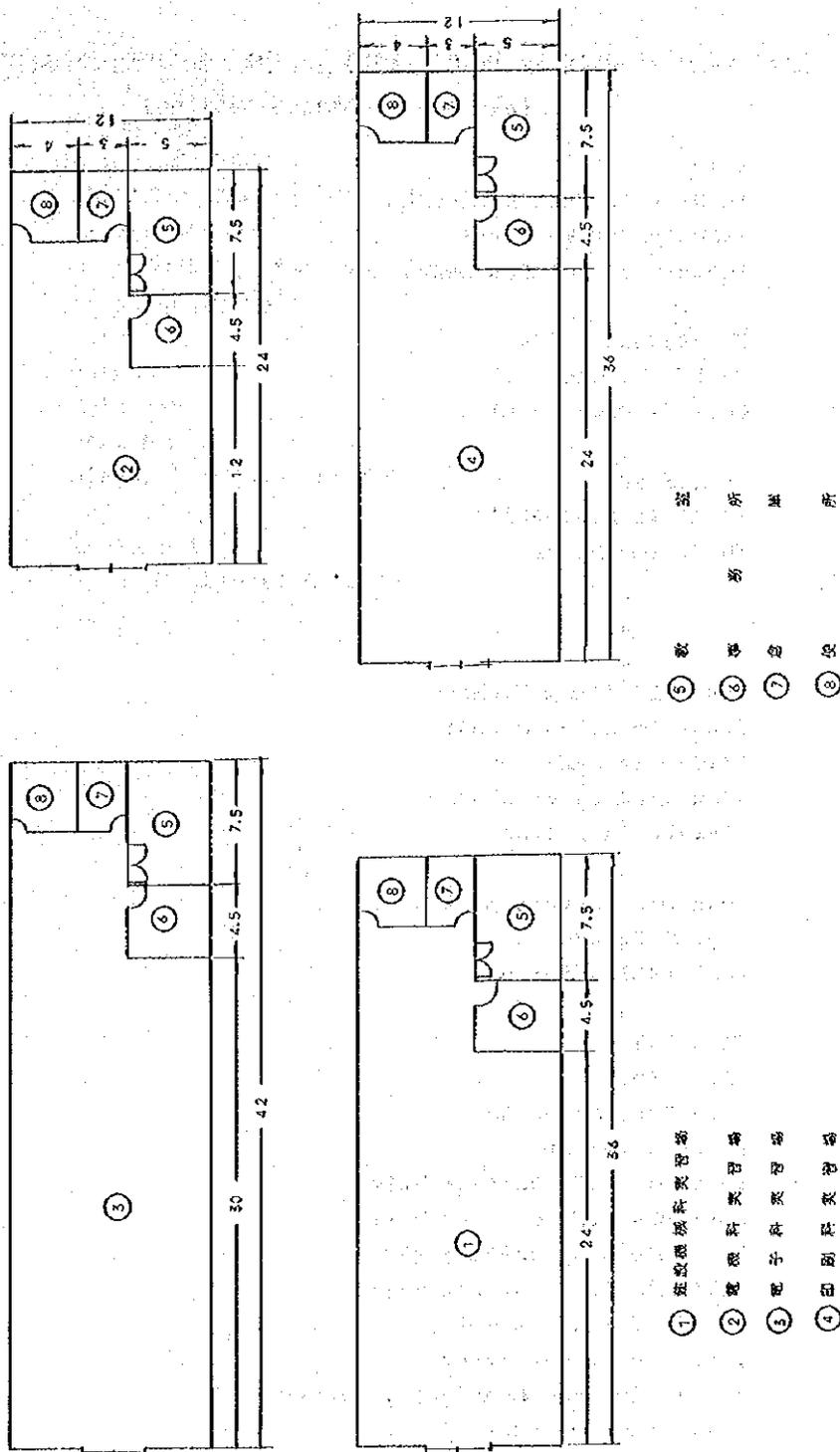
(1) 供与機械の選定について

増設3部門のうち電気機器、電子機器両部門の機械については日本から供与するが、この2部門に設置する機器設備の機種及び数量は前記(3)の訓練目標及び前記(5)の訓練生数を考慮に入れて、基礎的な技能の習得に必要な機器については訓練生1名当たり1台他に若干の予備を必要とするとし、測定器、試験器等についてはそれぞれ必要な個数(数個)とすることが適当である。

なお、本調査団は、調査結果にもとづく必要器材として日本側で供与するもの、イラン側で用意すべきものとし別添一覧表を提示した。なお建設機械整備の部門についてはわが国の予算上の制約により、専門家の派遣は可能であるが、機械の供与は不可能であり、訓練に必要な機械をイラン政府当局の責任において準備することが、前提条件となっていた。

この点に関し、R/D交渉の過程において、イラン政府当局の関係者(職訓局長)は訓練用機械の準備がある旨を明言はしたが、機械の内容については口答で機械名を羅列したのみで、機械リストを文書の形で入手することはできなかった。電気機器部門に関する質的な選定方針としては電動機の分解、組立て、巻線、絶縁処理についての訓練を主とし、これらに必要な機器を選定した。また電子機器部門に関する質的な選定方針は、主としてラジオの分解、組立て、修理についての訓練を主とし、これらに必要な計測器類を含めて機器を選定した。なお、この場合、実技教材として

図3 イラン政府労働社会省職業訓練局計画のカラジセンター建設計画案



別表

List of equipment to be provided by the Japanese Government
(Electro mechanics section)

<u>No.</u>	<u>Item</u>
1.	Insulation Test Equipment
2.	Transformer For Test
3.	Inductance Voltage Regulator
4.	"
5.	Wheatstone Bridge
6.	Double Bridge
7.	Coil Winding Machine
8.	"
9.	Rectifier
10.	Electric Dynamometer
11.	Induction Motor
12.	"
13.	"
14.	"
15.	Bench Drilling Machine
16.	Electric Bench Grinder
17.	Slidac Transformer
18.	Insulated Paper Shear
19.	Star-Delta Switch
20.	"
21.	Inversion Magnet Switch
22.	Magnet Switch
23.	Push Botton Switch
24.	"
25.	Time Relay
26.	Pilot Lamp
27.	Baby Type Stock Set
28.	Circuit Tester
29.	Portable A.C. Voltage Meter
30.	Portable A.C. Current Meter
31.	Portable D.C. Voltage Meter
32.	Portable D.C. Current Meter
33.	Single Phase Wattmeter
34.	Three Phase Wattmeter
35.	Insulation And Continuity Tester
36.	Power Factor Meter
37.	Frequency Meter

<u>No.</u>	<u>Item</u>
38.	Tachometer
39.	Earth Tester
40.	Pitch Gauge
41.	Motor Gap Gauge
42.	Electric Washing Machine
43.	Electric Fan
44.	Side Cutting Plier
45.	Electrician Knife
46.	Scissors
47.	Chisel
48.	Hole Saws Set
49.	Pipe Cutter
50.	Diagonal Cutting Nipper
51.	Bolt Cliper
52.	Radio Plier
53.	Portable Electric Drill

List of equipment to be provided by the Imperial Government
of Iran

(Electro mechanics section)

<u>No.</u>	<u>Item</u>
1.	Switch Board For Operation
2.	Switch Board For Practice
3.	Electric Heat Type Drier
4.	Load Resistor
5.	Slide Resistor
6.	Watthour Meter
7.	"
8.	Thermometer
9.	Stop Watch
10.	Vernier
11.	Micrometer
12.	Steel Scale
13.	"
14.	Spring Balance
15.	Angle Meter
16.	Level
17.	Folding Rule
18.	Tape Measure
19.	Drafter And Draft Tools
20.	Electric Washing Machine
21.	Electric Fan
22.	Over Head Projector
23.	Slide Projector
24.	Cable Joint Plier
25.	Electrician Driver
26.	Gimlet
27.	Straight Shank Twist Drill
28.	Hand Burring Reamer
29.	Feather Gimlet
30.	Adjustable Angle Wrench
31.	Set of Needle File
32.	Ratchet braces
33.	Soldering iron
34.	Hack saw Frame
35.	Pipe Wrench

<u>No.</u>	<u>Item</u>
36.	Combination Plier
37.	Wire stripper
38.	Pipe Bender
39.	Mashinist Hammer
40.	Wooden Hammer
41.	Parallel Bench Vise
42.	C type Screw Clamp
43.	Wire Bruoh
44.	Gear Puller
45.	Chisel
46.	Scoop
47.	Picks
48.	Safety Band
49.	Leather Sack with Band
50.	Foots tool
51.	Folding Rule (wooden)
52.	Condenser For Electric Power
53.	Lead Battery
54.	Parallel Vise
55.	Slide Rule
56.	Refrigerator
57.	Electric Cleaner

List of equipment to be provided by the Japanese Government
(Electronics section)

<u>No.</u>	<u>Item</u>	
1.	Automatic Voltage Regulator	
2.	Regulated D.C. Power Supply	
3.	Signal Generator	
4.	"	
5.	Oscilloscope	
6.	Synchroscope	
7.	Pattern Generator	
8.	Sweep Generator	
9.	R.C.L. Low Frequency Oscillator	
10.	Test Oscillator	
11.	Universal Bridge	
12.	Wheatstone Bridge	
13.	Valve Tester	
14.	Valve Voltmeter	
15.	Universal Counter	
16.	Q-Meter	
17.	Radio	
18.	Speaker System	
19.	Bench Drilling Machine	
20.	Electric Bench Grinder	
21.	Portable Electric Drill	
22.	Circuit Tester	
23.	Automatic Insulation Resistance Tester	
24.	Radio Kit	
25.	Television Kit	
26.	Tool Set for Radio And T.V.	
27.	Slidac Transformer	
28.	Baby Type Stock Set	
29.	Portable A.C. Voltage Meter	
30.	Portable A.C. current Meter	
31.	Portable D.C. Voltage Meter	
32.	Portable D.C. current Meter	
33.	D.C. Galvanometer	
34.	A.C. Galvanometer	

List of equipment to be provided by the Imperial Government
of Iran

(Electronics section)

<u>No.</u>	<u>Item</u>
1.	Parallel Vise
2.	Center punch
3.	Hand Burring Reamer
4.	Hack Saw Frame
5.	Soldering Iron
6.	"
7.	Metal Working Files Set
8.	Hammer
9.	Slide Rule
10.	Vernier
11.	Micrometer
12.	Folding Rule
13.	Tape Measure
14.	Drafter And Draft Tools
15.	Steel Scale
16.	"
17.	Wooden Saw
18.	Over Head Projector
19.	Slide Projector

ラジオの組立てキットは1名1セットの目標として選定した。また、テレビジョン(モノクロ)の分解、組立て、修理の訓練に必要な計測器類をも含めて機器及びテレビジョンの組立てキットを選定した。

(2) 訓練用機械の分担

訓練用機械の分担については日本国とイラン国の双方で協議した結果、日本国側が供与する機械のほかはイラン国側が用意することとなった。(前述のとおり建設機械整備科についてはすべてイラン側で措置する)

(3) 訓練用機械のレイアウト

増設部門の機械設備の配置に関するレイアウトについてはイラン側においては具体的計画案がなく派遣される日本側専門家とイラン側とで協議のうえ決定することとした。しかし、専門家の派遣時期機械の送付時期等が未定であるので、別途、具体的計画(カリキュラム編成教材の作成等を含む。)未定のための調査団を派遣するが必要である。すなわち、訓練機械に関する詳細の打合せ、訓練施設とのアドバイス、訓練内容の検討をも含んで、明年早々にも、派遣専門家の候補者を短期に派遣し、これらについての検討を行はしめ、一時帰国させ、その時期にカウンターパートの研修などの準備を行い、その後長期派遣するのが望ましいと考えられる。

(4) パーツの調達

電気機器及び電子機器部門に必要な訓練用資材の調達はいラン国内特にテヘラン市内には電気、電子関係の専門店があり、特殊なものを除いては大部分のものが簡単に入手できる。資材のうちビニール線類、コード線類、一般用シールド線類(同心シールド線を除く)等は日本国内よりも安価で簡単に調達できる。また、真空管類及びトランジスター類等も調達できる。

(5) 訓練用機械の輸送及び保管

機械は日本国から海上輸送によってイラン国南部のペルシャ湾沿岸コーラムシャー港陸揚した後、イラン国政府所管のもとにカラジ小規模工業技術訓練センターまで陸上輸送をする。また保管については政府所管のもとにセンターにおいて保管する。

(6) 訓練用機械の現地修理及び保守

イラン国内における機械(機器)の修理及び保守は可能で特殊な場合を除いて日本国からメーカーの技術者等をイランに派遣する必要はない。

(7) その他

イラン国内で測定に使用されている単位は英国、アメリカの製品を除いては全部メートル法である。またイラン国における電気に関する法令はドイツ、フランス等の法令をそのまま取り入れて適用しているとのことであるが、法令の内容については日本国内とは異なり可成りきびしいとのこと

である。したがって電気配線等については現地の関係者の協力を得て十分検討することが必要である。屋内の配線についてはイラン国の電気工事担当者に任せたほうがよい。使用電圧及び周波数は下記のとおりである。

	電 圧	周波数	方 式
一般用	220V	50Hz	単相2線式
動力用	380V	50Hz	3相3線式

9. 増設3部門の開設計画

イラン国側の増設3部門の開設計画は最初昭和49年4月であったが、増設3部門の建物の完成時期が現在の進行状態では昭和49年3月頃の完成は無理であり5月頃になるとイラン国側は考えている。イラン側は日本国からの供与機械が5月頃に到着するよう希望するとともに、それに日本人専門家が赴任し、機器類の設置、カリキュラム編成、テキスト（日本のテキストをペルシャ語に翻訳する）及び教材（掛図その他の視聴書教材）の作成等を行ない訓練開始はおそくとも昭和49年9月頃に行いたいと考えている。上記5月から8月までの準備期間中に3部門の訓練生を募集し、定員どおりの訓練生を確保することとする。なお訓練生の募集選考には日本人専門家も参加することとなっている。

(1) 日本人専門家の現地赴任時期及び処遇

専門家の現地赴任時期について、イラン国側は原則的に昭和49年3月を要望していたが、実施調査団側としては建物の完成が5月頃と考え、4月から5月までの間に赴任させることが適切であると判断した。なお増設3部門の建物が3月までに完成しなくても専門家の住宅が準備されているので赴任時期は早くても差しつかえない。専門家が赴任し建物が未完成の場合でも増設3部門開設のための準備やレイアウトの検討等はできると考えている。また特権免除についてはイラン国労働社会事業省が責任をもって行なう。（R/D参照）

日本人専門家の住宅についてはセンター内に3戸確保されており、無料で提供される。3戸の住宅については次のとおりである。

イ 新築 1戸

ロ 過去日本人専門家が利用していた住宅 2戸

1戸はすでに修理済みであり、他の1戸は修理中であった。

住宅の内部はヨーロッパ式で、間取りは応接室、寝室、台所、浴室（兼洗面所、便所）、玄関及び地下室（2部屋）となっている。ただし、新築の住宅には地下室がない。なお専門家の都合（主として子弟の教育のため）によりセンター内の住宅以外の住宅に入居する場合にはイラン国側より、住宅手当（2万リアル；日本円約8万円）が日本人専門家に支給される。しかし、本プロジェクトの目的を完遂するためには、イラン側で用意するセンター内の宿舎に入居するのが最も効果的である。

○昭和48年（1973年）10月現在テヘランにおける住宅の家賃は1月当たり2万～2.5万リアル（日本円で約8～10万）で10年前の4～5倍の上昇である。

○センター内のイラン国側が準備した住宅に入居した場合住宅手当は支給されない。

(2) 供与機材の発送時期

増設3部門の建物が昭和49年5月に完成するとみて、おそくとも昭和49年2月下旬から3月初旬には発送する必要がある。発送してカラジ小規模訓練センターに機材が到着するに、約3ヶ月の日時を要することを考えることが必要である。

Ⅵ イラン政府当局との交渉の概要

1. 討議議事録(英文)

(英文のものが公式討議議事録である)

RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE JAPANESE
SURVEY MISSION AND THE IRANIAN AUTHORITIES
CONCERNED REGARDING THE TECHNICAL COOPERA-
TION IN THE ESTABLISHMENT OF ADDITIONAL
TRAINING SECTIONS TO THE TRAINING CENTRE
FOR SMALL SCALE INDUSTRIES AT KARADJ, IRAN

At the request of the Imperial Government of Iran for the Government of Japan to extend the technical cooperation in the Project of establishing additional training sections to Training Centre for Small Scale Industries at Karadj, Iran, the Overseas Technical Cooperation Agency of Japan (OTCA) which is entrusted by the Government of Japan with the execution of its overseas technical cooperation schemes, organized the Implementation Survey Mission, headed by Mr. Atsuo Tomura, Deputy Head of Trade Skill Test Division, Vocational Training Bureau, Ministry of Labour, Government of Japan, with the objective of reaching understandings with the Iranian authorities concerned on the details of the matters to arise in the process of the implementation of the Project.

The Mission has been staying in Iran since from 6th October, 1973, conducting feasibility survey on the Project and exchanging views with Iranian authorities concerned on the requisite measures to be taken by both the Japanese and Iranian sides for implementing the Project.

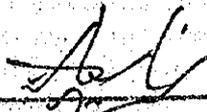
As a result from the above exchange of views, the Japanese Implementation Survey Mission and the Iranian authorities concerned agreed to recommend respectively to their national Governments the matters as stipulated on and after the second page of this Record of Discussions.

TEHRAN, date the 23 October, 1973

For the Overseas Technical
Cooperation Agency



(Atsuo Tomura)
Head of the Japanese
Implementation Survey
Mission



ALI-AKBAR AMINI
Ministry of Labour and
Social Affairs

I. Outline of the Project

1. The Project is to set up three additional training sections at the site of the Training Centre for Small Scale Industries established under the technical cooperation between the Government of Japan and the Imperial Government of Iran and to render practical and theoretical training of skilled workers and technicians for small scale industrial units.

2. Additional training sections

- 1) Electro mechanics section
- 2) Electronics section
- 3) Construction machinery service section

3. The outline of the training

- 1) The training period

Electro mechanics section	4-6 months
Electronics section	4-6 months
Construction machinery service section	4 months

- 2) Entry qualification

Electro mechanics section	Trainees level of attainment should be 9 years of Junior High School
Electronics section	Trainees level of attainment should be 9 years of Junior High School
Construction machinery service section	Trainees level of attainment should be 6 years of Elementary School

- 3) The number of trainees 20 for each section

II. Japanese experts

1. In compliance with request in Form A1 dated April 6, 1973, by the Imperial Government of Iran, the Government of Japan will take necessary measures in accordance with laws and regulations in force in Japan to provide at its own expense the requisite services of Japanese technical experts

(hereinafter referred to as "Japanese experts") as listed in Annex I.

2. Japanese experts will exercise the function as listed in Annex II.

3. The Japanese experts and their families will be granted the same privileges, exemptions and benefits as those granted to the Japanese experts under the Agreement between the Government of Japan and the Imperial Government of Iran concerning the establishment of the Training Centre for Small Scale Industries, signed at Tehran, September 12, 1960, and will be exempted from payment of the custom duties and commercial profit taxes imposed on the importation of Japanese foodstuff for consumption of the experts and their families up to the amount of 10,000 Rials (FOB price: port of embarkation in Japan) per head and per annum, as in case of the Agreement between the Government of Japan and the Imperial Government of Iran concerning the Establishment of Telecommunication Centre, signed at Tehran, August 16, 1970.

In case when the custom duties and commercial profit taxes imposed on the Japanese foodstuff might not be exempted in view of the regulations of Iran, the Ministry of Labour and Social Affairs shall reimburse the amount of the taxes incurred by the Japanese experts up to the afore-mentioned amount.

4. The Imperial Government of Iran will undertake to bear claims, if any arise, against the Japanese experts resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the bona fide discharge of their official functions in Iran.

5. The Imperial Government of Iran will provide the Japanese experts with well furnished accommodations at the site of Karadj Training Center, otherwise each expert will receive the amount of 20,000 Rls. per month as housing allowance.

III. Equipment to be provided by the Government of Japan

1. In compliance with the request in Form A4 dated April 6, 1973, by the Imperial Government of Iran, the Government of Japan will take necessary measures in accordance with

laws and regulations in force in Japan to provide necessary equipment at its own expense as listed in Annex III.

2. The above mentioned equipment will become the property of the Imperial Government of Iran upon being delivered C.i.f. at the port of disembarkation to the Iranian authorities concerned.

3. The above mentioned equipment will be utilized exclusively for the purpose of the Project with the advice of the Japanese experts.

4. The Imperial Government of Iran will provide expenses necessary for the transportation as well as installation, operation and maintenance of the above mentioned equipment.

5. The Imperial Government of Iran will take necessary measures to meet custom duties, internal taxes and similar charge, if any, imposed upon the above mentioned equipment in Iran.

IV. Training in Japan for Iranian counterparts

In compliance with the request in Form A2 and A3 to be submitted in future by the Imperial Government of Iran, the Government of Japan will take necessary measures in accordance with laws and regulations in force in Japan to receive the Iranian counterparts of the Japanese experts for technical training in Japan through the normal procedures under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.

The Imperial Government of Iran will take necessary measures to ensure that the knowledge and experiences acquired by the above mentioned Iranian counterparts through the technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

V. Other necessary measures to be undertaken by the Imperial Government of Iran

1. Provision of requisite land and building as listed in Annex IV as well as incidental facilities required thereof.

2. Supply of equipment and machinery, spare parts and other materials as listed in Annex V and other equipment, tools, spare parts and other materials necessary for the implementation of the Project.
3. Supply of requisite Iranian personnel as listed in Annex VI.
4. Provision of all running expenses necessary for the implementation of the Project including expenses for official trip in Iran for the Japanese experts.

VI. Responsibilities

The Director general of Training Department of the Ministry of Labour and Social Affairs, the Imperial Government of Iran will have the overall supervision and responsibility for the implementation of the Project.

The Iranian Director of the Training Centre will have responsibility for the administrative matters of the Project. The Japanese experts, in close contact with the Iranian Director of the Training Centre, will have responsibility for the technical matters of the Project as referred in Annex II.

VII. Mutual consultation

There will be mutual consultation on the Project, including the arrival date of the experts which will be considered as the starting date of the Project and any other matters, if any, between the Embassy of Japan in Iran and the Iranian authorities concerned for the purpose of promoting the objectives of the Project.

VIII. The period of cooperation

The period of the technical cooperation mentioned in this Record of Discussions will be two years. This period may, however, be extended for a further specified period by the mutual agreement between the two Governments.

ANNEX I

Japanese Experts on:

	number
1) Electro mechanics	1
2) Electronics	1
3) Construction machinery service	1

ANNEX II

Function of the Japanese Experts

- 1) Advice and instruction to the Iranian Counterparts on the planning of training programs and technical matters
- 2) Advice and instruction to the Iranian Counterparts on the technical matters concerning installation, operation and maintenance of the equipment and machinery

ANNEX III

List of the equipment to be provided by the Government of Japan

Electro mechanics section:

- 1) Electro Machines
- 2) Testing Instruments
- 3) Measuring Instruments
- 4) Tools
- 5) Draftsman's Tools
- 6) Training Materials

Electronics section:

- 1) Electronics Machines
- 2) Testing Instruments
- 3) Measuring Instruments
- 4) Tools
- 5) Draftsman's Tools
- 6) Training Materials

ANNEX IV

Land and building

1) Electro mechanic section:

Workshop
Laboratory
Classroom
Toolroom
Office for trainers

2) Electronics section:

Workshop
Laboratory
Classroom
Toolroom
Office for trainers

3) Construction machinery service section:

Workshop
Laboratory
Classroom
Toolroom
Office for trainers
Test field
Garage

ANNEX V

List of equipment to be provided by the Imperial Government of Iran

Electro mechanics section:

- 1) Tools and others

Electronics section:

- 1) Tools and others

Construction machinery service section:

- 1) Construction machinery
- 2) Tools
- 3) Measuring instruments
- 4) Testing instruments

ANNEX VI

Iranian Staff

	number
1) Director	1
2) Counterparts	6
Electro mechanic section	(2)
Electronics section	(2)
Construction machinery service section	(2)
3) Administrative staff	
Typist	-----
Clerk	-----
Telephonist	-----
Watchman	-----
Driver	-----
Messenger	-----

2. 討議議事録（日本文）

カラヂ小規模工業技術訓練センター増設部門設立に関する日本側実施調査団とイラン関係当局との討議議事録

日本政府に対する、イラン帝国政府の要請により、海外技術協力事業団は、日本政府から、海外技術協力計画の遂行の委託を受け、カラヂ小規模工業技術訓練センター増設部門のプロジェクトを行うため、その遂行の過程に生じる事項の詳細に関しイラン関係当局と相互理解するために労働省職業訓練局課長補佐、戸村惇夫を団長とする、実施調査団を組織した。

調査団は、1973年10月8日から、イランに滞在しプロジェクトのフィジビリティ調査を行い、プロジェクトの遂行のために、日本イラン双方が執るべき必要な措置につき、イラン関係当局と意見の交換を行った。

意見の交換の結果、日本側実施調査団とイラン関係当局は、以下本討議議事録に定めた事項を、それぞれの国の政府に意見具進することに合意した。

テヘラン 1973年10月23日

海外技術協力事業団のために

戸村 惇 夫

実施調査団団長

ALI-AINETCHIAN

アリー アイネチアン

労働社会省

I プロジェクトの概要

1. プロジェクトは、日本政府とイラン帝国政府の協力に基づき設置された、小規模工業技術訓練センターの敷地に、三部門を増設し、小規模工業のための熟練工、技術者の実践的、理論的訓練をするものである。

2. 増設訓練部門

- 1) 電気機器部門
- 2) 電子機器部門
- 3) 建設機械整備部門

3. 訓練の概要

- 1) 訓練期間
電子機器部門 4-6ヵ月
電子 " " 4-6ヵ月
建設機械整備部門 4-6ヵ月
- 2) 入所資格
電子機器部門 中学卒で9年間の教育を受けたもの
電気機器部門 中学卒で9年間の教育を受けたもの
建設機械整備部門 小学卒で6年間の教育を受けたもの
- 3) 訓練者数 各部門20名

II 日本人専門家

1. イラン帝国政府からの1973年4月6日付、A1フォームによる要請に応じ、日本政府は日本国内において施行されている法令により付表Iに掲げる日本人技術専門家、以下(日本人専門家)の派遣を自己の負担において、実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2. 日本人専門家の所掌する業務の内容は、付表IIに掲げるものとする。

3. 日本人専門家とその家族は1960年9月12日、テヘランで署名された小規模工業技術訓練センター設立に関する、日本政府とイラン帝国政府との協定において受けたと同様の特権、免税、便宜を得るものとし、また1970年8月16日テヘランで署名された電気通信センター設立に関する、両国政府間の協定と同様に年間一人当たり1万リアル(日本の積出し港におけるFOB価格)までの日本食料品の輸入に課される関税商業利得税の免除を受けるものとする。

日本食料品に課される関税、商業利得税が、イラン国の規定により免税されない場合には、労働社会事業者は上記金額の範囲内で日本人専門家がこうむった税額を払い戻すものとする。

4. イラン帝国政府は、イランにおける日本人専門家の職務中の善意の遂行に起因し、その遂行中に発生し、その他のその遂行に関連する日本人専門家に対する請求が生じた場合には、

その請求に対する責任を負うものとする。

5. イラン帝国政府は、カラテ訓練センターの敷地に、家具付きの適当な家賃を提供する。さもなければ日本人専門家は家賃として1カ月2万リアルを受け取るものとする。

III 供与機械

1. イラン帝国政府の1973年4月6日付A4フォームによる要請に応じ、日本政府は日本国内において施行されている法令により付表IIIに掲げる機材を自己の負担において供与するものとする。
2. 上記機材は、イラン国における荷揚げ港において、o・i・f建てでイラン関係当局に引きわたされた時、イラン帝国政府の財産となる。
3. 上記機材は、日本人専門家の助員によりセンターの目的のためにのみ使用されるものとする。
4. イラン帝国政府は、日本から供与される機材の輸送、ならびに据付け、操作、維持等に要する経費を負担とする。
5. イラン帝国政府は、日本から供与される機材で、同国に輸入される際の関税、内国税その他の課徴金等に対し、必要な措置を執るものとする。

IV カウンターパートの日本研修

1. 日本国政府は日本国内において施行されている法令により、将来イラン帝国政府より提出されるA2、A3、フォームの要請に応じ、コロンボ計画に基づく正規の手続きを通じて、日本における技術訓練のために、日本人専門家に対する、イラン人カウンターパートを受け入れるための必要な措置を執るものとする。

イラン帝国政府は、上記カウンターパートが、日本で身につけた知識および経験を、プロジェクト遂行のために活用する様、必要な措置を講ずるものとする。

V イラン帝国政府によって引き受けられる他の必要な措置

1. 付表IVに掲げる土地、建物、ならびに必要な付帯施設
2. 付表Vに掲げる機材、スペアパーツ、その他の資材および、プロジェクトの遂行のために必要な機材、工具、スペアパーツの調達
3. 付表VIに掲げる必要なイラン人職員
4. 日本人専門家のイラン国内の公用旅行の費用を含む、プロジェクト遂行のために必要なすべての経費

M 責任

労働社会省訓練局局長は、プロジェクトの遂行のための全般的監督および責任をもつものと

する。

訓練センターのイラン人所長はプロジェクトの事務的事項に責任をもつ

日本人専門家は、訓練センターのイラン人所長と協議し、付表Ⅱに掲げる事項を参照とし、プロジェクトの技術的事項に責任をもつ。

Ⅶ 相互協議

プロジェクトの目的を増進するために、在イラン日本大使館とイラン関係当局は、プロジェクトの開始時として思料される専門家の到着日およびその他の事項を含むプロジェクトに関し相互協議するものとする。

Ⅷ 協力期間

本討議事録に記された技術協力期間は、2年間とする。しかし、双方政府の相互合意によってさらに特定期間の延長ができるものとする。

付表 I

日本人専門家

- | | |
|-------------|---|
| 1) 電気機器部門 | 1 |
| 2) 電子機器部門 | 1 |
| 3) 建設機械整備部門 | 1 |

付表 II

日本人専門家の機能

- 1) イラン人カウンターパートに対する訓練計画作成および技術上のアドバイスおよび教授
- 2) イラン人カウンターパートに対する機材の据付け、操作、維持に関する技術的事項のアドバイスおよび教授

付表 III

供与機材

電気機器部門

- 1) 電気機器
- 2) 検査機器
- 3) 測定機器
- 4) 工具
- 5) 製図工具
- 6) 訓練資材

電子機器部門

- 1) 電子機器
- 2) 検査機器
- 3) 測定機器
- 4) 工 具
- 5) 製図工具
- 6) 訓練資材

付表 N

1) 電気機器部門

ワークショップ

実験室

教 室

工具室

教官室

2) 電子機器部門

ワークショップ

実験室

教 室

工 具

教官室

3) 建設機材整備部門

ワークショップ

実験室

教 室

工 具

教官室

実験場

ガレージ

付表 V

イラン帝国政府が用意する機材

電気機器部門

1) 工具その他

電子機器部門

1) 工具その他

建設機材整備部門

1) 建設機械

2) 工具

3) 測定機器

4) 検査機器

付表 VI

イラン人職員	数
1) 所長	1
2) カウンターパート	6
電気機器部門	(2)
電子機器部門	(2)
建設機械整備部門	(2)
3) 職員	
タイピスト	
事務員	
電話技手	
警備員	
運転手	
メッセンジャー	

Ⅶ イランの雇用対策

1. 雇用対策の基本目標

イラン政府は、第5次5カ年計画において人的資源に対する基本目標を次のとおり掲げている。

- (1) 就業希望者に対して最大限の生産的雇用機会を創出する。
- (2) 非生産的雇用（潜在失業者）を生産的雇用に漸次切替える。
- (3) 必要とされる人的資源の移動を容易にする。
- (4) 国民総生産の増大に見合った労働者の賃金報酬基準の策定

2. 雇用および人的資源に関する政策

(1) 労働市場

職業紹介機構を設置し、労働市場を育成する。労働力需給の実態を適確に把握し、これを関係方面に迅速に知らせるために各州の中心地および工業都市に職業紹介センターを設ける。

また、労働省は各地域の労働需要を勘案しつつ、職業紹介センターの近くに短期間の訓練を目的とする職業訓練センターを設置する。

(2) 技術職業訓練

成年労働者の職業訓練は労働省の所轄に属し、労働省は本計画中に職業紹介センターの拡充とともに職業訓練センターの増設を図る。

また、訓練計画、内容も十分検討のうえ改訂することが必要である。ある段階の訓練を修了した労働者がそれ相応の技術があるということで労働市場で引っ張り駒になることが必要である。

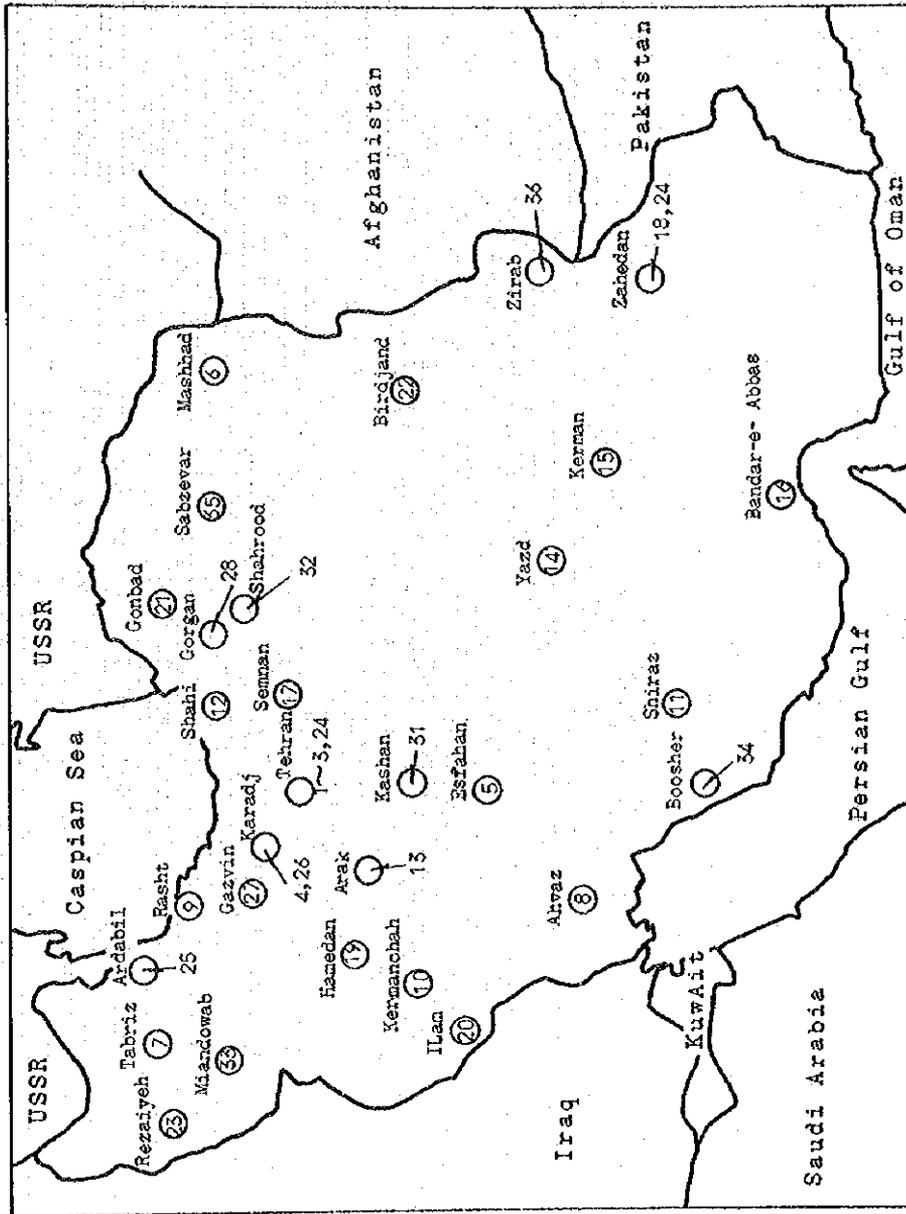
後進地域においては、人的資源は経済的、社会的にもっとも大切な要素で、この資源を十分利用するために教育・職業訓練センターの強化、増設に対して格別の配慮を必要とする。

3. 職業訓練センターの拡充計画

現在、イラン国に設置されている訓練センターは、5カ所であるが、労働省では全国に36カ所の訓練センターを設置し、約1,500名の訓練を行なうことを計画している（図4参照）。

これらの訓練センターでは、養成訓練のほか、向上訓練、再訓練等在職労働者に対する訓練を行なうこととしている。

図4 イラン職業訓練センター設置計画図



織業訓練センター別訓練コース計画表

コース名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36		
1 Tohru																																						
2 Tebran																																						
3 Zohran																																						
4 Karadj																																						
5 Ifonon																																						
6 Mashad																																						
7 Tabriz																																						
8 Ahvaz																																						
9 Rasht																																						
10 Kermanshah																																						
11 Shiraz																																						
12 Shahi																																						
13 Arak																																						
14 Yazd																																						
15 Kerman																																						
16 Ban Abbas																																						
17 Saadan																																						
18 Zahedan																																						
19 Hamadan																																						
20 Ilam																																						
21 Gonbad																																						
22 Birdjand																																						
23 Kermanshah																																						
24 Tohran																																						
25 Ardabil																																						
26 Yazd																																						
27 Garvin																																						
28 Gorgan																																						
29 Zandian																																						
30 Sanandaj																																						
31 Meshin																																						
32 Shahrood																																						
33 Mandozab																																						
34 Boosher																																						
35 Sabzevar																																						
36 Zirab																																						

Ⅷ 職業訓練関連センター

1. イスファハン職業訓練センター

(Center of Vocational Training Isfahan)

(1) 沿革

このセンターはフランス国の協力により設置され、15ヶ月前(1972年7月)より訓練を開始したものである。100,000 m²の敷地に本館、実習場棟、寄宿等がゆったりと配置されている。労働省が管理し Workers の訓練いわゆる養成訓練を4ヶ月半の期間で行っている。

(2) 教育内容

(i) 訓練課程

次の13の専門科について訓練が実施されている。

ポンプ科、電気工事科の2科が増設予定であり建築物は完成し機械設備もほとんどとのい教材、資材の準備中であった。

- ① 配管科
- ② 鋳造科
- ③ 製図科
- ④ 電気計測科
- ⑤ 配電盤科
- ⑥ 電気巻線科
- ⑦ 家電科
- ⑧ 電気絶縁科
- ⑨ ガス溶接科
- ⑩ 電気溶接科
- ⑪ 機械科
- ⑫ 板金科
- ⑬ 自動車科

①の配管科は水道配管、ガス配管の実際的な実習をしている。広い実習場(約500m²)の2/3の面積に水道配管の出来るように床を掘削って水道管の接続、分岐が具体的かつ実際的な作業が出来るようにしてある。実習場の1/3の面積をガス配管作業場にしてある。

②の鋳造科の木型はカラジのセンターで作られた物を使用している。③の製図科は一般機械製図を準備された図面にしながらトレースをするだけである。製図法は日本と異なり第1角法が導

入されている。④の電気計測科は電圧、電流、電力、電力量、周波数、力率など基本計測を通して各種測定器の取扱い、測定法を学ぶ。そして変圧器、電動機、発電機の特性試験が出来るのを目標にしている。⑤の配電盤科は配電盤、操作盤の取扱いと製作が出来るような目標である。

⑥の電気巻線科は単相誘導電動機と三相誘導電動機の巻線作業を主にやっている。⑦の家電科は冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、給水暖房用小型ボイラー、ポンプの給水、排水の設備など家庭電気製品の分解修理であるが主に電気系統の修理である。⑧の電気絶縁科とはインターホン、防犯ベル、電気火災警報器、サインペットなど家屋の電気付属品の整備と修理である。⑨のガス溶接科⑩の電気溶接科⑪の機械科⑫の板金科⑬の自動車科これ等の職種は日本の訓練校とだいたい同じ事を行っているが設備も日本よりだいぶ不足しており、4ヶ月半の訓練内容である。

13科を通してはそれぞれの職種が非常に細分化されているのが特徴である。

(a) 訓練生定員

それぞれの専門科の定員は10人となっているが現在はそれより少なく全訓練生総数として120名の訓練生が在学している。

(b) 訓練期間及び訓練時間

政府の五ヶ年計画の政策の下に全科4ヶ月半の訓練期間である。午前7時より午後5時半までの時間で昼休みとして1時間半を取り1日9時間訓練を実施している。

(c) 訓練生

訓練生は小学校、中学校を卒業した者で16才以上の者が入学する。現在およそ16～18才の訓練生が在学している。訓練生は全員敷地内にある寄宿舎(240名収容可能)で生活している。

(d) 指導員

各科にそれぞれヘッドインストラクターが1人づついて、インストラクターが1～2名付き、場合によってはヘルパーが付いている。

普通1科につき3人のスタッフである。インストラクターはフランス国内ですでに研修を受けて来た人達である。

(e) 建物

建物はれんがで積み平家建てで、実習場は採光を良く考えてある。

本館棟(校長室、事務室、指導員室等)

配管科実習場棟

鋳造実習場棟

製図、電気計測、配電盤実習場棟

電気巻線、家電、電気絶縁実習場棟

ガス溶接、電気溶接実習場棟

機械、板金実習場棟

自動車、ポンプ実習場棟

電気工事実習場棟

寄宿舎棟

(3) その他

訓練科を見れば解るようにこのセンターでは職種が細分化されており単能工の技能労働者を養成している。

実技が主体の訓練であり、それで各科の教室はなく学科は実技に必要なだけを実習場で教えるようにしてある。電気計測科は別であるが、実験的要素の訓練はほとんど行なわれていない。模型、視聴覚教材などかなり整備されており目に見せて理論を理解させる教育方法である。

機械機器等教材、模型などはもちろんほとんどがフランス製である。

フランス国の援助で設立された訓練センターはこのイスフッハーンセンターの他にイラン国内に3校ある。フランスの専門家はテヘランに住んでいてフランス国援助の4校のセンターを必要に応じて巡回指導をして廻る。

卒業生の就職先の調査や卒業生の追跡調査などは訓練センターではやっていないようである。よって社会の要求する内容の訓練が行なわれているのか又は4ヶ月半で役に立つ技能が身に付くのか疑問であるが、イラン国側としては気にしていない様子である。

2. 産業開発訓練センター

(Dean of the Building Trades Workers Training Center)

(1) 沿革

この産業開発訓練センターはイスフッハーン職業訓練センターと並んだ場所に位置しており、80,000 m²の敷地面積を有している。5年前(1968年)にソビエトの協力で訓練が開始された。労働省訓練基金(公団又は事業団的存在のものである)が管轄しており、向上訓練、成人訓練委託訓練、夜間訓練と産業開発訓練センターとして存在している。ソビエトの専門家の指導によっており、出国などはロシア語の物をそのまま使用している。

(2) 教育内容

(a) 訓練課程

次の11の訓練科が実施されている。

① ガス溶接科

- ② 金属管加工科
- ③ 鍛造科
- ④ コンクリート加工科
- ⑤ 自動車科
- ⑥ 建設機械科
- ⑦ 機械科
- ⑧ 板金科
- ⑨ 衛生設備科
- ⑩ 大工科
- ⑪ 金型科

⑨の衛生設備科とは台所、洗面所、風呂場、便所などの設備又はそれらの所への水の給水排水設備についての事である。

(a) 訓練生定員

1科1コース20名の定員であり昼間と夜間の二部制を取っているから全校の定員は400名となっている。しかし現在は251名の訓練生が在学している。

(b) 訓練期間及び訓練時間

訓練期間は以前は1年又は2年の期間であった。しかし最近の政府の指示により短縮されて現在は4ヶ月訓練と6ヶ月訓練とがある。これは1つの科の中でも4ヶ月訓練も6ヶ月訓練もやっているのである。

訓練時間は午前7時半より午後5時までの間で1日8時間訓練が普通でありこれが昼間部である。

(c) 訓練生

高等学校卒業し1・2年会社の経験のある者、会社から委託者、高年令者など在学习している。年令は18才から40才位まで幅広い。

(d) 指導員

各科ヘッドインストラクターが1人居て、インストラクターが2～3人付いている。これらの指導員はソビエト国内で訓練を受けた者である。又、ソビエトの専門家が各科1人づつについて指導している。管理者、事務員その他を含め全職員の数70名である。

(3) その他

実技に関する学科はなるだけ実習場で教えるように実習場にも机、椅子が整備されている。教室にも模型、図面など良く整備されていて実技と学科をうまく融合させた訓練がなされている。

このセンターには実験設備もかなりある。例へば建設機械科はトランスミッション系統、フュー

エル系統、エンジン系統、電気系統に分けて訓練をしているが、それぞれの系統の実験装置を持っており、特に電気装置の実験室は整備されていた。又コンクリート加工科には充習場の外に実験室がありここで関連の実験が出来るようになっている。

訓練生一人一人の進度が解るようにカードにしたカラフルな指導表が指導員の部屋にあり訓練生の指導に役立っている。

3. テヘラン第三職業訓練センター

(1) 沿革

このセンターの訪問は予定にはなかったが、機材リストの説明のため出向き、その時見学したものである。テクニシヤンの指導員の案内で見学したのであるが、この指導員はこのセンターでの経験が少ないので詳細の説明は聞き出せなかった。

センターはテヘラン市内の一角に位置し、敷地も建物も狭く下町の町工場の感じである。設立されて10年以上経過している様子である。労働省の管轄で4ヶ月半の期間での養成訓練を行っている。実技を主に学科は実技に必要なだけを実習場で説明する程度である。よってどの実習場にも黒板、机、椅子の設備がしてある。設備も大分古くなっており、日本の訓練校に比較すると機械器具も不足が目立っていた。

(2) 教育内容

(i) 訓練課程

次の訓練職種7科について実施されている。

- ① 電子科
- ② 電気測定科
- ③ 配電盤科
- ④ 電気工事科
- ⑤ 電気機器科
- ⑥ 配電線路科
- ⑦ 自動車科

①の電子科とはラジオと白黒テレビの調整修理である。この科はセンターで一番整備されておりオシロスコープも各人が使用しており測定器もかなりあった。教材としてパネルテレビが実習場をもち立てていた。②の電気測定科は各種測定器の取扱いと基礎実験を主にMGの特性と変圧器の特性試験までが出来るような目標である。③の配電盤科は簡単な盤の作立て配線作業である。④の電気工事科とは屋内の配線工事であり主に金属管工事である。⑤の電気機器科はトランスの巻線作業

が主である。⑥の配電線路科とは架空配電線工事の架線と簡単な装柱作業又は低圧地中ケーブル工事の端末処理と引込作業のことである。⑦自動車科は自動車の特にディーゼルエンジンの組立て、整備、調整作業である。

(d) 訓練生定員

各訓練科の定員は10名である。現在は電気測定科だけ12名で他は10名であり全部で72名の訓練生が在学している。

(e) 訓練生

中学校を卒業した者で16才以上の者が在学し、現在は16～20才の訓練生が在学している。テヘラン市内在住の者が通学している。寄宿舎の設備はない。

(f) 訓練期間

訓練期間は4ヶ月半である。午前7時より午後5時まで1日9時間訓練である。

(g) 指導員

指導員は各科2～3名である。指導員の中でもエンジニアと呼ばれる者は大学卒で学科を主にやり、科のチーフになって計画管理が主な仕事で実習はあまりやらない。

IX 建設機械整備の現状と職業訓練の必要性

イランにおいては、1973年3月より第五次5ヶ年計画を実施中であるが、同計画によれば、道路、鉄道、港湾、空港などの公共施設や工場などの民間施設に対する建物投資は、第四次5ヶ年計画に比して大巾に増大する計画となっている。

イランの建設業の実情については、JETROが47年11月に「イラン土木建設請負業界の実情」(機計PLT-618-72)で報告しているが、同資料によれば、イ政府の関係機関に登録されている業者数は457社あり、一級の業者(1ST Class Field Contractor)は59社報告されている。業者の規模はわが国の業者に比べれば、小さいようである。

イランにおいては、建設機械は生産されておらず、すべて輸入に依存しているが、今回の調査旅行中に散見したところでは、欧米の各種建設機械が輸入されていると見受けられた。

Catapillar, Allis-Chalmers, International-Harvester, Fiat, Hanomag, WIBAU, Poclairn等の各社のディーラー(代理店)が見られ、機種としてはブルドーザーではCatが多く、大きさはD9, D8とD6級が多く、パワーシフト式、アングルドーザ、リッパ付が標準のようである。冬季寒冷のためキャブをつけている。トラクタショベル(カローラ式)ではCatの955級が多く、またトラクターショベル(ホイール式)ではCatの950級が多く見られた。モータースクレーパーはCat, A-C, I-H, Eucluid等の各社のものが見られ、モーターグレーダではCatの614が、多く見られた。締固め機械、舗装機材ではBlou-Knoxのタイヤローラ、Demargの振動ローラ、アスファルトフィニッシャーなどが見られた。

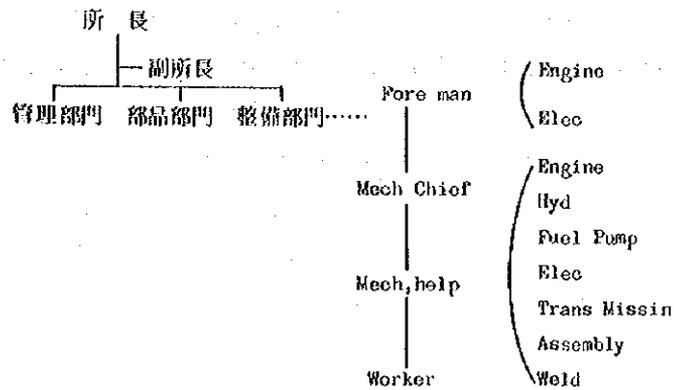
わが国の建設機械がイランに輸出されたのは、こゝ1~2年のことのように、小松、古河、渡辺機械などの機械が見られた。

建設機械の所有者は建設業者が殆んどである。今回の調査中、小松のイランにおける代理店であるHamalag社のワークショップと、イラン北郊外のニュータウンの建設現場を調査した。概要は次のとおりである。

Hamalag社のWorkshop (10月11日)

位 置	20 Km from TEHRAN, KARADJ ROAD
敷 地	約100m×約100m
人 員	約300人
整 備 能 力	10台/月 (実績1~2台/月)
予備部品在庫	11,000点 3,000,000\$

建 物 整備工場、溶接工場、エンジン整備工場（新築中）、部品庫（別に新築中も
 あり）、試験室、管理棟（将来別に新築の計画あり）
試験設備等 燃料噴射ポンプ試験機、電装品試験機、サンドブラスト（ターボチャージ
 用）、自動溶接機（足廻り用）、リンクプレス、ローラプレス、ダイナモメ
 ータ（計画中）
組 織



このワークショップはArc 社（建設業者）のモータープールを引き継いだもので、設備も整備中という感じがした。工具に対する訓練は特になされておらず、熟練者は「引き抜き」で補充するのが通例のようである。

NORTH TEHRAN NEW TOWN 現場（10月16日）

施 工 者 Peter Co.
工 期 土工 3年、 建築 2年
現場の広さ 約4 Km×4 Km
使用建設機械 調査時は、道路を建設中であり、リッパ付ブルドーザで、切土、トラクター
 ショベルで積込み、ダンプトラックで運搬、撒水后振動ローラで締固めを行
 う。

- ブルドーザ 22台
- トラクタショベル 4台
- グレーダ 5台
- ローラ 12台
- ダンプトラック 18台
- 撒水車、給油車など

オペレータ 100人(ブルドーザは2シフトで、深夜も稼働している)

ワークショップ 建設中であり、調査時は小屋掛けの建物に、グラインダ、ドリル、溶接機、コンプレッサを置いて簡単な加修を行っていた。

建設機械の取扱いは分業で、オペレータ、グリースマン、フィールド サービスマン、現物における建設業者のワークショップのメカニック、ディーラのワークショップのメカニック等に分れており、それぞれの分担分のみを遂行するようである。例えばオペレータは運転のみで、調整、給油は行わない。またメカニックもエンジン担当、車体担当等に分れている。

技術レベルは高いとはいえず、分業のため、故障診断というような、総合的、系統的判断、応用動作は不得手とのことである。したがってフィールドサービスではアッセンブリ交換をし、交換されたアッセンブリをワークショップで修繕する形をとっている。

X 電子機器、電気機器分野の職業訓練の必要性

(事業所の実情)

(1) 電子機器関係

イ. 事業所名 GOFARD ELECTRONIC INDUSTRY

松下電器産業㈱の協力事業所

ロ. 従業員数 500名(うち女子 30%)

テレビジョン組立ライン 130名

ラジオ // 80名

カーラジオ // 40名

部品 // 150名

倉庫管理人及び守衛等 100名

ハ. 事業内容 この事業所は日本国の松下電器産業㈱の協力によるテレビジョン(モノクロ)、ラジオ、カーラジオ及び部品等の組立てを行なっている。

ニ. 訓練の状況 従業員のうち技術者はいるが現場に必要な実務レベルの経験者はほとんどいない。この事業所の訓練は下記のとおりである。

(イ) 現場従業員 訓練期間 1週間

(ロ) テクニシアン(高卒者) // 1年～1年6カ月

(ハ) 監督者(グループリーダー) 経験5～6年のものを対象に訓練

(2) 電気機器関係

イ. 事業所名 PARS TOSHIBA Co., Ltd.

日本・イランの合弁事業所

ロ. 従業員数

ハ. 事業内容 この事業所は東京芝浦電気㈱の進出で設立され、主として電球、蛍光灯をはじめとしてモータを中心とした家庭電化製品の製造を行なっている。

工場はランプ部門と家庭電化製品部門に分けられている。

ニ. 訓練計画 この事業所はイラン人9名を日本国へ派遣し6カ月の研修を受けさせ、イラン国に帰国後各工程に従事させてはいる。

この事業所では特に新規採用者についての職業訓練を重要視しており次のような訓練校設立計画をもっている。

(イ) 訓練期間 2年

- (e) 訓練対象 中学卒業者
- (f) 訓練目標 基礎的な技能を習得させる
- (g) 訓練内容
- | | | |
|-----|----|--|
| 1年目 | 学科 | 数学、力学、製図、英語、日本語、専門学科 |
| | 実技 | 仕上げ作業3ヶ月、工作機械作業3ヵ月
その他の作業（応用作業を含む）6ヵ月 |
| 2年目 | 学科 | 午後中 |
| | 実技 | 午前中（主として現場実技） |

XI イラン概要

1. 地勢および気候

イランの国土面積は、1,645平方マイルであり、ほぼ英国、仏国、独国、イタリア、ベネルックス諸国の合計面積と同じである。又日本の国土面積と比較してみると、日本のその約4.4倍である。

緯度は、北緯25°から40°にわたり、温帯に属するが、周囲は広い海面がなく、冬季はシベリア、夏はインド、アラビアの影響を受けるので、著しく大陸性気候で、降水量がすくない。

イランの国土のうち60%は不毛の砂漠であり30%が山林原野、残る10%の耕地も充分な水の供給がなければ荒廃に陥す。

イランは、アフガニスタン、およびパキスタンのバルチスタン地方を含むイラン高原にあり平均海拔は、1千メートルである。(テヘラン市は海拔1220m)、そして2つの大きな山脈(Zagros山脈、Albroz山脈)がイラン高原をはしり、Albroz山脈の中には、イランで最も高いMt. Demavandがある。Mt. Demavandは、テヘラン市よりその雄姿を眺望できる。

イランのほとんどの地域の降雨量は年間20cm以下であるが、カスピ海沿岸地方のそれは、他の地域の5~6倍である。

気温はイラン南部の地域では夏には50°Cにも達する。又冬には-25°Cにも下る地域もある。テヘランの年間の気温と降水量は下記に示す通りである。

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
気 温	1.7	5.0	9.4	15.6	21.1	26.7	29.4	28.9	25.0	17.8	11.6	5.6
降 水 量mm	41	45	32	26	19	5	2	1	1	4	28	37

年間平均気温(テヘラン市) 16.7°C

// 雨量(//) 24.0mm

降雨は、イラン北部地方では11月から3月にかけてかなりある。

2. 民 族

イランとはアリア人の土地という意味であり、人種はアリア系イラン人である。

アリア人は白い皮膚をもち、鼻が高い。外国人からはペルシア人と呼ばれていたが自らは古くからイラニと称した。

イラン人の他には、北部には若干のトルコ系諸言語を用いる住民がおり又それぞれの国境付近には、アラブ系、バルチスタン系、アフガン系の住民がいる。

部族のうち、西イランのザクロス山脈の高原には約100万人のクルド族がいる。

イランの人口は、1968年実施の国勢調査によれば、人口総計は27,578,000人である。
 主要都市の人口は(1973年推定)は下記の通りである。

	都 市	人 口	都 市	人 口
1	テヘラン	3,800,000	9 シラズ	340,000
2	カラヂ	55,000	10 マンヤッド	530,000
3	ラシト	165,000	11 イスファファン	540,000
4	ゴルガン	65,000	12 ザヘダン	50,000
5	ダブリツ	480,000	13 バンダルアバス	55,000
6	リザイエ	155,000	14 ヤズド	110,000
7	ケルマンシャー	220,000	15 ハマダン	150,000
8	アバダン	300,000		

Iran Almanac '73

3. 歴 史

a) 古代→マケメネス王朝

イラン文化の曙は、南ロシアのステップ地帯から牧草を求め南下し、イラン高原に定着したアーリア人の侵入をもって始まる。

イラン高原に侵入したアーリア民族のうち歴史上活躍したのは、メディア人と南部フールス地方に興ったペルシア人である。

メディア人は、首都をハマダンに置き、イランにおける最初の統一国家を建設した。

他方ペルシア人は、BC550年メディアを亡ぼし、マケメネス王朝を建設した。

b) マケメネス朝 ササン朝 イスラム化

マケメネス王朝第3代のダリウス1世の時には、その領土は、東はインドのパンジャブ地方、アフガニスタン、バルチスタンの諸地方、西は、小アジア アラビア、エジプトにおよび首都はペルセポリスにおかれた。BC330年マケドニア王、アレキサンダー東方遠征の際、マケメネス王朝は滅亡し、その後しばらく、アレキサンダーの部下でギリシア人のセレコウスが建設したセレコウス王朝が続いた。

それについて中央アジア方面から南下してきた遊牧民によって打ち立てられたパルティア王朝が興り、同王朝の滅亡後、ササン王朝が勃興し、ペルシアは再び相接するローマ帝国とともに世界に君臨した。しかし7世紀の中ごろアラビア人の侵入によってイスラム化した。

(3) 暗黒時代

9世紀の後半からイラン系の王朝が興りイランの民族的復興があったが、11世紀の初頭にいたり、イランは再び外来民族、即ち中央アジア方面から移住してきた、セルジューク・トルコに征服され(1037~1157年)次いで蒙古軍の遠征によるイル汗国の建国(1256~1349年)さらにターター族の英雄ティムールの攻略を受けた。

16世紀初め、サファビ王朝(1502~1736年)が興り、イラン人による統一になったが、18世紀には絶えずロシアの南下政策的となる一方、インドの安全を確保せんとした英国のイラン緩衝地帯化政策に加え、カジャール王朝歴代君主の失政により全くの暗黒時代となった。

(4) 近代化(パーラビ王朝)

a) レザーシャー

第1次世界大戦の勃発にさいし、イランは厳正中立宣言をしたにもかかわらず国土防衛の実力がなかったために、イラン国土は、戦場と化し、人命、財産に多大の損害をうけた。

1921年イラン・コサック兵団のレザーハーンがラシトに赤露軍を撃退し、テヘランに入り、イラン軍総司令官の職につき、陸軍大臣首相となり1925年国民議会により帝位に推戴され、現パーラビ王朝の基礎を築いた。

b) モハメッド・レザー・シャー

1941年現皇帝のモハメッド・レザー・シャーが即位し、農地改革、婦人参政権付与等を行い、現在、白色革命を通じて社会経済改革を推進している。

4. 政 治

モハメッド・レザー・シャー・パーレビ皇帝を国家元首とする立憲君主制で同皇帝は1941年に即位した。現在の政治制度のうち、立法院は、上・下院から成り、下院は定数200名、任期4年、上院は定数60名(うち30名は勅選)任期2年である。

法案は国王の裁下を得て発効する。行政は国王の名のもとに内閣、各省、政府各機関によって運用される。

5. 言 語

ペルシア語が公用語であり、市内のバス、タクシーに乗るにはペルシア語を使用する他ない、又店頭表示もペルシア数字で示されているところもあるので、最低限かんたんな会話、数字はペルシア語を憶える必要がある。英語、フランス語は官庁の幹部や大商店、デパート、ホテル等では通じる。

6. 宗 教

古くはゾロアスター教を信仰したが、7世紀以来、イスラム教に改宗した。イランのイスラム教は、シーマ派でスンニー派に属する他のイスラム諸国とやや異なる。スンニー派に比べると、シーマ派の戒律はゆるく、ラマザン(断食用)の時期においても、テヘラン市においては、それを実行しているのは、わずかである。

7. 暦

イランの暦は独特の太陽暦を用いている。この暦は、365日 12カ月、52週を1年としており、最初の6カ月間が1カ月31日間、次の5カ月が1カ月30日間 12カ月目が29日(うるう年は30日)である。この太陽暦は3月21日あるいは3月22日から始まる。休日は金曜日で木曜は半ドンである。

太陽暦から西陽暦への年数変換は、

太陽暦 + 621 = 西洋暦となる

例 1352年 + 621 = 1973年

XII イランの経済

1. 一般事情及び第五次五カ年計画概要

イランは第1次7カ年計画(石油国有化による財政破たんのため中断され56年まで延期)、第2次7カ年(交通運輸・通信、教育、発電、かんがい)に重点、1962年終了)第3次5カ年(国民所得の6%上昇を目標)第4次5カ年(生産部門に重点がおかれ、大型プロジェクトの具体化)を打ちたて、73年3月をもって第4次5カ年計画を終了し、73年3月より第5次5カ年計画に入った。

第5次5カ年計画に示された、国民総生産は、各月年平均15.3%の成長率により、第4次計画終了時における1兆1490億リアルより2兆3450億リアルに増加し、1人当りのGNPは36,800リアルから65,100リアルにすることを目標としている。

第5次5カ年計画の基本目標は、重要性の順に述べると次の通りである。

- a) 知識、文化、保健、福祉水準の可能な限りの向上
- b) 所得の公正な分配、特に低所得層の生活水準の向上に対する配慮
- c) 物価の相対的安定および国際収支の均衡を伴った急速かつ恒常的な経済成長の維持
- d) 雇用機会の確保、新たに労働市場に参入してくるものに対してはすべての生産的な就業の機械を与え、潜在および季節失業は相当程度減少させる。
- e) 全国の各地域を経済的、社会的により均衡のとれたものにする。
- f) 政府および民間部門において現存する生産能力を十分に利用すること。又生産流通部門およびサービス供与態勢の能率化。
- g) 増大する国民の要望に見合った行政機構の改善および防衛力の強化。
- h) 環境の保護改善
- i) 国際貿易におけるIranのシェアの増大、新たな工業化の過程において得られる専門技術を考慮に入れてのIranの世界新市場への大きな参入。

2. 通貨

通貨単位は、リアルで1ドル=68.17リアルである。補助通貨単位はDinars(100 Dinars=1 Rial)で示されている。

貨幣は、コインと紙幣にわかれ、50 Dinars, 1 Rial, 2 Rial, 5 Rial, 10 Rial, 20 Rialがあり、その他流通はしていないが、金貨がある。紙幣は、20、50、100、200、500、1000、5000、10000 Rialの8種類がある。またトマンという単位が

使われているが100リアルは10トマンである。

3. 対日経済関係

一般にイラン国民の対日感情はさわめて友好的である。

第二次大戦時イランは連合国側に組した為日本との国交は、断絶していたが、昭和28年それを回復した。

日本とイランとの間には、修好条約(1939年10月13日締結)があり、1958年に署名された。経済技術協力協定を実施するため1960年テヘラン市において日本国政府とイラン政府との間にイラン小規模工業技術訓練センター設立に関する協定が成立し、1971年には、イラン電気通信研究センターが設立され今日に至っている。尚、小規模工業技術訓練センター増設に係る討議々事録はテヘラン市において1973年10月23日に交換され、わが国は、この討議々事録に添って新たに、3部門の増設に協力することとなった。

日本とイランとのCommercial Agreementは1972年に更進された。

イランは日本に対して1970-71の1年間で12億6千リアル、即ちイランの総輸出額の5.96%を輸出した。

石油のみをとってみると、1969年には707.9万8千K1、を我国はイランから輸入しておりわが国の原油総輸入の42.3%にも達している。

LPGに関する協定は1972年8月サインがなされ、年間700 million cubic feetを輸入することが合意されている。

又同年日本、イラン投資会議が開かれ、石油化学、Textile等に日本が投資を行うことがとり決められた。又この中には年間5~6千人の技術者を日本において訓練することも含まれている。

(2) 空 路

テヘランへは、東京からJAL、AFP、PA等が運行しており、約18時間を要する。

イラン航空は、国内線の他カブール、バクダッド、ロンドン、ハンブルグ、ベルシャ湾土候国への運航も行っている。

(3) 海 路

ベルシャ湾沿岸にはコーラムシャー、アバダン等の港があるが、普通日本からの機械はコーラムシャー港で陸揚げされる。

日本からイランまでの所要日数は約1カ月間である。

(4) 郵便料金

イラン国内

1. 手紙 10gまで2リアル 5g増毎に1リアル(イラン全土)
2. " 10gまで1リアル " 0.5リアル(市内)
3. はがき 1リアル(10cm×15cmまで)
4. Greeting Card 1リアル(開封)
5. PRINTED MATTER

海外

日本まで(Air mail)

- 1 手紙

10g	26リアル
20g	46リアル
30g	69リアル
- 2 Aerogrammos 8リアル

(5) 電話

テヘラン→カラジ間の電話料金は3分間9リアル、テヘラン→東京間の電話料金は3分間750リアル、市内の電話料金(電話ボックス)は2リアル。(2リアルコインを用意すること)

4. 日常生活

カラジ市は、テヘランから39kmの地点にある人口5万5千人(73年推定)の市である。テヘラン→カラジ市間には高速道路があり約40分で到着する。テヘラン市の賃貸は高く、2万5千〜3万リアルを出さないと十分な住宅は望めないであろう。

日本人学校

日本人学校は(在イラン日本大使館付属日本人小学校)テヘランにあり現在12名の日本人教諭が派遣され、イラン勤務の子弟の教育にあっている。児童一人当りの保護者負担経費は、

入学金	2000リアル	
授業料	1500リアル	(毎月)
スクールバス費	1000リアル	(毎月)
スクールバス利用費	7000リアル	} 転校の際返戻
二人目より	3500リアル	

同小学校は、1968年開設され、文部省学習指導要領に準拠した教育をしているので日本の小学校との質的差異はない。

物価

日常消耗品は輸入品が多い。物価は別記の通りである。(73年10月調べ)

単位リアル 1リアル=4円

品名	数量	価格	品名	数量	価格
米	1Kg	45 RIS	コーヒー	2オンス	116
麦		なし	クリープ	5オンス	125
パン	25枚入	25	ポテトチップ	1袋	20
小麦粉	1Kg	30	バナナ	11本(小)	66
スパゲッティ	430g	33	ハルボゼ	1Kg	10(メロン)
卵	6ケ	25	さやいんげん	650Kg	22
フランスパン	1本	6	キャベツ	1.5Kg	22
しょう油	360cc	285	ほうれん草	1束	5
みそ		なし	セロリ	1かぶ	25
砂糖	2Kg	48	ねぎ	10本	10
マーガリン	16オンス	52	ピーマン	5ケ	15
バター	$\frac{1}{2}$ lb	36	じゃがいも	約3Kg	31
ケチャップ	1本	33	たまねぎ	2.5	22
肉(牛)	1Kg	380	ごぼう	5本($\frac{10cm}{5}$)	100
鶏肉	1Kg	180	リンゴ	1Kg	53~100
ハム	1Kg	450	みかん	1Kg	88
ソーセージ	1Kg	200	ます	1Kg	250
ビール	中びん	23	歯磨	7オンス	105
ウイスキー	ジヨニ赤	900	歯ブラシ	1本	15~35
	シヨニ黒	1200	石けん	1ケ	33(ラックス)
ウオッカ	中びん	(上)175	シャンプー	1ケ	120(オールド) スパイス
		(普通)145	BAND AID	大	60
ワイン	500cc	75	Yシャツ	1枚	480~650
コーラ	1本	11(びんつき)	パジャマ	1着	550
牛乳	946cc	200	子供ジャケット	上下	1750~2500
板チョコ	1ケ	50	肌着	ランニング着	100
酒(日本酒)	180cc	260	背広	1着	6500
ビスケット	1箱	19~30	くつ下	1足	35~150(男)
リプトン紅茶	226g	158	女子セーター	1着	580

品名	数量	価格	品名	数量	価格
電気釜	1	大 3890 中 2890	コップ	1ヶ	50
電球	1ヶ	35	ポット(魔法ビン)	1ヶ(1,92)	1050(象印)
ケイコウ燈	1本	62	スプーン	6本	350
洗濯器	1台	19,000	フォーク	6本	350
冷蔵庫	1台	18,450(イラン製)	しゃうす	1ヶ	110
テレビ(白黒)	1台	28,400(24インチ ナショナル)	ほう丁	1ヶ	220
ガスレンジ	1台	19,50 2レンジ	お玉	1ヶ	60
〃	1台	2400 3レンジ	卵かき	1ヶ	50
〃スタンド付	1台	4600	トイレトペーパー	1巻	15
〃オープン付	1台	12500	クリネックス ティッシュ	1箱(200 枚入)	18
トランス	1K 1台	1,660	トースター	1台	1400
紳士靴	1足	700~1,800	ジュース	1台	4500
やかん	1	1,200(ドイツ製)	体重計	1台	2000
電池	1ヶ	20 単一	ベットの乳児用	1台	4500
〃	1ヶ	5 単三	〃 子供用	1台	3000
フィルム	1本	120 白黒 20枚	食卓テーブル	1卓	2500(デコラ)
〃	1本	280(カラー)	〃	1卓	2900(木)
ノート	1冊	6~15	ベッドシート	1	250
色鉛筆	1箱18本入	150	まくら	1	150~300
えの具	18カラー	170	ベース	1	143(かとり器)
ゼロテープ	1巻大	15	くつずみ	1	26
小皿	1枚	50	せんたくばさみ	12ヶ	30
大皿		100	プラスチックざる	1ヶ	18~22
鍋	小	65			
	中	90			
	大	130			
圧力カメラ	1	2100			
フライパン	大	550			
	小	320			
ボール	大	220			

XII イランの教育制度

イランの学校教育の体系は、1972年に大改正され、小学校6年中学校6年の6～6制が、別表のとおり5年～3年～4年制となった。

この改正は、先進国諸国にみられる教育体系に近づけようとするためであるが、現在なお依然として就学率が低い状況にあるので、第一段階として就学適令児の全員が就学するようになるまでの間は義務教育(無料)は5年間とし、第二段階として財政基盤を整備したうえで、小学校の次の3年間のガイダンス期間を義務化(無料)するよう計画している。

新教育体系の下での5年の小学校教育と4年の中学校教育との間に設けられる3年間のガイダンス期間は、いろいろな分野の教育によって才能、能力を高める場であり、職業の選択の指導能力の維持向上を図るものである。

このような理由から、ガイダンス期間のカリキュラムは一般科目のほか、技術、職業に関するコースを含み、生徒の技術、職業に対する興味を増大するようなものである。

しかし、イランの初等中等教育の就学状況をみると、次表に示すとおり極めて低く小学校において55.5%、中学校において28.3%である。

第5次5カ年開発計画(The 5th Plan)では、教育に関する基本目標を定めている。

(1) 初等教育の完全普及及び活動年齢層における文盲の一掃。

(参考、1968年の抽出調査によると、7才以上人口の文盲率は、65%男54%、女77%である。)

(2) 職業技術、高等教育を強化発展させ技能技術者、専門家の養成に十分な施設能力を整備する。特殊な場合を除いては外国技術者雇用をなくするため、余力のある限り技術、職業教育の強化に重点をおく。

(3) 経済社会の変革に対応する教育体系の整備

(4) 学校管理、教育方法、教育内容等教育体系全般に新機軸を採用する。

このうち、職業教育に関する計画は、次のとおりである。

(1) 技術職業教育の基本目標は、学校、訓練センターを増設、収容能力を増加し第6次計画末において技能技術者の需給をバランスのとれたものにする。

(2) 具体的には、新規に500の技術学校若しくはセンターを建設する。これにより収容能力9万5千人を36万2千人へと約4倍増加する。

(3) 労働省が実施している委託訓練制度(訓練施設を有していない企業の労働者を一定期間労働省の訓練センターで養成する。委託訓練費としては、企業から従業員数に応じた一定割合を委託訓

練公庫に払い込むこととなっている。)を今後も強化し、主要工業職種(25職種)をこの対象とする。

(4) 一般中等教育修了者で、就職希望者に対しては短期間の職業訓練を実施する。

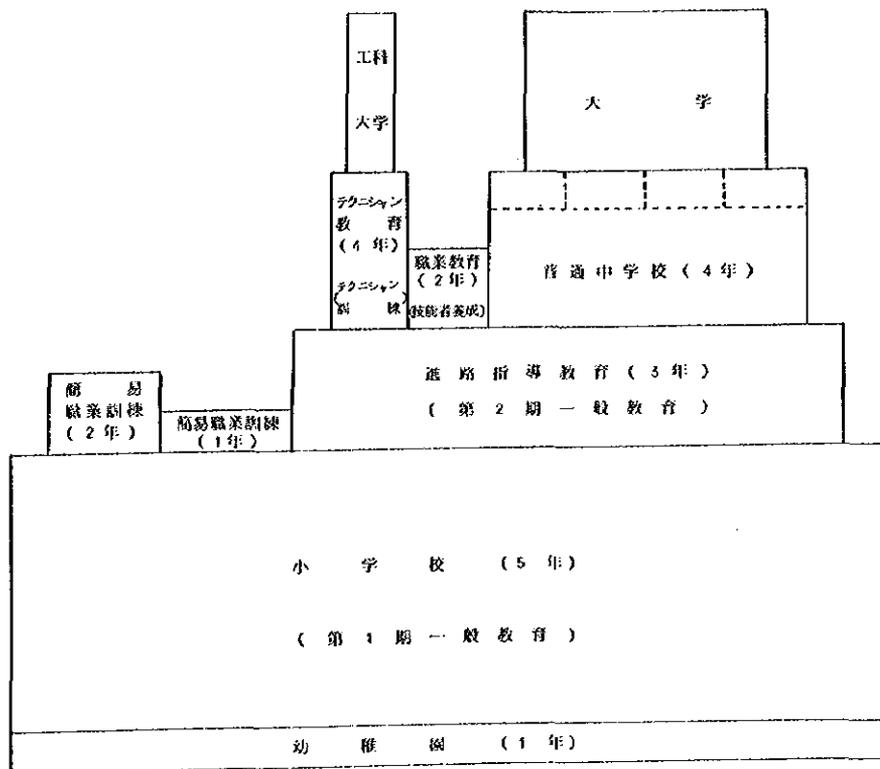
初等中等教育就学状況 (千人)

	1967~68年		1971~72年	
	4~12才	13~18才	6~12才	13~18才
就学年令者数	5,342	3,048	6,323	3,704
入学者	2,631	598	3,507	1,049
入学率	49.3	19.6	55.5	28.3

注 6~12才は小学校就学年令、13~18才は中学校就学年令

(資料出所) Iran Almanac 1973 P395

イランの新教育体系の概要



1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for transparency and accountability, particularly in financial matters. The text suggests that organizations should implement robust systems to track and document every aspect of their operations, from procurement to sales.

2. The second section addresses the challenges of data management in a digital age. It highlights the need for secure storage and access to information, as well as the importance of data privacy and protection. The author argues that organizations must invest in advanced security measures to safeguard their data against cyber threats and ensure compliance with relevant regulations.

3. The third part of the document focuses on the role of technology in improving operational efficiency. It explores various digital tools and platforms that can streamline processes, reduce costs, and enhance productivity. The text encourages organizations to embrace innovation and continuously evaluate their technology stack to stay competitive in the market.

4. The fourth section discusses the importance of human resources and talent management. It stresses that organizations should invest in their workforce through training, development, and competitive compensation. The author suggests that creating a positive work environment and fostering a culture of collaboration are key to attracting and retaining top talent.

5. The final part of the document provides a summary of the key points discussed and offers recommendations for future action. It reiterates the importance of strategic planning, effective communication, and continuous improvement. The author concludes by encouraging organizations to stay agile and adaptable in a rapidly changing business landscape.

付録(1)

イラン第5次5カ年開発計画(抄)

目 次

第1章 第五次計画の基本目標および総合的な政策。……………	71
第2章 量的目標および政府の財政計画。……………(略)	
第3章 人的資源および雇用。……………	75
第4章 地方開発。……………(略)	
第5章 環境保全。……………(略)	
第6章 エネルギー。……………(略)	
第7章 農業・牧畜。……………(略)	
第8章 水資源開発。……………(略)	
第9章 工業。……………	80
第10章 鉱業。……………(略)	
第11章 石油。……………	90
第12章 ガス。……………(略)	
第13章 電力。……………(略)	
第14章 運輸。……………	93
第15章 通信。……………(略)	
第16章 農村開発。……………(略)	
第17章 都市開発(補則。大テヘラン計画)(略)	
第18章 政府関係庁舎建設……………(略)	
第19章 住宅(土地政策を含む)……………(略)	
第20章 教育。……………	103
第21章 文化・芸術。……………(略)	
第22章 観光。……………(略)	
第23章 衛生・医療・栄養および家族計画。(略)	
第24章 社会福祉。……………(略)	
第25章 体育・青少年・ボーイスカウト。…(略)	
第26章 統計・調査。……………(略)	

第1章 第5次計画の基本目標および総合的な経済社会政策

前書き。過去10年間の経済の恒常的な成長および社会の深層に及ぶ変化により、イランは急速に経済社会発展の段階に入ることとなった。この発展の過程において、新しい展望が開けるとともに、より複雑な諸問題にも対処する必要が生じてきた。世界の他の国々—先進国であれ、発展途上国であれ—の経験では国民総所得の急速なるのびは必ずしも各階層間における公正なる分配を伴うものではないことを示している。他方イランでは社会経済革命により1人当り国民所得が急速に増加しているのみならず、富のより公正なる分配の推進につき、大きな第一歩が踏み出されている。まさに皇帝陛下は、上下両院の開会式の際「第五次五カ年計画におけるわれわれの政策は特に三つの原則に立っている。即ち農業の振興と、社会福祉の増進にある。この計画の実施により、一般国民特に低所得層の生活水準の向上が実現されることとなり、また1人1人のイラン人がその分に応じて、社会の発展および国政に参加し、且つ責任を負っていることを深く自覚するようになる」と述べられている。

1. 第五次計画の基本目標。第五次計画の基本目標を重要性の順に従い述べると次のとおりである。

- (1) 知識、文化、保健、福祉水準の可能な限りの向上。
- (2) 所得の公正な分配特に低所得層の生活福祉水準の向上に対する配慮。
- (3) 物価の相対的安定および、国際収支の均衡を伴った急速且つ恒常的な経済成長の維持。
- (4) 雇用機会の確保。新たに労働市場に参入してくるものに対してはすべて生産的な就業の機会を与え、潜在および季節失業は相当程度減少させる。
- (5) 全国の各地域を経済的社会的により均衡のとれたものにする。
- (6) 政府および民間部門において現存する生産能力を十分に利用すること。また生産流通部門およびサービス供与態勢の能率化。
- (7) 増大する国民の要望に見合った行政機構の改善および防衛力の強化。
- (8) 環境の保護改善。
- (9) 国際貿易におけるイランのシェアの増大。新たな工業化の過程において得られる専門技術を考慮に入れてのイランの世界新市場へのより大きな参入。

これら基本目標を達成するために、第五次計画の社会経済政策において次の三つの原則がもっとも重要となる。

- (i) 軍律と同様に本計画の内容は、政府の凡ゆる機関組織により遵守されなければならない。
- (ii) 節制・節約をし、浪費を戒めるとの心構えは、政府予算の支出面および国民の生活態度に表れてこなければならない。この原則の実現には一般社会の新しい思考方法および価値観の

確立が必要であり、このためにはデラックスで浪費と思われる投資を規制する立法措置が平行して行なわれるべきである。

(イ) 計画の目標ならびに原則は高度の国益が存する場合を除いて常に守られるべきである。事情が一寸変化したからといって、計画目標原則を便宜的に変更すべきではない。

総合的な経済・社会政策。計画目標を達成するためには投資金額は一応別として、種々の分野＝即ち、人口、所得分配、投資配分、国内資金の利用促進、外資の活用、物価安定、消費者保護、財政、行政、政府公社の能率増進、大衆との接触＝における総合的な経済社会政策として下記に提示されている一連の諸条件を満たすことが必要である。

(1) 人口。目標は1370年(1991年3月～92年3月)までに、人口の年増加率を現在の約半分にすることである。五次計画の目標は1351年(1972年3月～73年3月。以下72～73と略)における1,000人当り31人の増加率を計画最終年次までに1,000人当り26人に減少することである。低所得層の所得の増加、福祉の増進、マスコミの発達、教育の普及(特に農民および都市の低所得者を対象とする)、衛生、家族計画の改善普及、より新しく、より有効な家族計画実施方法の採用等が人口増加率減少のための政策の主要なものである。

(2) 所得のより公正なる分配。

(イ) あらたに労働市場に参入してくるすべての人に生産的雇用の機会を与え、また非生産的雇用を生産的雇用に変える。

(ロ) 社会開発＝例えば住宅、教育、医療、衛生等＝に対する政府のより大きい投資。

(ハ) 主要農産物の最低価格保障、農民に対する融資および安価な種子、化学肥料等の供与。

(ニ) 農業・工業・観光・文化の中心地を更に全国的に多極化する。

(ホ) 農村・小都市における小規模工業の発展促進。

(ヘ) 全国各地域の経済成長の格差を漸次少なくする方向での地方開発政策の確立。

(ト) 行政サービスの中央集中を避ける。

(チ) 労働者・農民の技術職業訓練の強化。

(リ) 農業部門より他の経済部門＝例えば工業およびサービス等＝へより労働力を移動する。

(3) 第五次開発計画の公共投資については、農業工業の発展・社会開発に対して特に重点をおいていることもあり、第四次計画とは大巾に異なっている。本計画において農業部門への配分は第4次計画の4倍以上であり、また社会部門は第4次計画に比し約5倍となっている。一方第5次計画の総額は前計画より約2.8倍の増でねる。社会開発部門における最重点項目は、教育であり、次は住宅・保健・医療等である。社会開発に重点をおくことは生産部門の発展を決して阻害するものではない。生産部門への投資は第4次計画に比較し、2倍以上の増となって

いる。生産部門では農業・水・工業・鉱業・電力・燃料の部門の順に重要である。

(4) 国内銀行資金の利用および外国よりの借款およびクレジット受け入れは次の方針による。

(イ) 国債等の発行により民間予金をできるだけ利用する。

(ロ) 物価の相対的安定および国際収支の均衡に留意しつつ、農業・工業・住宅建設その他の経済活動に必要な資金量に見合った銀行融資の拡大。

(ハ) 外国よりの借款については短期ものはさげ、長期のものを取り入れる。

(5) 物価政策。

(イ) 政府の財政・金融・貿易政策による物価の相対的安定の維持。物価の相対的安定を維持するため、政府は非合理的な物価値上りを厳しく抑制する。

(ロ) 農産物生産者の利益を図るために、工業製品に比し、農産物の価格を相対的に改善する。

(ハ) 物の生産或るいは、サービスが法律上または事実上、政府若しくは民間の専売、独占の場合（例えば、電気・電話・運輸・水・煙草・自動車・テレビジョン等）政府は権限ある委員会等を設け、それにより、価格・販売条件・品質を直接管理、コントロールする。

(6) 消費者保護対策。

(イ) 消費者に対し商品の品質・価格につき適確な情報を与える。

(ロ) 現行の消費者保護の諸法律を改正または必要あれば新しい法律を制定する。

(ハ) 商品の品質検査・標準化を目的とする研究教育機関の拡充。

(7) 政府の財政・予算政策は、政府機関の拡大および防衛力強化ならびに政府職員の待遇改善の必要に留意の上、次のとおりとする。

(イ) 財源の整備および徴税制度の改善に対する継続的な努力。

(ロ) 予算歳入の増加を図るために民間および政府企業の能率および収益性の増進。

(ハ) 一般予算と開発予算は一本化する。これにより或る一政府機関に対する行政経費と開発投資の総額が総合的に検討しうることとなる。また総予算の実施に対する、より強い監理制度が事実上できよる。

(8) 行政機構の改善。

(イ) 中央官庁勤務の幹部職員の数を除々に限定し、その代りに幹部職員を地方の仕事の量等を勘案して、各地方に配分する。その際、各州、郡に行政権限をより委譲する。これにより首都テヘランに政府関係幹部職員が過度に集中するのを避ける。

(ロ) 政府職員の行政、技術に関する知識、能力水準の引上げ。

(ハ) 政府機関における計算機の利用普及。

(ニ) 政府職員の給与、手当については、同一の仕事に対しては同一の報酬の支払い、また漸次

最低給与と最高給与の差は合理的な範囲内にとどめるべきだとの提案がなされている。また一人当たり所得の増加に伴ない政府職員の給与、手当もバランスのとれたものに変える。

- (6) 消費組合、住宅組合の設立による政府職員の福祉確保。
- (7) 単に公務採用あるいは昇進に有利であるために卒業証書を得ようとする傾向をなくするために公務員法を改正する。学識および経験が、採用或るいは昇進の基本的基準となるべきで、学歴は単に採用、昇進の一つの判断の要素にとどめる。
- (8) 利益を目的とする会社、団体は第一に、その責任者に短期間の経営管理訓練のコースを受けさせるようにすべきである。また第2に、近代的会計簿記の方法を取り入れ、定期的に貸借対照表、損益計算書、事業活動の概要を公表する。
- (9) 一般大衆との接触。

マス・メディアは、世論形成、特に青少年の思考形成に重要な役割りを果している。従って総合的な、十分検討された計画に則り、次の諸目的達成のために、凡ゆるマス・メディアが利用される。

- (i) 国民的統一、文化的統合の強化。重要な経済、社会、文化諸政策に関する国民各層責任者とのより緊密な対話関係確立。
- (ii) 遵法、勤労精神の昂揚。人々特に若人を社会の義務達成および開発に積極的に参加させるよう仕向ける。一方現存する民主的な組織即ち、村・町・市・州の議会、国連決議に基く平和部隊、および白色革命の一環である教育部隊等を活用して、開発計画の実施のため、人々をこれに参加させ、若人を動員させるようにする。

第3章 人的資源および雇用

(1) 人口の変化

第5次計画期間中、都市居住者の増加・文盲率の減少・開発計画の実施、特に家族計画等により人口自然増加率は計画初期の年3.1%より2.6%に減少する。従って年平均増加率は2.9%で1351年(72-73年)人口3,120万人は1356年(77-78年)3,600万人となる。

第1表 本計画期間中の男女別人口(単位1,000人)

年	合 計	男 子	女 子
1351 (72-73)	31,169	15,959	15,210
1352 (73-74)	32,135	16,451	15,684
1353 (74-75)	33,099	16,937	16,162
1354 (75-76)	34,092	17,437	16,655
1355 (76-77)	35,046	17,917	17,129
1356 (77-78)	35,957	18,383	17,574

第5次計画中の年齢別分布においては変化はなく若年層(15才未満)は45%である。工業先進国においてはこの割合は3分の1にも達していない。

第2表 年齢別分布。(単位1,000人)

年 令 別	1351 (72-73)		1356 (77-78)	
	人 数	%	人 数	%
15才未満	14,184	45.5	16,105	44.8
15才-64才	16,184	50.9	18,896	52.5
65才以上	801	2.6	956	2.7
計	31,169	100.0	35,957	100.0

(2) 都市および農村居住者。

最近における急速なる経済成長・特に工業部門の発展は都市居住者を増加させた。また一方衛生および生活状態の改善による農村の急速なる人口増加は一部の村を小都市にさえ変えるに至っている。その結果都市および農村人口の増加率は年間それぞれ5%および1.2%である。都市居住者は1351年(72-73年)1,320万人より1356年(77-78年)1,700万人となり、対総人口比も42.5%より47.2%となる。

第3表 都市および農村人口(単位1,000人)

年	都 市			農 村		
	人 口	男 子	女 子	人 口	男 子	女 子
1351年	13,247	6,891	6,356	17,922	9,068	8,854
1352年	13,965	7,263	6,702	18,170	9,183	8,987
1353年	14,696	7,644	7,052	18,403	9,192	9,111
1354年	15,457	8,040	7,417	18,635	9,396	9,239
1355年	16,216	8,434	7,782	18,830	9,480	9,350
1356年	16,972	8,831	8,141	18,985	9,549	9,436

3. 生産人口

総人口に占める生産人口の割合は1351年(72-73年)29.6%に対し、1356年(77-78年)には29.4%に減少する。10才以上の人口に対する生産人口の此も44.1%より43.4%となる。生産人口は1351年(72-73年)920万人に対し1356年(77-78年)1,060万人である。

第4表 生産人口(単位1,000人)

	1351年(72-73年)	1356年(77-78年)	増 減
10才以上の人口	20,876	24,412	+ 3,536
生産人口	9,197	10,600	+ 1,403
生産人口比(%)	44.1	43.4	- 0.7

男子の生産人口比は1351年(72-73年)48.8%より1356年(77-78年)47.7%に減少する。これは初・中・高等教育の普及により就学する青少年が増加するためである。一方女子の10才以上の人口に対する生産人口比は、13.8%より15.2%に増加する。これは識字率の増加・都市居住の傾向・結婚年齢の変化等によるものである。

第5表 男女別生産人口分布(単位1,000人)

	男 子			女 子		
	1351年	1356年	増 減	1351年	1356年	増 減
10才以上の人口	10,696	12,450	+ 1,754	10,180	11,962	+ 1,782
生産人口	7,789	8,783	+ 994	1,408	1,817	+ 409
生産人口比(%)	72.8	70.5	- 2.3	13.8	15.2	+ 1.4

4. 基本目標および政策。

第5次計画の人的資源に関する基本目標および政策は次のとおりである。

- (1) 就業希望者に対して最大限の生産的雇用の機会を創出する。
- (2) 非生産的雇用（潜在失業者）を生産的雇用に漸次切替える。
- (3) 必要とされる人的資源の移動が容易に行なえるようにする。
- (4) 国民総生産の増大に見合った労働者の賃金報酬基準。 すべての部門（工業・農業・道路建設等）における投資は上記雇用の基本目標にそって行なわれる。またこの目標達成のため財政・融資・税制・貿易等において政府のもっている権限・政策が活用される。

5. 部門別就業者数増加の見とおし。

- (1) 農業部門は現在360万人の就業者があり、全就業者数の40%を占める重要な部門である。しかし第5次計画においてこの部門は新規雇用の機会造出には重要な役割りを果たさない。しかし農業部門の非生産的就業人口（潜在的失業者）約30万人を生産的就業に切替える予定である。
- (2) 工鉱業部門は新規に76万人の雇用を実現する。
- (3) 建設部門では新規に32万人の雇用を図る。
- (4) サービス部門の新規雇用40万人。その外に非生産的若しくは不完全就業の10万人の就業者を生産的な完全就業に切替える。従って第5次計画期間中、あらたに180万人が生産的就業の機会を与えられる。その中、140万人はあらたに労働市場に参入してくるものによって占められ、残り40万人は、不完全就業若しくは非生産的職業に従事してきたものの生産的就業への切替えである。

主要経済部門別就業者数（単位1,000人）

部 門	1351年(72-73年)		1356年(77-78年)		新規就業
	人 数	%	人 数	%	
農 業	3,659	40.1	3,600	34.1	- 59
石 油	50	0.5	50	0.5	-
工 鉱 業 等	2,680	29.4	3,770	35.7	+ 1,090
（ 工 鉱 業 ）	(1,890)	(20.7)	(2,660)	(25.1)	+ (760)
（ 建 設 ）	(710)	(7.8)	(1,030)	(9.7)	+ (320)
（水・電力・ガス）	(80)	(0.9)	(90)	(0.9)	+ (10)
サ ー ビ ス	2,740	30.0	3,140	29.7	+ 400
合 計	9,129	100.0	10,560	100.0	+ 1,431

6. 熟練労働力の需給

人的資源の整備開発は第5次計画を成功させるためのもっとも重要な要素の一つである。第5次計画における新規雇用の20%は技能技術者のグループにより占められ、また技能技術者は全就業者数の約6%となる。新規就業の技能・技術者のうち、2万3千人は各分野の大学卒の技師、1万6千人は医師、6万人は高校卒程度の技術者、19万人は技能者である。これら技能技術者の供給は国内の教育訓練機関および外国留学よりの帰国者により応じ得ると予想されている。第5次計画期間中の職能別グループの増減は第7表のとおりである。

第7表 第5次計画における職能別分布(単位1,000人)

	1351年 (72-73年)	1356年 (77-78年)	増	減
技能・技術者	423	706	+	283
経営者および行政管理者	22	46	+	24
事務員	240	325	+	85
販売員	718	883	+	165
農業・漁業・牧畜・林業 従事者	3,620	3,570	-	50
鉱業従事者	18	54	+	36
運輸業従事者	1,211	1,252	+	41
その他生産活動従事の労働者	1,819	2,581	+	762
サービス業従事者	1,058	1,143	+	85
合計	9,129	10,560	+	1,431

7. 雇用および人的資源に関する政策。

(1) 労働市場

職業紹介の機構を設置し、労働市場を育成することが重要である。労働力需給の実態を適確に把握し、これを関係方面に迅速に知らせるために各州の中心地および工業都市に職業紹介センターを設ける。また労働者は各地域の労働需要を勘案しつつ、職業紹介センターの近くに短期間の訓練を目的とする職業訓練センターを設置する。

(2) 労働者の保護

技術革新その他の原因で失業したものを保護するために失業保険公庫設置の可能性につき、

政府、経営者・労働者の3者が参加する委員会で前向きに検討する。

- (3) 就業希望者および各種の異なる教育レベルの終了者に種々の職業内容を熟知させるために職業辞典を編さんする。
- (4) 女性の経済活動参加促進のために成る種の職業例えば教職等について男女平等の原則を実施して女性の就業の刺激とする。
- (5) 統計の作成、資料の蒐集には特に重点をおく。労働省による人的資源、賃金労働時間等に関する実態調査は更に申広く行なう。

8. 賃金政策。

賃金は重要な社会政策の一要素である。国民総所得における賃金のシェア増大が図られるとともに、賃金は最低の福祉生活ができるような基準で決定されるよう努力されるべきである。この政策が実施されれば低所得層の所得水準が向上し、公正なる所得分配に資することとなる。現在2年に1回手直しされている最低賃金額は今後各地域の実情等を十分勘案の上、1年毎に改訂される。工業および生産部門における会社の労働者に対する利益分与および、会社株式を当該会社勤務の労働者、職員に対し優先的に売却し、所得を向上させるとの計画は更に普及するであろう。賃金・所得政策の立案および改訂のために経済大臣・労働大臣・行政雇用庁長官・計画庁長官・中央銀行総裁よりなる「賃金・所得委員会」を設ける。閣議で決定された政策は上記委員会により実施される。

9. 技術職業訓練

成年労働者の職業訓練は労働省の所管に属する。労働省は本計画中に職業紹介センターの拡充とともに職業訓練センターの増設を図る。また訓練計画・内容も十分検討の上手直しされる必要がある。要はある段階の訓練を終了した労働者がそれ相応の技術があるということで労働市場で引っぱり隊になることである。後進地域においては、人的資源は経済的・社会的にもっとも大切な要素で、この資源を充分利用するために教育・職業訓練センターの強化・増設に対しては格別の配慮が払われる。

第9章 工業

1. 基本目的

(1) 質的観点よりの目標は次のとおりである。

(イ) 諸工業の能力を最大限に利用するために、現存企業の整備充実、拡充を図るとともに類似企業の統合を進める。これにより経費節約、コスト減、商品品質の向上が期待される。

(ロ) 資本財、中間財の生産を奨励し、これにより将来輸入品依存度をより少なくする。

(ハ) 輸出市場の開発に努める。これにより今後10年間の輸出目標が達成され、ひいては工業製品の品質改良、国際収支の改善等が行なわれる。

(ニ) 工業力を強化するために大企業の周辺にそれととりまく小規模工業の育成を図る。

(ホ) 農業関連工業の育成、これは農業生産の増大、農民の1人当り所得の向上、食料、畜産品不足の解消、農業従事者の季節労働をも含めた雇用の増大に役立つ。

(ヘ) 外国のノウハウを取り入れ、またイラン製品の輸出新市場を開拓し、更に必要な資金を確保するために外国資本の投資奨励および保護を行なう。

(ト) 大学等の高等教育機関、および企業における調査、研究の奨励

(チ) 企業株式を労働者、職員および一般大衆に取得させ、企業参加者の層を拡大させる。これは工業の利益をより公正に分配するのが目的である。

(リ) 所得と経営の分離を図るために企業経営者の養成を図る。

(ル) 現在迄民間部門の投資を奨励する目的で政府企業が設立されてきたが、今後徐々にこれら企業を民間に売却する。

(レ) 開発が遅れているが、将来性のある地域については(現在の工業の核地帯は除く)インフラ部門整備を援助する。

(2) 量的目的

(イ) 諸産業の生産価額は年平均14%の増率で、第4次計画末の5,090億リアルより1356年(77~78年)9,720億リアルに達する。附加価値は1,637億リアルより3,300億リアルになる。この目的達成のために工業部門においては、年平均15%の成長率(1351年(72~73年)価格による)が実現されなければならない。工業部門の国内総生産に占めるシェアは13.4%から16%に増大する。

(ロ) 工業部門の雇用数は、第4次計画末の175万人より第6次計画末250万になる。これは年平均7%を上回る成長率により735,000の生産的新規雇用造出を前提とする。全産業就業者数に占める割合も20.7%より25%に増大する。

(イ) 伝統的商品および工業製品の輸出（石油は除く）は年平均18%の成長率で1351年（72～73年）270億リアルから1356年（77～78年）610億リアルとなる。

2. 総合的な政策

(1) 総合の方針

(イ) 大学、政府および民間企業での工業研究の促進、重要な生産単位と研究機関との協力関係の確立、これにより国内技術の発展、品質の向上、工業製品の標準化が図られる。

(ロ) 消費者の保護および海外市場での競争力強化のため、国産品の品質管理を行なう。

(ハ) 第1次原料資源の国内消費および輸出に供するための加工率の引上げ。

(ニ) 開発が遅れているが将来性のある地域での中小企業の育成およびこれによる雇用の増加。これは当該地域における1人当たり所得の増大および耐久消費財（現状では主として都市居住者により利用されている）市場の拡大に資する。

(ホ) 政府の直接投資分野は銅、製鉄、石油化学その他防衛および社会福祉の観点より重要な部門の基本的産業に限られる。

(ヘ) 企業株式購入のために預金を利用するよう一般大衆を啓もうする。株式市場の強化および政府民間企業の株式を労働者、職員、一般人に売却することにより企業参加者の拡大を図る。

(ト) イランの原料中間製品を輸出しこれを海外で製品化し、また海外市場の開拓に資するよう海外投資を行なう。

(2) 関税政策

(イ) 消費財については、国産品の品質を高め類似の外国製品との健全な競争力を強化するため、徐々に関税保護を減らすという現在の方針は踏襲される。

(ロ) 資本財および中間財生産企業については、輸入を抑制、外貨節約を図るとの見地から関税保護を実施する。もっともこの保護は適当な期間を経た後徐々に減らしていく。

(3) 融資政策

(イ) 政府および民間保険会社の企業株式取得の奨励

(ロ) 工場設置に対する援助を行なうため既存の専門銀行のサービス網を各地に設ける。

(ハ) 融資に際しての工業・プロジェクトを適確に審査評価しうるための特別の部局を市中銀行内に設けるよう奨励する。

(ニ) 専門および市中銀行による政府、民間企業に対する運転資金の供給確保。

(ホ) 特に未開発地域および小都市における小規模工業に対する優遇された条件の融資。

(ヘ) 企業の労働者、職員の当該企業株式取得にあたっては必要な便宜を与える。

(ト) 専門および市中銀行が慣例的な担保物件にとらわれず中小企業に資本参加或いは融資し

うるようによ援助する。

(イ) 一般預金を集めまた小株主を保護するため政府により投資機関を設置する。

(ロ) 民間企業所有者に慣例的な担保物件によらずして、健全なプロジェクトを基準として融資できるような態勢にするため、専門および市中銀行の政策を手直しする。これは特に開発予算を使用する場合に考慮される。

(4) 財政政策

(イ) 企業会計および監査システムおよび方式の改善

(ロ) 余裕金が土地投機から工業投資に流れるような、土地政策採用。

(5) 教育、研究政策

(イ) 大学、高等教育機関の履修内容の量質面からの再検討・工鉱業部門の発展に資するよう、工学部、経営学部等の強化を図る。

(ロ) 技術者、熟練技能者の養成および小規模工業経営者等の資質向上のため政府および民間企業の周辺に職業訓練センターを設ける。

(ハ) 工鉱業部門の種々のレベルにおいての訓練を長期または短期間外国でうけるための奨学金制度確立。

(ニ) 大企業および中企業が工業簿記利用ならびに会計マン育成に積極的となるようにする。

(6) 製品の標準化ならびに消費者保護

(イ) 国内用および輸出向け消費財の品質向上を図るため、常に商品の標準化、品質管理等に努める。

(ロ) 商品コスト等をも勘案しつつ品質、価格面での消費者の保護を図る。

(ハ) 標準化の基準枠よりはずれた商品の輸入を阻止する。

(7) 行政政策

(イ) 政府の地方出先機関の工業ライセンス発給等にあたっては、中央に一々照会することなく地方限りで決定できるような権限を与える。

(ロ) 政府機関等の物資調達の際、類似の国産品がある場合は国産品を優先する。

(ハ) 小株主保護および、企業参加者の層を拡大するとの新政策に対応させるため、商法の改正を検討する。

(ニ) 工業の必要としている水、電気、電話の確保およびその料金の相対的安定を図る。

(ヒ) 中間財の価格については、消費財のコストを適正化するため、管理する。

3. 具体的諸計画の目標

(1) 食品工業

(f) 食品工業、飲料、煙草産業の附加価値は年平均4.8%の割合で増大する。

(g) 大部分の食品工業は自給の態勢を整え、できうる限り輸入依存度を少なくする。

(h) 魚、デーツ、植物油は輸出にも振り向ける。

(i) 生産地と消費地が離れていることおよび、各地の気候がそれぞれ異なっていること等にも鑑み、各州に冷凍庫を完備する。

(j) 動物たん白質不足の解消およびベルシャ湾岸住民の所得を増大させるため、ベルシャ湾およびオーマン湾の漁法について、改善措置をとる。またイランの漁船は公海にも出て漁獲をする。魚の罐詰も製造、輸出し外貨獲得に役立たせる。

(2) 紡績、衣料、靴、カーペット、ハンディクラフト

(f) この部門の附加価値増加率は年平均8.9%である。

(g) 紡績、衣料部門については自給ならびに輸出を目標とする。

(h) 人々の趣好が人絹より正絹に移ってきていること等にも鑑み、伝統的ではあるが忘れられている養蚕業の振興についても配慮される。またこれより農村における潜在的失業者は減少する。

(i) 現在まで、ハンディクラフトは主として都市および小都市で行なわれてきたが、これら産業に親しんできた一部農村部においても今後、生産方法の改善、商品の直接買付けの保証、商品の国内外市場への展示等の措置によりハンディクラフトは奨励され保護される。

(3) 製紙産業（セルローズ工業）

(f) 製紙産業の附加価値は年平均17.5%の率で増加する。

(g) 第5次計画において140万ヘクタールの森林が完全に利用される。カスピ海沿岸の森林地帯には、製材、製紙の総合プラントが建設されこれにより全国紙消費量の半分以上が国内で生産される。木材製品については国内需要を賄うだけでなく一部を輸出に振り向けるのが目標とされる。

(4) 皮革産業、皮革産業の附加価値は年平均9.9%の率で増加する。既存の施設の整備拡充を図るとともに原材料の品質向上に努める。

(5) 化学および石油化学

(f) 第5次計画期間中の化学および石油化学産業の附加価値増率は年平均21.1%である。

(g) 化学中間製品は経済能力の許す限り、輸入品の代替となり更に世界の市場に輸出される。

(h) 肥料、塗料、合繊、プラスチック、車輛タイヤ等の化学、石油化学製品は引続き生産される。

(i) 洗剤、化学肥料等の生産条件は非常に有利であるので、これらは輸出用にも振り向ける。

(6) 非金属鉱物

(f) この部門の年平均附加価値増加率は23.3%である。

(g) 住宅、道路、空港、灌漑用水路、ダム、港湾建設用資材の供給を確保する。

(h) 非金属鉱物については自給自足に努めるとともに、化粧タイルの輸出にも留意する。

(7) 金属および金属製品

(f) この部門の年平均附加価値増加率は24%である。

(g) 建築用金属材料、例えば鉄角材、パイプ、針金等は国内生産で賄われる。しかし鉄鋼製品消費の45%を占めるスチール、シートは輸入にも依存する。

(h) アリアメール製鉄所の生産能力は年190万トンまで引上げられる。他に2製鉄所が天然ガス資源の容易に利用できる地域に建設される予定であるが、いずれもこの生産能力は年各百万トンである。

(i) ケルマンのサル・チェシュメにおける銅資源の開発および精練所建設により、第5次計画末には16万トンの銅が年産され、しかもその大部分は輸出される。

(8) 機械産業、この部門の附加価値増加率は年平均28.2%である。工作機械等資本財、中間財の生産は長期的な工業化計画の基礎となるべきものであり更に力点がかけられる。

(9) 電気製品産業

(f) この部門の附加価値増加率は年平均16.9%である。

(g) 耐久消費財例えば冷蔵庫、テレビ、電話等の生産は引続き行なわれる。またこれら製品に使用する部分品が国産化されることによりこの産業の附加価値は増加する。

(10) 運送手段

(f) この部門の附加価値増加率は年平均19.2%である。

(g) 自動車国産化率を現在の50%から75%に引上げ、部分品等の輸入を極力減らす。

(h) 農業トラクター等については、既存製造工場の拡充等により近隣諸国への輸出可能性もある。

(i) ベルシャ湾岸における船の修理ドック建設については本計画中に、準備を行ない第6次計画において、ベルシャ湾およびオーマン湾航行船舶(タンカーおよび一般商船)の修理を実施できるよう努力する。また小型船舶建造についても予備調査等を行ない長期的な造船所建設計画の実現に資する。

(11) 小規模工業 小規模工業は国の工業基盤を拡大する上において重要であり、また大工業と小規模工業との相互関連については特に配慮が払われるべきである。

(f) 小規模工業が他工業および他の経済部門に関連を持っていることを十分認識する。

(g) この部門に対する技術および技能者養成に対する援助を供与し、また指導助言を行なう。

他産業との結びつく可能性の多い業種を優先させる。

- (一) ソフトな条件(担保物件をも含め)による1万の事業所に対する融資。
- (二) 工業開発専門銀行および市中銀行中に小規模工業に対する融資を扱う独立部局を設ける。
- (三) 政府機関によるこの部門の製品購入を積極化する。
- (四) 小規模工業と大企業との契約センター設立。
- (五) 小規模工業に対するインフラ部門整備。

4. 開発投資予算

(1) 第5次計画中の工業部門に対する開発投資額は5,064億リアル(40億リアルの技術援助費を含む)であり、その中40%は政府部門によりまた60%は民間部門により行なわれる。政府部門の投資額1,996億リアルのうち1,839億リアルは開発予算によるもので、残りは政府企業の自己資金による。

(2) 第5次計画中の工業関係政府部門投資の90%以上はテヘラン以外の地域において行なわれる。

(3) 第4次計画の工業部門開発予算は1,035億リアル(992億リアルは開発予算、43億リアルは一般予算)であるが第5次計画では総額1,945億リアルである。

第1表 工業部門開発資金の配分(単位10億リアル)

	一般経常費	開発			予	算	総計	
		固定資本形成	非	償定				計
1. 食品工業	-	8.50	-	-	8.50	8.50		
2. 繊維、カーペット	-	3.00	-	-	3.00	3.00		
3. 製紙	-	15.00	-	-	15.00	15.00		
4. 皮革	-	-	-	-	-	-		
5. 化学、石油化学	-	42.00	-	-	42.00	42.00		
6. 非金属鉱物	-	-	-	-	-	-		
7. 金属	-	57.00	-	-	57.00	57.00		
8. 機械	-	25.24	-	-	25.24	25.24		
9. 電気製品	-	-	-	-	-	-		
10. 運送手段	-	9.16	-	-	9.16	9.16		
11. 民間部への移転分	-	20.00	-	-	20.00	20.00		
12. 技術援助	1,655	-	4.00	-	4.00	5,655		
13. 公共サービスおよび管理	7,017	-	-	-	-	7,017		
14. 継続事業(a)	1,967	-	-	-	-	1,967		
合計	10,639	179.90	4.00	-	183.90	194,539		

(a) 国営石油化学公社(NPC)ヘンディクラフト・センター等の経常費等

第2表 固定投資額内訳

	政 府 部 門			民 間 部 門			合 計
	開 発 予 算 (1)	政 府 企 業 の 自 己 資 金 (2)	計 (1)+(2)=(3)	民 間 預 金 分 (4)	開 発 予 算 (5)	計 (4)+(5)=(6)	
1. 食品工業	8.50	6.75	15.25	32.25	3.00	35.25	50.50
2. 織物、カーペット	3.00	0.50	3.50	45.50	1.50	47.00	50.50
3. 製紙	15.00	0.30	15.30	10.00	-	10.00	25.30
4. 皮革	-	-	-	2.00	-	2.00	2.00
5. 化学、石油化学	42.00	3.00	45.00	68.20	3.00	71.20	116.20
6. 非金属鉱物	-	1.65	1.65	50.85	5.00	55.85	57.50
7. 金属	57.00	-	57.00	55.50	4.00	59.50	116.50
8. 機械	25.24	3.50	28.74	11.50	1.50	13.00	41.74
9. 電気製品	-	-	-	9.50	1.00	10.50	10.50
10. 運送手段	9.16	-	9.16	20.50	1.00	21.50	30.66
11. その他	-	-	-	1.00	-	1.00	1.00
合 計	159.90	15.70	175.60	306.80	20.00	326.80	502.40

第3表 開発予算ならびに政府企業自己資金による政府関係の工業プロジェクト一覧 (単位100万リアル)

プロジェクト名	合計	開発予算	政府企業の自己資金
1. 食品工業	15,250	8,500	6,750
(イ) 砂糖精製工場の拡充(砂糖きびおよびビート)	7,000	4,000	3,000
(ロ) 北方および南方漁業公社	2,000	1,500	500
(ハ) 冷凍庫	1,000	1,000	-
(ニ) ミルク製品	1,000	1,000	-
(ホ) アグロ・インダストリ	1,000	1,000	-
(ヘ) 茶、煙草、その他の食品工業	3,250	-	3,250
2. 織物、カーペット、ハンディクラフト	3,500	3,000	500
(イ) イラン紡績会社	250	-	250
(ロ) マザンデラン織物会社、その他	250	-	250
(ハ) カーペット、ハンディクラフト	3,000	3,000	-
3. 製紙(セルローズ工業)	15,300	15,000	300
(イ) ギラン製紙工場(a)	8,000	8,000	-
(ロ) マザンデラン製紙工場(a)	7,000	7,000	-
(ハ) ギラン製材工場	300	-	300
4. 化学、石油化学	45,000	42,000	3,000
(イ) 石油化学	30,000	30,000	-
(ロ) 軍需産業(化学)(b)	14,000	12,000	2,000
(ハ) 化学肥料	1,000	-	1,000
5. 非金属鉱物	1,650	-	1,650
6. 金属(C)	57,000	57,000	-
(イ) アリアメール製鉄所の拡充	40,000	40,000	-
(ロ) 第二製鉄所建設	7,000	7,000	-
(ハ) 鋼精練所建設	10,000	10,000	-
7. 機械	28,740	25,240	3,500
(イ) タブリーズの機械工場拡充	3,250	3,000	250
(ロ) アラク機械工場拡充	3,250	3,000	250
(ハ) 軍需産業(機械)	22,240	19,240	3,000
8. 運送手段	9,160	9,160	-
(イ) トラクター製造	3,000	3,000	-
(ロ) 船舶修理(d)	5,000	5,000	-
(ハ) 軍需産業(ヘリコプターおよび航空機)(e)	1,160	1,160	-
9. 民間部門への移転	20,000	20,000	-
(イ) 小規模工業	5,000	5,000	-
(ロ) 中規模工業	5,000	5,000	-
(ハ) 大企業	10,000	10,000	-
10. 技術援助	4,000	4,000	-
合計	199,600	183,900	15,700

- (a) 2工場に対する投資総額は350億リアルで政府部門はそのうち150億リアル。
 (b) バッテリー工場への投資はこの項目に含まれる。
 (c) アルミニウム工場の拡充、他の更に一つの製鉄所の建設等は含まれていない。
 (d) 住宅、および港湾建設は含まれていない。
 (e) 軍需産業に対する開発予算よりの投資総額は324億リアル。

第4表 石油化学プロジェクトに対する投資 (単位100万リアル)

	NPCの 参加分	比 率	民間部門(外 国よりの分を 含む)参加分	比 率	合 計
1. アバダン工場の PVC拡充	480	74	172	26	652
2. シェブール工場 の拡充	6,563	100	-	-	6,563
3. オレフィン・ アロマティック	17,025	50	17,025	-	34,050
4. プラスティック 可塑剤	1,500	50	1,500	50	3,000
5. カプロラクタン および硫安	472	20	1,898	80	2,370
6. デイメチール・テ レフタル酸および ポリエステル	1,200	30	2,805	70	4,005
7. スチレン・ モノマー	112	20	458	80	570
8. ポリエステレン	135	20	555	80	690
9. スチレン・ブタジ エン合成ゴム	352	20	1,410	80	1,762
10. 石油たん白	517	50	517	50	1,034
11. ポリプロピレン	383	20	1,530	80	1,913
12. イソブレン・ ポリイソブレン	1,823	50	1,823	50	3,646
13. アミノ・レジン	38	10	337	90	375
合 計 (a)	30,600	50	30,030	50	60,630

(a) 石油化学産業要員の訓練および住宅建設費は教育および住宅の項に含まれている。

第11章 石 油

1. 基本目標

- (1) 石油製品の確保ならびに都市、農村へのオーダリーな供給
- (2) 天然ガスを蒸溜中間品の代りに使用する等により石油製品の需給を均衡のとれたものにする。
- (3) 世界の主要消費地において原油精製、製品の販売等に参加し、世界の原油および石油製品市場に直接影響力を及ぼすようにする。
- (4) 地下資源の適正な利用開発に対する十分な監督および既存の諸石油会社の活動に対する規制を通じて石油およびガス資源の保護を図りまたそれぞれの契約（利権）区域に存在する石油資源の時宜を得た開発ならびに最大限のそれら資源の経済的利用に関して確信をうる。
- (5) 新しい石油資源をより発見するために探査活動を活発化する。
- (6) 石油輸出よりの収入を増加する。

2. 総合的な政策

- (1) 探査計画の作成および実施、石油資源の最大限利用を図るために石油会社の開発活動に対する十分な監督。
- (2) 世界の通貨市場に将来起ると予想されている変動を考慮して、インフレによる影響および原油公示価格ならびにイランの石油収入計算の基礎となっている外貨価値の減少を補償する具体的な措置を定めておく必要がある。

3. 具体的諸計画の目標

- (1) 消費量 第5次計画中の石油製品消費量は年平均13.2%の率で増加し1351年（72～73年）の1,320万 kl より1356年（77～78年）2,450万 kl になる。そのうちナフサ等の消費は60万 kl より250万 kl に増大する。1人等り年間石油製品消費量は年10%の増加率で423リットルより680リットルに増加する。
- (2) 精製 1351年（72～73年）国内用の原油精製量は1,400万 kl （242千バレル/日）より1356年（77～78年）2,840万 kl （49万バレル/日）に増加する。第5次計画中には既存または建設中の製油所＝アバダン、テヘラン、ケルマンシャー、シラズおよびラヴァン簡易蒸溜所＝の外にあたらしい2精油所が建設され、また第6次計画中に他の2精油所の建設が開始される。
- (3) 原油および石油製品の輸送 現在建設中のテヘラン、アフワズ間の第2原油輸送パイプラインは第5次計画中に完成する。その外にテヘラン・アフワズ間の第2原油輸送パイプラインより一連の原油輸送支線を建設する必要がある。
- (4) 石油製品配送のために86万 kl の貯蔵タンクをあらたに建設する。また空港、港湾、ベルツヤ

湾諸島に対する適切な送油施設を設ける。

(5) 研究、調査 石油産業の基本的且つ総合的な調査、研究、研究所の発展に必要な建物の建設、大気、水汚染測定所建設、農業等への石油製品の利用研究等が重要である。

(6) 生産輸出 1351年(72~73年)の原油生産は3億2百万**kl**(520万バレル/日)であるが1356年(77~78年)には4億8千2百万**kl**(830万バレル/日)に増加する。また輸出は2億8千8百万**kl**(490万バレル/日)より4億4千万**kl**(760万バレル/日)になる。

(7) NIOCは海外の主要消費地における安定市場を確保するために次の措置をとる。

(イ) 北海における探査および開発。

(ロ) 西欧における精油所建設プロジェクトへの参加(生産能力年580万**kl**=10万バレル/日)

(ハ) 新市場における精製、販売活動への参加。これは最低に見積っても年1,740万**kl**(30万バレル/日)である。

(ニ) マダラスおよび南アフリカ精油所に必要な原油の供給。

(ホ) タンカー所有を18万3千5百トンより100万トンに引上げる。

(ヘ) 消費国における国際的原油パイプライン敷設計画の利用

4. 開発投資および予算 第5次計画中の石油開発投資総額は、3,306億リアルでそのうち、

1,307億リアルは開発予算より支出され、また602億リアルはNIOCにより投資される。更に

1,397億リアルはコンソーシアムその他の石油会社により支出される。

第1表 石油開発資金 (単位10億リアル)

	開 発 予 算		
	固定資本形成分	非 固 定	計
1. 探 査	-	-	-
2. 開 発 お よ び 精 製	57.6	-	57.6
3. 輸 送	27.0	0.1	27.1
4. 研 究 調 査	-	0.4	0.4
5. 非 工 業 的 支 出	-	-	-
6. 海 外 で の 活 動	37.9	-	37.9
7. 関 連 会 社 へ の 投 資	7.7	-	7.7
計	130.2	0.5	130.7

第2表 固定資本投資分 (単位10億リアル)

	公共部門			民間部門			合計
	開発予算	政府企業 による自 己資金分	計	民間 預金分	開発 予算	計	
	(1)	(2)	(1)+(2)=(3)	(4)	(5)	(4)+(5)=(6)	
1. 探査	-	0.5	0.5	-	-	-	0.5
2. 開発および精製	57.6	-	57.6	-	-	-	57.6
3. 輸送	27.0	-	27.0	-	-	-	27.0
4. 研究調査	-	8.0	8.0	-	-	-	8.0
5. 非工業的支出	37.1	33.1	71.0	-	-	-	71.0
6. 海外での活動	7.7	18.6	26.3	-	-	-	26.3
7. 関連会社への投資	-	-	-	139.7	-	139.7	139.7
	130.2	60.2	190.4	139.7	-	139.7	330.1

第14章 運 輸

1. 基本目標

基本目的は(陸、海、空運の発展に必要なインフラ部門の整備

- (イ) 将来性のある地域および工業、農業、観光の核地域開発の援助
- (ロ) 遠隔地域の経済社会開発の障害除去である。この目的達成のためにはあたらしく道路、鉄道、空港、港湾を建設するのみでは不十分であり、現在の交通網の適切な管理維持を通じての最大限の利用、技術要員の養成、適正なる経営等にも注意を払うべきである。

2. 総合的な政策

(1) 道路建設および管理

(イ) 道路建設、管理と運輸に関するマスター・プラン立案をそれぞれ別個の組織で行なう可能性につき検討をし、その検討結果を実施に移す。

(ロ) 道路破損防止のため、車輛の重量制限等を実施する。

(ハ) 全国的に交通量の調査を行なう。

(ニ) 高速道路および重要な橋梁については、その必要建設経費の全額または一部を利用者よりの使用料金徴収により賄なう。

(ホ) 原則的に全国の道路は道路省により建設される。例外的に政府機関が特定のプロジェクト実施のために道路建設をする場合には、道路省の定めた建設基準に従う。

(ヘ) 民間の道路建設業者が重装備の建設機械を購入することは多大の投資を要し、且つ建設コストを上げることとなるのでこれをさけるため、第5次計画においては、協同組合を設けここを通じて必要な建設機械を業者に貸し付けることとなる。

(ヘ) 道路省道路管理局の強化、拡充。また同管理局の業務が阻害されないように同管理局に対して配分されている予算が道路建設に流用されないよう留意する。

(2) 鉄 道。イラン国鉄の企業体としての性格を強く打出す。

(3) 港 湾。商業港の能率を増進し、且つ港湾施設管理の改善を図るために港湾管理権の行使とその利用をそれぞれ別個の機構で行なう可能性につき、検討する。

(4) 空港の適切な利用を妨げている諸問題を解決するために航空関係の機構等に全面的な検討を加える。また空港・管理権の行使とその利用をそれぞれ別個の組織で行なう可能性につき検討する。一方空港施設の維持管理は極めて重要であり、その点にも重大な関心が払われる。また第5次計画においては、空港施設維持管理業務の一部は民間部門に委譲される。イラン航空は企業体でもあるので離陸、着陸税および空港利用税を支払うこととなる。また開発予算により購入され

る航空機代金についても、その収入より支払いがなされる。

3 具体的諸計画の目標

(1) 幹線道路、第4次計画末における舗装道路延長距離は、1万2,000キロであるが第5次計画中には、第4次計画より継続分の3,260キロが完成する外、あらたに5,600キロ分が建設に着手される。そのうち2,900キロが同計画期間中に完成をみる予定で残り2,700キロは第6次計画に持ち越される。従って第5次計画末における幹線道路(舗装)総延長は10,000キロになる。

(第1表より第4表まで参照)

第1表 第4次計画よりの継続分で第5次計画中に完成予定の幹線道路

番号	区 間	距離(キロ)	予 算 (100万リアル)
1	テヘラン=クム(現在の道路改装)	140	150
2	テヘラン=シャーロード=マシュハッド	570	1,070
3	パーラヴィ=アスタラ=アルダビル	225	620
4	タブリーズ=アハル=アルダビル=ソラーブ=バスター ーン・アバード	400	1,200
5	ケルマン=バム=ミルジャヴェ	600	1,200
6	サグズ=ミアンドアーブ=レザイエ=ホイ=ウグルー	390	2,400
7	ナイン=イエズド	180	520
8	シラズ=ブシェール	100	1,650
9	カラジ=カズヴィン(高速道路)(片側のみ)	100	350
10	シャーアバード=イーラム=メフラン	230	900
11	マスジェド・スレイマン=シェーシタル	42	330
12	ジーラーブ=シャヒー	40	100
13	サナンダグジ=ハマダン	157	960
14	ダルジイン=サブゼワラン	61	650
(15)	サーヴェ=ラヴァン	150	300
16	イスハハーン=製鉄所(高速道路)	25	500
17	アフワズ=ダルホイン=アバダン	120	1,200
18	ケルマン=ザランド	90	400
19	テヘランよりカスピ海越えの二道路(ハラーズおよびチ ャールス)の補修	—	300
	計	3,650	14,800

第2表 第5次計画で着手し、同計画期間中に完成する幹線道路

番号	区 間	距 離(キロ)	予 算 (100万リアル)
1	テヘランニクム(高速道路)	130	3,600
2	カラジニカズヴィン(高速道路・他の片側)	100(a)	1,500
3	テヘランニギヤチサル。カラジニチャルース	210	3,750
4	テヘランニルーダヘンニデマヴァンドニアパー	73	800
5	デマヴァンドニフィルズクーニジールーブ	150	1,800
6	テヘラン環状道路	100	1,500
7	タブリーズニミアンドアープニマラケ	190	1,130
8	サル・バンドルニバンドル・シャブール	12	120
9	ラフセンジャンニサルチェシュメニハトウン・アパー ド	100	800
10	ソールジャンニアナール	200	1,250
11	ルーダンニサブゼワラン	173	1,500
12	ナインニカクシオン	227	1,280
13	ラムサルニサーリ(a)	260	520
14	主要都市の周辺および入口整備	250	2,500
15	イエズドニケルマンの舗装(a)	320	600
16	マッシュハッドニビルジャンド	500	1,750
17	カズヴィンニサーヴェ	155	920
18	シラズニダラーブニザーガム	430	2,100
19	予 備 費	—	1,250
	合 計	2,900	28,700

(a) この区間は、他の区間に含まれており二重計算となるので、合計距離より除外した。

第3表 第5次計画において着手され第6次計画中に完成される予定の幹線道路

番号	区 間	距 離(キロ)	プロジェクト総額 (100万リアル)	第5次計画予算 (100万リアル)
1	イスハハーン=アフワズ	240	3,120	1,870
2	アフワズ=シラズ=ブシェール	260	1,820	1,090
3	バボルサル=フアラアパード	60	500	300
4	アフワズ=シュエシタル=アンデメン ユク	185	1,110	555
5	ミアネ=ミアンドアーブ	200	2,000	1,000
6	アラク=ゴルバイガン等	150	1,050	525
7	シャールパサンド=チュヘル・ドフター ル	85	510	205
8	ミアネ=フーメン	200	4,000	1,600
9	イスハハーン=アズナ=ホーラムアパ ード	310	1,550	465
10	ターチャン=バージギラン	80	800	240
11	カスピ海沿岸道路	320	4,500	700
12	ザヘダン=ザボル=ビルジャンド	445	1,560	250
13	マシュキン・シャール=バルスアパード	175	1,350	200
	合 計	2,700	23,870	9,000

第4表 幹線道路総合資金計画(単位 100万リアル)

1. 第4次計画より継続分完成	14,800
2. 新規着手分	
(イ) 第5次中に完成予定	28,700
(ロ) 第6次計画に持ち越し	9,000
3. 研究、調査、統計	1,500
合 計	54,000

(2) 地方道、第4次計画末における地方道総延長は12,000キロであるが、第5次計画中には第4次計画より継続分の3,500キロが完成する外あまたに12,000キロ分が建設に着手される。そのうち7,500キロが同計画期間中に完成をみる予定で残り4,500キロは第6次計画に持ち越される。その外に第4次計画で完成した4,000キロについては舗装を行ない、また第5次計画で完成をみた地方道中3,000キロは舗装化する予定である。

第5表 地方道建設計画

	距離(キロ)	予算(100万リアル)
1. 第4次計画より継続分完成	3,500	6,400
2. 新規着手分		
(イ) 第5次中に完成予定	7,500	15,000
(ロ) 第6次計画に持ち越し	4,500	5,700
3. 第4次計画に完成した地方道の舗装	4,000	2,800
4. 第5次計画で完成した地方道の舗装	3,000	1,200
5. 研究、調査	—	900
合 計	—	32,000

(3) 道路の維持管理。道路の維持管理は優先的に考慮されるべきであり、このための第5次計画における開発予算総額は100億リアルである。

(4) 鉄道。第5次計画における鉄道拡充計画は、アリアメール製鉄所の原料輸送確保、貿易量の増大に対応すること、鉄道と港湾との関係確立を考慮に入れて作成されている。

(イ) 第4次計画の継続分。これは鉄道敷設に必要な資材・貨車・機関車の購入、新線建設、既設線の改修、タブリーズ、ショルファ間の電化工事等である。予算総額は77億リアルでそのうち資材購入、既設線の改修に係る40億リアルはイラン国鉄を通じて支出される。

(ロ) 製鉄所路線の拡充。製鉄所の年産能力は、第5次計画末には190万トンに達する予定でありこのため、ザランドより製鉄所までの路線は(フィージビリティ・スタディの結果にもよるが)複線或いは電化されることとなる。資金配分額は50億リアルである。

(ハ) ザランド=ケルマン=バンダル・アッパース線。この区間は730キロでフィージビリティ・スタディ終了後鉄石の輸出量をも考慮の上、新線建設が実施に移されよう。本プロジェクト総額は、140億リアルで第5次計画予算に繰り入れられている。

(ニ) ファラアバード=サーリ間路線。カスピ海を通じての貿易量が増大することにも鑑み、新

しくカスピ海沿岸に建設されるファラアバード港よりサーリ迄の 50キロの路線を建設する。これによりファラアバードはイラン従貨鉄道に接続する。プロジェクト総額は、6 億リアルである。

(d) 鉄道路線上の架橋。鉄道路線が通っている一部の都市では路線上に陸橋がないため日常生活に多大の不便をかけている。この困難を除去するために架橋工事を行なう。プロジェクト額は 7 億リアルである。

(e) バンダル・シャブール港の貨物駅建設。第 5 次計画で 2 億リアルの資金が配分されている。

(f) 税関新設。現在のテヘラン税関は、テヘランに到着する鉄道貨物の処理能力を欠いているが、色々の理由で同税関庁舎の拡張は困難な実情にある。従って第 5 次計画においてはテヘランの郊外に税関を新設する。必要な庁舎建設費は政府建物建設の章に含ませた。

第 6 表 鉄道関係の資金配分

	予算 (100 万リアル)
1. 第 4 次計画の継続分	7,700
2. 製鉄所路線の拡充	5,000
3. ザランド=ケルマン=バンダル・アッパース路線	14,000
4. サーリ=ファラアバード路線	600
5. 鉄道路線上の架橋	700
6. バンダル・シャブール港の貨物駅建設	200
7. 研究、調査	800
合 計	29,000

(5) 港湾および海運。貿易量は 1356 年 (77-78) 970 万トン、1359 年 (80-81) 1,330 万に達すると予想されている。第 5 次計画末における港湾扱い能力は年 775 万トンとされる。これは、輸出入総量の 80% が海運によるものとの計算に基づく。このうち鉄石およびセメントの貿易量は 260 万トンである。港湾および海運発展計画の目標は、先ず第 1 に第 5 次計画末迄には増大する貿易量に対応できる能力を完備することであり、また第 6 次計画の当初年度の必要能力を見越して所要の措置を実施することである。

(i) 第 4 次計画より第 5 次計画へ繰越れるプロジェクトの完成。主要関係プロジェクトは、バンダル・アッパース港の倉庫等建造物、ブシェール港の渡樫、バンダル・シャブール港の倉庫等建造物および 4 ジェッテイ建設、パーラヴィおよびノーシャフル港の拡充ならびにすべての港湾に使用する積み卸し用施設の購入等である。第 5 次計画におけるの本件関係資金配分は、65 億

アルである。

(ロ) バンダル・シャブール港には、現在建設中の4ジェッティの外第5次計画中に10のジェッティを建設する。また輸入穀物の船卸しを迅速化するために、バンダル・シャブール港に6万トンのトランジット用サイロを設ける。これらプロジェクト総額は60億リアルである。

(イ) その他の港湾新設および整備については、現在準備中のマスタープランに従いが実施される。バンダル・アッパース港周辺に、鉱石積出港を建設するとか、或るいはカスピ海に新港（フアラバード港）を建設する等も、このマスター・プランの一環として検討されている。本項目の開発予算は、95億リアルである。

(ニ) 小港およびベルシャ湾諸島岐の発展を図るため、防波堤、ジェッティ、ベルシャ湾およびオーマン湾周行航路等を設ける。本項目の開発予算は、20億リアルである。

(ホ) 自由港の建設。ベルシャ湾沿岸に自由港を建設する構想は検討中であり、第5次計画中には、専門銀行および民間部門の資金を利用して、その実現が図られる。

(ヘ) 港湾関係者の訓練計画。港湾海運局および海軍による港湾海運関係技術要員の訓練計画は、「教育」の章に包含されている。

第7表 港湾海運開発計画の資金配分（単位 100万リアル）

1. 第4次計画よりの継続分で第5次計画中に完成されるもの	6,500
2. バンダル・シャブール港のジェッティおよびサイロ建設	6,000
3. その他の商業港開発	9,500
4. 小港およびベルシャ湾島岐の開発および周行航路設置	2,000
5. 研究、調査	1,000
合 計	25,000

(6) 空港および航空機

(イ) 第4次計画よりの継続分即ち、イスハハーン空港の建設、メフラバード空港の整備等は、第5次計画中に総額23億リアルの予算で完成される。

(ロ) 既存空港の整備改善。予算総額は72億リアルである。

(ハ) 新空港の建設。新テヘラン国際空港は、1359年（80～81年）までに開港する必要がある。第5次計画中に建設に着手され、第6次計画中に完成する。予算額は60億リアル。その他の国内空港については、バボルサルおよびゴルガンの両港建設が初められ、またノーシャフル空港が完成をみる。この予算は12億リアルである。

(ニ) 小空港の建設。各州州都と州内の主要都市の運輸および航空郵便の発展を図り、また重要な工業、農業の中心地との連絡の便を良くするために、一連の第2級、第3級地方空港建設計画を立案する。空港完成後は、かかる地方空港とイラン航空の飛んでいる州都間の航路開設は、民間部門に委ねられる。地方空港建設予算額は、10億リアルである。

(ホ) 空港維持修理関係予算は、6億リアルである。

(ヘ) コンコルド購入。イラン航空の使用に供されるコンコルド三機購入の予算額は、54億リアルである。

第8表 空港開発関係資金配分(単位 100万リアル)

1. 第4次計画路線分で第5次計画中に完成されるもの	2,300
2. 既存空港の整備改善	7,200
3. 新空港の建設	
(イ) 新テヘラン空港	6,000
(ロ) その他の空港	1,200
4. 第2級、第3級の地方空港建設	1,000
5. 空港の維持、修理	600
6. コンコルド機購入	5,400
7. 研究、調査	800
合 計	24,500

(7) 気 象

(イ) メフラバード航空気象センターの建物完成。

(ロ) 国内各地域空港の望楼建設、整備。

(ハ) バンダル・アッパースの航空情報送信所建設、整備

(ニ) 5空港におけるレーダー塔の建設、整備

(ホ) 7カ所の航空気象センターの建設、整備

(ヘ) 雨量および蒸発量測定所の建設、整備

(ト) 15カ所の測候所建設、整備

(チ) 気象通信網整備のために、各地の航空気象センターに送信施設を設置する。

(リ) 4の総合気象観測所および4の海洋気象観測所設置。

(ヌ) 自動気象観測所設置。 上記諸プロジェクト実施予算は、22億リアルである。

(8) 地図作成。5万分の1の一般地図を作成するとともに、それ以上の詳細な地図は必要に応じて作成する。予算額は33億リアルである。

4. 開発投資および予算。第4次計画の開発投資総額は、999億リアル（開発予算分、847億リアル。一般予算分は152億リアルである。）であるが第5次計画では総額2,002億リアルである。

第9表 運輸関係開発資金の配分（単位 10億リアル）

	一般経常費	開 発 予 算			合 計
		固定資本形 成分	非 固 定	計	
	(1)	(2)	(3)	(2)+(3)=(4)	(1)+(4)=(5)
1. 幹線道路	1.0	54.0	—	54.0	55.0
2. 地方道	0.3	32.0	—	32.0	32.3
3. 道路の維持管理	11.1	10.0	—	10.0	21.1
4. 鉄 道	0.9	29.0	—	29.0	29.9
5. 港 湾 海 運	—	25.0	—	25.0	25.0
6. 空港、航空機	4.8	24.5	—	24.5	29.3
7. 気 象	0.9	2.2	—	2.2	3.1
8. 地 図 作 成	1.2	3.3	—	3.3	4.5
合 計	20.2	180.0	—	180.0	200.2

第10表 固定資本投下額（単位 10億リアル）

	公 共 部 門			民 間 部 門			合 計
	開発予算	政府企業の 自己資金	計	民間預金	開発予算	計	
	(1)	(2)	(1)+(2)=(3)	(4)	(5)	(4)+(5)=(6)	
1. 幹線道路	54.0	—	54.0	—	—	—	54.0
2. 地方道	32.0	—	32.0	—	—	—	32.0
3. 道路の維持管理	10.0	—	10.0	—	—	—	10.0
4. 鉄 道	29.0	1.8	30.8	—	—	—	30.8
5. 港 湾 海 運	24.7	1.0	25.7	2.5	0.3	2.8	28.5
6. 空港、航空機	24.3	5.0	29.3	1.0	0.2	1.2	30.5
7. 気 象	2.2	—	2.2	—	—	—	2.2
8. 地 図 作 成	3.3	—	3.3	—	—	—	3.3
合 計	179.5	7.8	187.3	3.5	0.5	4.0	191.3

第20章 教 育

1. 基 本 目 標

第5次計画の教育に関する基本目標は、長期的な期間少なくとも十年間を単位として設定されている。

(1) 初等教育の完全なる普及および活動年齢層における文盲の一掃。初等教育の急速な普及により、第5次計画末には、都市部における就学適令期の児童は100%、農村部では80%が就学すると予想されている。

(2) 職業技術、高等教育を強化発展させ第6次計画末においては、技能技術者、専門家の養成に十分な施設能力を整備する。これにより特殊な場合を除いては外国技術者雇用の必要をなくする。従って第5次計画では、施設および教育に余力のある限り、技術、職業教育の強化に重点をおく。同時にその実効を確保するため、関係各省庁の権限増大を図る。

(3) 経済社会の変革に対応する教育体系の整備。

有能な教員、教師の養成確保に努め、第6次計画の半ばよりは、教員養成センターの数を増加し、必要とされている有能な教員数を毎年定期的に補充しうる態勢にする。

(4) 学校管理、使用する教育手段、教育方法、内容等教育体系全般において必要な新機軸の採用。

2. 綜 合 的 政 策

(1) 教育諸計画の実施にあたり(イ)教員養成、(ロ)技術職業教育、(ハ)初等教育、(ニ)成年者文盲撲滅等教育の項目が優先性を与えられる。これら項目の予算を他項目に振替えたり、またそれぞれの項目において都市部と農村部に区分けされてあるものを相互に流用することは避ける。

(2) 教育諸計画の実施等に責任を有している関係省庁の強化整備を図る。また特に農村地帯において、有能な教員を引き付け確保するために学校新設と同時に教員用住宅を建設する。

(3) 高等教育省、教育省ならびに行政雇用庁は、卒業証書のみが採用、昇進の基準ではなく、学問的能力、知識、経験も重要な基準として考慮がされうるようにし、ひいては卒業証書よりは、真の知識獲得に重要性がおかれるように必要な措置を講ずる。

3. 具体的諸計画の目標

(1) 幼 稚 園

幼稚園児数は1351年(72-73年)2万4千人から、1356年(77-78年)41万人に達し約17倍となる。これは主として、工業小都市、農村および低所得層の間で増加するためである。国立幼稚園に在籍しているすべての園児は、給食補助の対象となる。

(2) 初 等 教 育

第5次計画末には、都市部の全児童および農村部の80%の児童が就学する。現在初等教育と成人に対する文盲撲滅等教育とが相互に関連を有するようになっており、第5次計画末には50人またはそれ以上の人口を有する4万5千の村に初等教育網が確立される。農村における初等教育および成人に対する文盲撲滅等教育の普及には、特に教育部隊が利用される。第5次計画中には、12万8千人の教育部隊が農村に派遣される。

(3) 成人に対する文盲撲滅等教育

成人に対する教育は文盲撲滅のみを目的としているのではなく、職業教育の拡大をもあわせねらっており、これは相当程度成功している。第5次計画では、短期間の職業社会教育を特に農村部で実施する。このため3万2千人の農村開発および衛生部隊が農村に派遣され、またマスコミ手段も利用される。現在10才から44才までの年齢層の識字率は約50%であるが第5次計画末では、80%に達する。更に第6次計画末では、6才から44才までの年齢層の文盲率はゼロにする。従って文盲は2百万の老令人口のみとなる。

(4) 視測期間中の教育

視測期間教育は児童の能力を識別し、それにより適当とされる分野選別を指導するために設けられたが、第5次計画末の生徒数は164万人に達し、第4次計画の約2.5倍の増加である。優秀であるが資力のない生徒、特に農村出身のかかる生徒に対しては政府の寄宿舎付き学校で、学業を継続しうるようにする。

(5) 一般中等教育

一般中等教育の成長率は調整し、年9%の増加率にとどめる。できるだけ多くの一般中等教育志願者が技術、サービス系統のコースを履修するよう奨励される。

(6) 職 業 教 育

第5次計画における技術職業教育の基本目標は、学校、訓練センターを増設、収容能力を増加し第6次計画末において、技能技術者の需給をバランスのとれたものにするにすることである。具体的には工業、農業、サービス部門等各種の技術、技能者養成のため、あらたに5百の技術職業学校、若しくはセンターを建設する。これにより収容能力は、現在の9万5千人より36万2千人へと約4倍増加する。これにより第1級技術者7万2千人、第2級技術者13万2千人、熟練、半熟練労働者60万人が養成される。労働省が実施している委託訓練制度（訓練施設を有していない企業の労働者を、一定期間労働省の訓練センターで養成する。委託訓練費としては、企業から従業員数に応じた一定割合を委託訓練公庫に、払い込むこととなっている。）は今後も強化される。第5次計画末には、29の主要工業業種がこの制度の対象となる。一般中等教育終了者で、就職希望者に対しては、短期

間の職業訓練を実施する。技術職業教育体系を時代の変化に急速に応じられるように、技術職業教育高等評議会を設置する。この評議会は、人的資源の養成に関する諸計画、方針の調整を図り、また一般実施機関が早急に結論を得られない諸問題で、迅速に処理を要請されているものにつき、必要な措置をとる。

(7) 高等 教育

学生数は第4次計画末の10万8千人より、第5次計画末には19万人になる。この増加分は、2年間の技術職業コースおよび教員養成コースの強化に負うところが多い。イラン社会の要請に応ずるため、履修期間の短縮化、履修内容の再検討、医師、教員、看護婦等の養成方法につき新しい提案がなされている。高等教育の目的は、必要な学識、専門的知識の確保にあり、単に卒業証書授与機関を設置することにあるのではないことに十分留意すべきである。

(8) 研究 計画

大学およびその他の高等教育機関は、第一義的な研究機関であり、その他の研究機構の設置はできるだけ避ける。従って、この点を一層留意し従来のもともりのない研究活動を改善すべきである。

(9) 教 員 の 養 成

前述の長期的目標の下に、第5次計画中に80の各種レベルの教員養成センターが設置される。これら施設が完成されるまでは、従来センターあるいは大学により、短期の養成コースが開催される。教員適格者(当該地方出身者を優先させる。)は、先ず教育省またはその他の省に採用され、その後所要の訓練を受ける。かようにして、教員養成計画は、使用者側各省と密接な関連を有するようになる。

(10) 体育および教育補助計画

国家目標を充分理解させるのに必要な要件である規律遵守、協力、犠牲的行為に対する感情育成のために、学校における体育の強化を図る。このためあらたに5百の学校運動場を建設する。学校図書館あるいは、移動図書館の強化を図る。このため、1,500万冊の刊行物配布が予定されている。

4. 開発投資および予算

投資総額は、第4次計画1,340億リアル(うち開発予算、445億リアル)から、第5次計画4,050億リアル(うち開発予算、2,300億リアル)に増額される。第5次計画投資総額、4,050億リアルのうち、30%即ち、1,250億リアルは、農村部で支出される。教育に対する政府投資額は、第4次計画においては国民総所得の3.4%であるが、第5次計画では、5.4%に達する。国民一般の教育に対する支出を全部含めると、現在の教育費は国民総所得の、3.8%であり、第5次計画末では6%になる。

第1表 各レベルの生徒、学生数(単位:千人)

	第4次計画末	第5次計画末	第5次計画中の 増加数	第5次計画中の 増加比率(%)
1. 幼稚園	24	415	391	1,629
2. 初等教育	3,424	5,000	1,576	46
3. 観測期間中の教育	578	1,544	966	167
4. 一般中等教育(a)	619	953	334	54
5. 技術教育(b)	66	184	118	179
6. 高等教育	108	190	82	76
7. 職業訓練(c)	31	179	148	477
8. 成人に対する文盲 撲滅等教育	8,250	15,600	7,350	89

(a) これは新制度、旧制度を問わず第9年より12年までの生徒数。

(b) 関係各省の技術教育および教員養成の対象となっているものを含む。

(c) これに含まれるのは、熟練および半熟練労働者の訓練のみである。

第2表 技術、職業教育履修者数

	第4次計画末の 収容能力	第5次計画中の 収容能力	第5次計画中の 履修者数
1. 第1級技術者(工業、農業、 サービス業) (a)	24,760	42,500	72,700
2. 第2級(中等教育)技術者 (工業、農業、サービス業)	64,550	183,400	132,100
3. 就職前あるいは就業中の職員 に対する技術訓練	—	—	141,000
4. 熟練、半熟練労働者養成	31,050	179,000	603,900

(a) 高等教育をうけている技術専門学校学生数をも含める。

第3表 科目別高等教育履修者数

	第4次計画末		第5次計画の目標	
	人数	比率	人数	比率
人文科学	15,100	14.0	19,000	10.0
教育学および教員養成(a)	20,000	18.5	37,300	19.5
美術	3,400	3.1	5,300	2.8
法学	2,000	1.9	3,400	1.8
社会学	23,600	21.8	42,000	22.2
理学、数学	10,800	10.0	20,900	11.0
工学	18,000	16.7	34,800	18.3
医学	10,500	9.7	19,000	10.0
農学	4,600	4.3	8,300	4.4
合計	108,000	100.0	190,000	100.0

(a) 第5次計画においては、このグループ中5千人が教育学で残りは教員養成コースである。

第4表 教育関係の資金配分(単位 10億リアル)

	一般経常費	開 発 予 算			合 計
		固定資本形成分	非 固 定	計	
	(1)	(2)	(3)	(2)+(3)=(4)	(1)+(4)=(5)
1. 幼稚園	—	1.5	1.5	3.0	3.0
2. 初等教育	80.6	22.4	26.2	48.6	129.2
3. 観測期間教育	13.9	16.5	20.3	36.8	50.7
4. 中等教育	23.0	7.5	1.5	9.0	32.0
5. 技術職業教育	5.2	22.7	16.1	38.8	44.0
6. 高等教育	28.4	29.5	14.2	43.7	72.1
7. 成人教育	—	1.0	5.6	6.6	6.6
8. 教員養成	4.6	16.7	10.8	27.5	32.1
9. 教育援助諸計画	—	2.0	2.0	4.0	4.0
10. 研究調査	2.3	—	4.0	4.0	6.3
11. 学校体育	—	7.2	0.8	8.0	8.0
12. 一般サービス	17.0	—	—	—	17.0
合計	175.0	127.0	103.0	230.0	405.0

第5表 固定資本投下額(単位: 10億リアル)

	公 共 部 門			民 間 部 門			合 計
	開発予算	政府企業の 自己資金分	計	民間預金分	開発予算	計	
	(1)	(2)	(1)+(2)=(3)	(4)	(5)	(4)+(5)=(6)	
1. 幼稚園	1.4	—	1.4	0.1	0.1	0.2	1.6
2. 初等教育	22.4	—	22.4	0.2	—	0.2	22.6
3. 観測期間教育	16.2	—	16.2	0.4	0.3	0.7	16.9
4. 中等教育	7.3	—	7.3	0.3	0.2	0.5	7.8
5. 技術職業教育	22.7	—	22.7	—	—	—	22.7
6. 高等教育	29.0	—	29.0	0.5	0.5	1.0	30.0
7. 成人教育	1.0	—	1.0	—	—	—	1.0
8. 教員養成	16.7	—	16.7	—	—	—	16.7
9. 教育援助諸計画	2.0	—	2.0	—	—	—	2.0
10. 研究調査	—	—	—	—	—	—	—
11. 学校体育	7.2	—	7.2	—	—	—	7.2
合 計	125.9	—	125.9	1.5	1.1	2.6	128.5

THE COLOMBO PLAN
COUNCIL FOR TECHNICAL CO-OPERATION IN SOUTH AND SOUTH-EAST ASIA

APPLICATION FOR EXPERT

By the Government of Iran to the Government of Japan

for an expert in Electro mechanics

Note. - (a) This form has been devised for the general guidance of co-operating countries in order to facilitate the supply of relevant information and data necessary to afford an adequate appreciation of the nature of the technical assistance required. Full and accurate completion of this application form will avoid much reference back and lead to speedier action.

(b) The requisite number of copies of the Form A1, including a copy for the Colombo Plan Bureau, duly endorsed by the appropriate Foreign Aid Department of the requesting government should be forwarded to the donor government concerned through the appropriate channels.

<p>1. Background Information This section should show as precisely as possible the general nature of the project for which the expert is required, stating whether it comes within the Government's development programme. It is important to indicate whether the project is a new enterprise or whether it was started previously. In the latter case, any assistance received under other technical co-operation programmes (e.g. under United Nations auspices) should be stated. With regard to industrial enterprises, some impression of the size is important and the output and number of workers to be employed are useful indications. The type of process, make and age of industrial or scientific equipment with which the expert will be concerned should be specified. In the case of academic establishments, it is an advantage to know the number of annual intake of students, their level of attainment, numbers and status of existing staff, and details of any research facilities and the level of research being undertaken. (Copies of brochures, annual reports, financial statements, calendars, syllabuses of instruction etc. should be attached where applicable).</p>	<p>This project is a new enterprise, and laying the foundation of construction is prepared of which, is workshop 288 m², classroom 65 m², toolroom 15 m², and office for trainers 15 m². The number of trainees for each course is about 20, and their level of attainment should be 9 years of the junior high school. The training period of this course will be about 4 - 6 months. We want to get an expert for this project to cooperate in preparing training programmes and to supervise the overall activities of the section</p>
<p>2. Specification for the post* (a) post title (b) duties for which the expert will be responsible. These should preferably be listed, and it is important to give as much detail as possible (c) authority to whom expert will be responsible (d) qualification and experience required and approximate age limits (e) number of personnel required</p>	<p>Electro mechanics expert To cooperate with Iranian instructors in preparing training programmes and to supervise overall activities of the section To the director of the Karadj center Qualified engineer or technician between 30 - 40 years One</p>
<p>3. In the case of continuous projects, give name and particulars of understudy or counterpart who is to work with the expert</p>	<p>Two instructors, we expect, one of them who will become a head instructor for this section on a trainin -g in Japan</p>
<p>4. Terms and conditions of appointment: (a) duration (b) actual place of employment, nearest town and post office (c) if living accommodation to be provided, state whether furnished or unfurnished, and whether suitable for married man with family: (i) daily allowance for food if accommodation only provided (ii) daily rate for accommodation and food if neither are provided in kind</p>	<p>Two years Karadj town, 40 km from Tehran Furnished house suitable for married man is provided " "</p>

* It is essential that full particulars should be given. If the space provided is inadequate, they should be given on a separate sheet.

4. Terms and conditions of appointment (Contd.)	-
(d) daily and nightly rates of subsistence payable when away from base on duty?	A car will be provided when necessary
(e) are costs of internal travel paid or car provided?	One month leave per year
(f) what leave arrangements are suggested?	For the expert alone
(g) extent to which free hospital and medical treatment is to be provided for the expert and his accompanying dependents, if any?	Yes
(h) is expert free from income tax?	Yes
(i) will personal effects imported on first arrival be cleared free of custom duty?	No
(j) does host government undertake to indemnify expert in respect of damages awarded against him for actions performed in the course of his official duties?	In June 1973
(k) approximate date on which the expert is required to arrive in receiving country?	-
(l) any other information?	-
5. Proposals for apportionment of costs of salary and allowance and passages	No
6. Previous steps, if any, to fill the post: If any previous attempt has been made to fill the post under the Colombo Plan (including ICA) or from any external source (UN, Specialised Agency or other) please indicate:	-
(a) to whom application was addressed, with date	-
(b) result or present stage of negotiations	-
(c) are other experts working in this area in associated projects or have there been experts working in this field previously? If so, are any reports by these experts available?	No
7. Correspondence: Name, postal and telegraphic address of official to whom correspondence regarding this application should be forwarded	The vocational training department of the ministry of labor and social affairs, Tehran Iran

Signed **Ali Ainechian**
 Director general of training department
 on behalf of the Government of **Iran**

Date: **March 6 1973**

For use only by Donor Government

Application accepted/rejected/withdrawn

on behalf of the Department of

Date:

Form A.4.
(1962 Revision)

THE COLOMBO PLAN
COUNCIL FOR TECHNICAL CO-OPERATION IN SOUTH AND SOUTH-EAST ASIA
Equipment for Training or Research Institutes and for Equipment accompanying Experts

APPLICATION

By the Government of Iran

From: The Vocational training center of Karadj, Electro mechanics section
(County)

Notes:—(a) This Form has been devised for the general guidance of co-operating countries in order to facilitate the supply of relevant information and data necessary to afford an adequate appreciation of the nature of the technical co-operation required. The careful completion of this application form will avoid much reference back and lead to swifter action. Separate forms A4 should be used for requests for equipment for each individual institute or project.
(b) The requisite number of copies of the Form A4, including a copy for the Colombo Plan Bureau, duly endorsed by the appropriate Foreign Aid Department of the requesting government should be forwarded to the donor government concerned through the appropriate channels.

<p>1. Background information Please describe as completely as possible the general outline of the project for which the equipment is required, indicating whether the latter is (a) for use by an expert in the performance of his duties (b) for a training scheme of instruction or (c) for a research institution. If either (b) or (c) please say whether the equipment is for the establishment of a new institution or the expansion or re-organization of an existing one (e.g., by the provision of a new department, &c.). The name and exact location of the institution, its approximate cost and the authority responsible for it should be stated. Where appropriate details should be given of the availability of any services required for the operation of the equipment. This would include operation by electricity (e.g. type of current, periodicity, voltage and any variations, phase, frequency etc. and if D.C. is the only current available please give full details), water, carbon dioxide or steam gas etc. Details of similar equipment already in use should be given.</p>	<p>This project is a new plan to train assembly and repairing of electric equipments Some of equipments are required for training so here of a new project This project also is one of four establishing new section</p>
<p>2. Description of equipment required. Please give a full description of each item and general specification where possible. The manufacturer and estimated cost of each item if known together with details of the proposed use of item should be given. Where applicable give details of any special packing or tropic proofing required and indicate whether handbooks or instruction data supplied in English will suffice. If appropriate, please indicate any required priorities or phasing of deliveries and advise whether adequate facilities exist for maintenance and servicing of the type of equipment requested. (If lengthy, detailed lists should be annexed. It would be convenient to have separate annexures for (a) films; (b) books and (c) other equipment.)</p>	<p>1, Various kinds of electric machines and equipments such as electric motor, washing machine, refrigerator, electric fan, generator, starting motor and others 2, Various kinds of testing and repairing equipments 3, Various kinds of practice tools 4, Material to teach the electric laws and electrical circuits 5, Teaching material and audio visual aid such as models, syllabus, textbooks, didactics diagram slides and filmstrip ---etc</p>
<p>3. Has this equipment request already been directed to any other Agency or Colombo Plan country and if so to whom was it addressed and with what result?</p>	<p>No</p>
<p>4. Has the list of equipment already been discussed with representatives of the supplying country/ies? If so, please indicate what stage the discussions have reached.</p>	<p>No</p>
<p>5. Furnish full particulars in respect of— (a) Consignee; (b) Official to receive documents and equities; and (c) Clearing agent at port of entry.</p>	<p>The training department of the ministry of labor and social affairs, Tehran Iran</p>
<p>6. Where equipment is required for use by an expert Please indicate (a) The country or agency from which the expert has been requested or obtained (b) His duties and length of secondment (a reference to the relative Form A. 1 will suffice when the expert is being provided by the country to whom the equipment request is addressed)</p>	<p>a,b,c) These equipments will be used by the Japanese expert during his stay in Iran (refer to form A-1)</p>

(c) What use is proposed for the equipment when the expert's period of secondment terminates?	
(d) By what date is the equipment required?	In six months
7. Where equipment is required for Training or Research Institutions	The vocational training center of Marag
Please indicate—	
(a) Nature and standard of training or research to be undertaken	
(b) Total number of students to be accommodated from within the country or from elsewhere in the Region, the qualifications for admission, the duration of courses, and the annual output of trainees	20 students ~ 9 years junior high school, 4 ~ 6 months duration, 40 students per year
(c) Whether there is already a similar institute(s) in existence in the country. If so, please give details	No
(d) Whether buildings are already available. If not has construction started and when is it expected to be completed?	No (the construction plan has been prepared)
(e) Whether qualified staff to handle the equipment has been recruited or is proposed to be recruited locally.	We expect, the instructors get to learn in Japan, one of them will go to Japan and another one goes to Japan later if possible (refer to form A-1)
If not is it proposed—	
(i) to recruit foreigners under aid-programmes?	
(ii) to train locally recruited personnel abroad in handling equipment?	
(The reference numbers of any Forms A. 1. or A. 2 relating to such requests should be quoted)	
(f) Taking into account the answers to (d) and (e) above, what is the date by which the equipment is required and the date on which training or research work is to commence	The end of this year
(g) Whether any assistance in drawing up the Scheme has been obtained from outside experts? (Any specialist reports or Government surveys (e.g. Educational Committee Reports, &c.), bearing on the request should be specified if possible)	No
8. Correspondence	
Name, Postal and Telegraphic Address of official to whom correspondence regarding this application is to be forwarded	The training department of the ministry of labor and social affairs, Tehran Iran

Signed Ali Aineshian

Director general of training department
on behalf of the Government of Iran

Date April 6 1973

For use only by Donor Government

Application accepted/rejected/withdrawn

on behalf of the Department of

Date:

THE COLOMBO PLAN
COUNCIL FOR TECHNICAL CO-OPERATION IN SOUTH AND SOUTH-EAST ASIA

APPLICATION FOR EXPERT

By the Government of IRAN to the Government of JAPAN

for an expert in Electronics

Notes.—(a) This form has been devised for the general guidance of co-operating countries in order to facilitate the supply of relevant information and data necessary to afford an adequate appreciation of the nature of the technical assistance required. Full and accurate completion of this application form will avoid much reference back and lead to speedy action.

(b) The requisite number of copies of the Form A1, including a copy for the Colombo Plan Bureau, duly endorsed by the appropriate Foreign Aid Department of the requesting government should be forwarded to the donor government concerned through the appropriate channels.

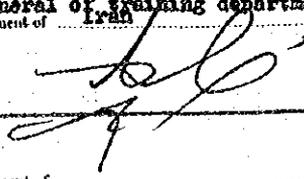
<p>1. Background Information. This section should show as precisely as possible the general nature of the project for which the expert is required, stating whether it comes within the Government's development programme. It is important to indicate whether the project is a new enterprise or whether it was started previously. In the latter case, any assistance received under other technical co-operation programmes (e.g. under United Nations auspices) should be stated. With regard to industrial enterprises, some impression of the size is important and the output and number of workers to be employed are useful indications. The type of process, make and age of industrial or scientific equipment with which the expert will be concerned should be specified. In the case of academic establishments, it is an advantage to know the number of annual intake of students, their level of attainment, numbers and status of existing staff and details of any research facilities and the level of research being undertaken. (Copies of brochures, annual reports, financial statements, calendars, syllabus of instruction, etc. should be attached where applicable.)</p>	<p>This project is a new enterprise, and laying the foundation of construction is prepared of which is workshop 422 m², classroom 65 m², toolroom 15 m² and office for trainers 15 m². The number of trainees for each course is about 20, and their level of attainment should be 9 years of the junior high school. The training period of this course will be about 4-6 months. We want to get an expert for this project to cooperate in preparing training programmes and to supervise the overall activities of the section.</p>
<p>2. Specification for the post: (a) post title (b) duties for which the expert will be responsible. These should preferably be listed, and it is important to give as much detail as possible (c) authority to whom expert will be responsible (d) qualification and experience required and approximate age limits (e) number of personnel required</p>	<p>Electronics expert To cooperate with Iranian instructors in preparing training programmes and to supervise overall activities of the section. To the director of the Karadj-center Qualified engineer or technician between 30 - 40 years One</p>
<p>3. In the case of continuous projects, give name and particulars of understudy or counterpart who is to work with the expert</p>	<p>Two instructors, we expect, one of them who will become a Head instructor for this section and a trainee in Japan</p>
<p>4. Terms and conditions of appointment: (a) duration (b) actual place of employment, nearest town and post office (c) if living accommodation to be provided, state whether furnished or unfurnished, and whether suitable for married men with family: (i) daily allowance for food if accommodation only provided (ii) daily rate for accommodation and food if neither are provided in kind</p>	<p>Two years Karadj town, 40 km from Tehran Furnished house suitable for married men is provided " "</p>

* It is essential that full particulars should be given. If the space provided is inadequate, they should be given on a separate sheet.

<p>4. Terms and conditions of appointment (Contd.)</p> <p>(d) daily and nightly rates of subsistence payable when away from base on duty</p> <p>(e) are costs of internal travel paid or car provided?</p> <p>(f) what leave arrangements are suggested?</p> <p>(g) extent to which free hospital and medical treatment is to be provided for the expert and his accompanying dependents, if any?</p> <p>(h) is expert free from income tax?</p> <p>(i) will personal effects imported on first arrival be cleared free of custom duty?</p> <p>(j) does host government undertake to indemnify expert in respect of damages awarded against him for actions performed in the course of his official duties?</p> <p>(k) approximate date on which the expert is required to arrive in receiving country?</p> <p>(l) any other information</p>	<p>-</p> <p>A car will be provided when necessary</p> <p>One month leave per year</p> <p>For the expert alone</p> <p>Yes</p> <p>Yes</p> <p>No</p> <p>In June 1973</p> <p>-</p>
<p>5. Proposals for apportionment of costs of salary and allowance and passages</p>	<p>No</p>
<p>6. Previous steps, if any, to fill the post:</p> <p>If any previous attempt has been made to fill the post under the Colombo Plan (including ICA) or from any external source (UN, Specialised Agency or other) please indicate:</p> <p>(a) to whom application was addressed, with date</p> <p>(b) result or present stage of negotiations</p> <p>(c) are other experts working in this area in associated projects or have there been experts working in this field previously? If so, are any reports by these experts available?</p>	<p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>No</p>
<p>7. Correspondence:</p> <p>Name, postal and telegraphic address of official to whom correspondence regarding this application should be forwarded</p>	<p>The vocational training department of the ministry of labor and social affairs, Tehran Iran</p>

Signed All Alnechian
Director general of training department
on behalf of the Government of Iran

Date: April 6 1973



For use only by Donor Government

Application accepted/rejected/withdrawn

on behalf of the Department of

Date:

Form A 4.
(1962 Revision)

**THE COLOMBO PLAN
COUNCIL FOR TECHNICAL CO-OPERATION IN SOUTH AND SOUTH-EAST ASIA**
Equipment for Training or Research Institutes and for Equipment accompanying Experts
APPLICATION

By the Government of **Iran**

from **The vocational training center of Isfah, Electronics section**
(Country)

Notes.—(a) This Form has been devised for the general guidance of co-operating countries in order to facilitate the supply of relevant information and data necessary to afford an adequate appreciation of the nature of the technical co-operation required. The careful completion of this application form will avoid much reference back and lead to swifter action. Separate forms A4 should be used for requests for equipment for each individual institute or project.
(b) The requisite number of copies of the Form A4, including a copy for the Colombo Plan Bureau, duly endorsed by the appropriate Foreign Aid Department of the requesting government should be forwarded to the Donor government concerned through the appropriate channels.

<p>1. Background information Please describe as concisely as possible the general outlines of the project for which the equipment is required, indicating whether the latter is (a) for use by an expert in the performance of his duties (b) for a training scheme of institution or (c) for a research institution. If either (b) or (c) please say whether the equipment is for the establishment of a new institution or the expansion or re-organization of an existing one (e.g. by the provision of a new department & c.). The name and exact location of the institution, its approximate cost and the authority responsible for it should be stated. Where appropriate details should be given of the availability of any services required for the operation of the equipment. This would include operation by electricity (i.e. type of current, periodicity, voltage and any variations, phases, frequency etc. and if D.C. is the only current available please give full details), water reticulation or steam gas etc. Details of similar equipment already in use should be given.</p>	<p>This project is a new plan to train assembly and repairing of electronics equipments. Some of equipments are required for training course of a new project This project is one of four establishing new sections, and being a most needful and important training course in our country</p>
<p>2. Description of equipment required. Please give a full description of each item and general specifications where possible. The manufacturer and estimated cost of each item if known together with details of the proposed end use of item should be given. Where applicable, give details of any special packing or trouble proofing required and indicate whether handbooks or instruction data supplied in English will suffice. If appropriate, please indicate any required priorities or phasing of deliveries and advise whether adequate facilities exist for maintenance and servicing of the type of equipment requested. (If lengthy detailed lists should be annexed; it would be convenient to have separate annexures for (a) films; (b) books and (c) other equipment.)</p>	<p>1, Various kinds of electronics equipments such as -a radio receiver, TV, tape-recorder, stereophon -de recordplayer and other's kind 2, Various kinds of testing equipments for assemb -ling and repairing of above equipments 3, Various kinds of practice tools for repairing 4, Material to teach the electrical circuit and the electrical function 5, Models, syllabus, textbooks, didactic diagram slide and filmstrip ----etc</p>
<p>3. Has this equipment request already been directed to any other Agency or Colombo Plan country and if so to whom was it addressed and with what result?</p>	<p>No</p>
<p>4. Has the list of equipment already been discussed with representatives of the supplying country/ies? If so, please indicate what stage the discussions have reached</p>	<p>No</p>
<p>5. Furnish full particulars in respect of— (a) Consignees (b) Official to receive documents and enquiries; and (c) Clearing agent at port of entry.</p>	<p>The training department of the ministry of Labour and social affairs, Tehran Iran</p>
<p>6. Where equipment is required for use by an expert Please indicate (a) The country or agency from which the expert has been requested or obtained (b) His duties and length of secondment (a reference to the relative Form A. 1 will suffice when the expert is being provided by the country to whom the equipment request is addressed)</p>	<p>a,b,c) These equipments will be used by the Japanese expert during his stay in Iran (refer to form A-1)</p>

(c) What use is proposed for the equipment when the expert's period of secondment terminates?	
(d) By what date is the equipment required?	In six months
7. Where equipment is required for Training or Research Institutions	The vocational training center of Karadj
Please Indicate—	
(a) Nature and standard of training or research to be undertaken	
(b) Total number of students to be accommodated from within the country or from elsewhere in the Region, the qualifications for admission, the duration of courses, and the annual output of trainees	20 students - 9 years junior high school, 4 - 6 months duration, 40 students per year
(c) Whether there is already a similar institute(s) in existence in the country. If so, please give details	No
(d) Whether buildings are already available. If not has construction started and when is it expected to be completed?	No (the construction plan has been prepared)
(e) Whether qualified staff to handle the equipment has been recruited or is proposed to be recruited locally. If not is it proposed— (i) to recruit foreigners under aid-programmes? (ii) to train locally recruited personnel abroad in handling equipment? (the reference numbers of any Forms A. 1. or A. 2 relating to such requests should be quoted)	We expect, the instructors get to learn in Japan one of them will go to Japan and another one goes to Japan later if possible. (refer to form A-1)
(f) Taking into account the answers to (d) and (e) above, what is the date by which the equipment is required and the date on which training or research work is to commence	The end of this year
(g) Whether any assistance in drawing up the Scheme has been obtained from outside experts? (Any specialist reports or Government surveys (e.g. Educational Committee Reports, etc.), bearing on the request should be provided if possible)	No
8. Correspondence Name, Postal and Telegraphic Address of official to whom correspondence regarding this application is to be forwarded	The training department of the ministry of labor and social affairs, Tehran Iran

Signed **Ali Akbarian**

Director general of training depart
on behalf of the Government of **Iran**

Date **APRIL 6 1973**

For use only by Donor Government

Application accepted/rejected/withdrawn

on behalf of the Department of

Date:

THE COLOMBO PLAN
COUNCIL FOR TECHNICAL CO-OPERATION IN SOUTH AND SOUTH-EAST ASIA
APPLICATION FOR EXPERT

By the Government of Iran to the Government of Japan
for an expert in Road construction machineries

- Note* - (a) This form has been devised for the general guidance of co-operating countries in order to facilitate the supply of relevant information and data necessary to afford an adequate appreciation of the nature of the technical assistance required. Full and accurate completion of this application form will avoid much reference back and lead to speedier action.
- (b) The requisite number of copies of the Form A I, including a copy for the Colombo Plan Bureau, duly endorsed by the appropriate Foreign Aid Department of the requesting government should be forwarded to the donor government concerned through the appropriate channels.

<p>1. Background information</p> <p>This section should show as precisely as possible the general nature of the project for which the expert is required, stating whether it comes within the Government's development programme. It is important to indicate whether the project is a new enterprise or whether it was started previously. In the latter case, any assistance received under other technical co-operation programmes (e.g. under United Nations auspices) should be stated. With regard to industrial enterprises, some impression of the size is important and the output and number of workers to be employed are useful indications. The type of process, make and age of industrial or scientific equipment with which the expert will be concerned should be specified. In the case of academic establishments, it is an advantage to know the number of annual intake of students, their level of attainment, numbers and status of existing staff and details of any research facilities and the level of research being undertaken. (Copies of brochures, annual reports, financial statements, calendars, syllabus of instruction etc. should be attached where applicable).</p>	<p>This project is a new enterprise, and laying the foundation of construction is prepared of which is workshop 504m², classroom 65m², toolroom 15m² and office for trainers 15m².</p> <p>The number of trainees for each course is about 20, and their level of attainment should be 6 years of elementary school.</p> <p>The training period of this course will be about 4 months. We want to get an expert for this project to cooperate in preparing training programmes and to supervise the overall activities of the section</p>
<p>2. Specification for the post:[*]</p> <p>(a) post title</p> <p>(b) duties for which the expert will be responsible. These should preferably be listed, and it is important to give as much detail as possible</p> <p>(c) authority to whom expert will be responsible</p> <p>(d) qualification and experience required and approximate age limits</p> <p>(e) number of personnel required</p>	<p>Road construction machineries expert</p> <p>To cooperate with Iranian instructors in preparing training programmes and to supervise overall activities of the section</p> <p>To the director of Karadj center</p> <p>qualified engineer or technician between 30 - 40 years</p> <p>One</p>
<p>3. In the case of continuous projects, give name and particulars of understudy or counterpart who is to work with the expert</p>	<p>Two instructors, we expect, one of them who will become a head instructor for this section can a training in Japan</p>
<p>4. Terms and conditions of appointments</p> <p>(a) duration</p> <p>(b) actual place of employment, nearest town and post office</p> <p>(c) if living accommodation is to be provided, state whether furnished or unfurnished, and whether suitable for married man with family:</p> <p>(i) daily allowance for food if accommodation only provided</p> <p>(ii) daily rate for accommodation and food if neither are provided in kind</p>	<p>Two years</p> <p>Karadj town, 40 km from Tehran</p> <p>Furnished house suitable for married man is provided</p> <p>-</p> <p>-</p>

* It is essential that full particulars should be given. If the space provided is inadequate, they should be given on a separate sheet.

4. Terms and conditions of appointment (Contd.)	-
(d) daily and nightly rates of subsistence payable when away from base on duty	-
(e) are costs of internal travel paid or car provided?	A car will be provided when necessary
(f) what leave arrangements are suggested?	One month leave per year
(g) extent to which free hospital and medical treatment is to be provided for the expert and his accompanying dependents, if any?	For the expert alone
(h) is expert free from income tax?	Yes
(i) will personal effects imported on first arrival be cleared free of custom duty?	Yes
(j) does host government undertake to indemnify expert in respect of damages awarded against him for actions performed in the course of his official duties?	No
(k) approximate date on which the expert is required to arrive in receiving country	In June 1973
(l) any other information	-
5. Proposals for apportionment of costs of salary and allowance and passages	No
6. Previous steps, if any, to fill the post:	-
If any previous attempt has been made to fill the post under the Colombo Plan (including ICA) or from any external source (UN, Specialised Agency or other) please indicate:	-
(a) to whom application was addressed, with date	-
(b) result or present stage of negotiations	-
(c) are other experts working in this area in associated projects or have there been experts working in this field previously? If so, are any reports by these experts available?	No
7. Correspondence:	The vocational training department of the ministry of labor and social affairs, Tehran Iran
Name, postal and telegraphic address of official to whom correspondence regarding this application should be forwarded:	

Signed Alli Ainschian
 Director general of training department
 on behalf of the Government of Iran

Date: April 6 1973

For use only by Donor Government

Application accepted/rejected/withdrawn

on behalf of the Department of

Date:

Form A 6.
(1962 Revision)

THE COLOMBO PLAN
COUNCIL FOR TECHNICAL CO-OPERATION IN SOUTH AND SOUTH-EAST ASIA
Equipment for Training or Research Institutes and for Equipment accompanying Exports

APPLICATION

By the Government of Iran
from The vocational training center of Karaj, Road construction ministry
(Country)

Notes: (a) This Form has been devised for the general guidance of co-operating countries in order to facilitate the supply of relevant information and data necessary to afford an adequate appreciation of the nature of the technical co-operation required. The careful completion of this application form will avoid much reference back and lead to speedier action. Separate forms A4 should be used for requests for equipment for each individual Institute or project.
(b) The requisite number of copies of the Form A4, including a copy for the Colombo Plan Bureau, duly endorsed by the appropriate Foreign Aid Department of the requesting government should be forwarded to the donor government concerned through the appropriate channels.

<p>1. Background Information Please describe as concisely as possible the general outlines of the project for which the equipment is required, indicating whether the latter is (a) for use by an expert in the performance of his duties (b) for a training scheme of institutions or (c) for a research institution. If either (b) or (c) please say whether the equipment is for the establishment of a new institution or the expansion or re-organisation of an existing one (e.g. by the provision of a new department, & c.). The name and exact location of the institution, its approximate cost and the authority responsible for it should be stated. Where appropriate details should be given of the availability of any services required for the operation of the equipment. This would include operation by electricity (i.e. type of current, periodicity, voltage and any variations, phases, frequency etc. and if D.C. is the only current available, please give full details), water, refrigeration or steam gas etc. Details of similar equipment already in use should be given.</p>	<p>This project is a new plan to train assembly and repairing of road construction machines. Some of equipments are required for training scheme of a new project. This project also is one of four establishing new sections.</p>
<p>2. Description of equipment required. Please give a full description of each item and general specifications where possible. The manufacturer and estimated cost of each item if known together with details of the proposed end use of item should be given. Where applicable, give details of any special packing or tropic proofing required and indicate whether hand-books or instruction data supplied in English will suffice. If appropriate, please indicate any required priorities or phasing of deliveries and advise whether adequate facilities exist for maintenance and servicing of the type of equipment requested. (If lengthy, detailed lists should be annexed; it would be convenient to have separate annexures for (a) films; (b) books and (c) other equipment.)</p>	<p>1. Various kinds of road construction machines and equipments such as bulldozer, grader, scraper, shovel loader, dump truck and others 2. Various kinds of testing equipments, measuring and repairing machines 3. Various kinds of practice tools 4. Teaching material and audio visual aid such as models, syllabus textbooks, didactic diagrams and filmstrip ---etc</p>
<p>3. Has this equipment request already been directed to any other Agency or Colombo Plan country and if so to whom was it addressed and with what result?</p>	<p>No</p>
<p>4. Has the list of equipment already been discussed with representatives of the supplying countries? If so, please indicate what stage the discussions have reached</p>	<p>No</p>
<p>5. Furnish full particulars in respect of— (a) Consignee (b) Official to receive documents and equities; and (c) Clearing agent at port of entry.</p>	<p>The training department of the ministry of labor and social affairs, Tehran Iran</p>
<p>6. Where equipment is required for use by an expert. Please indicate: (a) The country or agency from which the expert has been requested or obtained (b) His duties and length of secondment (reference to the relative Form A. 4 will suffice when the expert is being provided by the country to whom the equipment request is addressed)</p>	<p>a,b,c) These equipments will be used by the Japanese expert during his stay in Iran (Refer to form A-1)</p>

(c) What use is proposed for the equipment when the expert's period of secondment terminates?	
(d) By what date is the equipment required?	In six months
7. Where equipment is required for Training or Research Institutions	The vocational training center of Karadj
Please indicate--	
(a) Nature and standard of training or research to be undertaken	
(b) Total number of students to be accommodated from within the country or from elsewhere in the Region, the qualifications for admission, the duration of courses, and the annual output of trainees	20 students - 6 years primary school, 4 months duration, 60 students per year
(c) Whether there is already a similar institute(s) in existence in the country. If so, please give details	No
(d) Whether buildings are already available. If not has construction started and when is it expected to be completed?	No (the construction plan has been prepared)
(e) Whether qualified staff to handle the equipment has been recruited or is proposed to be recruited locally. If not is it proposed-- (i) to recruit foreigners under aid-programmes? (ii) to train locally recruited personnel abroad in handling equipment? (the reference numbers of any Forms A.1. or A.2 relating to such requests should be quoted)	We expect the instructors get to learn in Japan, one of them will go to Japan and another one goes to Japan later if possible (refer to form A-1)
(f) Taking into account the answers to (d) and (e) above, what is the date by which the equipment is required and the date on which training or research work is to commence	The end of this year
(g) Whether any assistance in drawing up the Scheme has been obtained from outside experts? (Any specialist reports or Government surveys (e.g. Educational Committee Reports, etc.), bearing on the request should be provided if possible)	No
8. Correspondence Name, Postal and Telegraphic Address of official to whom correspondence regarding this application is to be forwarded	The training department of the ministry of labor and social affairs, Tehran Iran

Signed Ali Akbarian
 Director general of training department
 on behalf of the Government of

Date April 6 1973

For use only by Donor Government

Application accepted/rejected/withdrawn

on behalf of the Department of

Date:

THE COLOMBO PLAN
COUNCIL FOR TECHNICAL CO-OPERATION IN SOUTH AND SOUTH-EAST ASIA

APPLICATION FOR EXPERT

By the Government of Iran to the Government of Japan

for an expert in Printing machine service

Notes. - (a) This form has been devised for the general guidance of co-operating countries in order to facilitate the supply of relevant information and data necessary to afford an adequate appreciation of the nature of the technical assistance required. Full and accurate completion of this application form will avoid much reference back and lead to speedier action.

(b) The requisite number of copies of the Form A I, including a copy for the Colombo Plan Bureau, duly endorsed by the appropriate Foreign Aid Department of the requesting government should be forwarded to the donor government concerned through the appropriate channels.

1. Background Information

This section should show as precisely as possible the general nature of the project for which the expert is required, stating whether it comes within the Government's development programme. It is important to indicate whether the project is a new enterprise or whether it was started previously. In the latter case, any assistance received under other technical co-operation programmes (e.g. under United Nations auspices) should be stated. With regard to industrial enterprises, some impression of the size is important and the output and number of workers to be employed are useful indications. The type of process, make and age of industrial or scientific equipment with which the expert will be concerned should be specified. In the case of academic establishments, it is an advantage to know the number of annual intake of students, their level of attainment, numbers and status of existing staff and details of any research facilities and the level of research being undertaken. (Copies of brochures, annual reports, financial statements, calendars, syllabus of instruction, etc. should be attached where applicable).

This project is a new enterprise, and laying the foundation of construction is prepared of which is workshop 422m², classroom 67m², toolrooms 12m², and office for trainers 12m².

The number of trainees for each course is about 20, and their level of attainment should be 6 years of elementary school.

The training period of this course will be about 4 months. We want to get an expert for this project to cooperate in preparing training programmes and to supervise the overall activities of the section

2. Specification for the post:

- (a) post title
- (b) duties for which the expert will be responsible. These should preferably be listed, and it is important to give as much detail as possible
- (c) authority to whom expert will be responsible
- (d) qualification and experience required and approximate age limits
- (e) number of personnel required

Printing machine service expert

To cooperate with Iranian instructors in preparing training programmes and to supervise overall activities of the section

To the Director of Karadj center

Qualified engineer or technician between 30 - 40 years

One

Two instructors, we expect, one of them who will become a head instructor for this section and a trainee in Japan

4. Terms and conditions of appointment:

- (a) duration
- (b) actual place of employment, nearest town and post office
- (c) if living accommodation to be provided, state whether furnished or unfurnished, and whether suitable for married man with family:
 - (i) daily allowance for food if accommodation only provided
 - (ii) daily rate for accommodation and food if neither are provided in kind

Two years

Karadj town, 40 km from Tehran

Furnished house suitable for married man is provided

-

-

* It is essential that full particulars should be given. If the space provided is inadequate, they should be given on a separate sheet.

<p>4. Terms and conditions of appointment (Contd.)</p> <p>(f) daily and nightly rates of subsistence payable when away from base on duty</p> <p>(g) are costs of internal travel paid or car provided?</p> <p>(h) what leave arrangements are suggested?</p> <p>(i) extent to which free hospital and medical treatment is to be provided for the expert and his accompanying dependents, if any</p> <p>(j) is expert free from income tax?</p> <p>(k) will personal effects imported on first arrival be cleared free of custom duty?</p> <p>(l) does host government undertake to indemnify expert in respect of damages awarded against him for actions performed in the course of his official duties?</p> <p>(m) approximate date on which the expert is required to arrive in receiving country</p> <p>(n) any other information</p>	<p>A car will be provided when necessary</p> <p>One month leave per year</p> <p>For the expert alone</p> <p>Yes</p> <p>Yes</p> <p>No</p> <p>In June 1973</p>
<p>5. Proposals for apportionment of costs of salary and allowance and passages</p>	<p>No</p>
<p>6. Previous steps, if any, to fill the post:</p> <p>If any previous attempt has been made to fill the post under the Colombo Plan (including ICA) or from any external source (UN, Specialised Agency or other) please indicate:</p> <p>(a) to whom application was addressed, with date</p> <p>(b) result or present stage of negotiations</p> <p>(c) are other experts working in this area in associated projects or have there been experts working in this field previously? If so, are any reports by those experts available?</p>	<p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>No</p>
<p>7. Correspondence:</p> <p>Name, postal and telegraphic address of official to whom correspondence regarding this application should be forwarded</p>	<p>The vocational training department of the ministry of labor and social affairs, Tehran Iran</p>

Signed **Ali Atinodian**

on behalf of **Director general of training department**

Date: **APRIL 6 1973**

For use only by Donor Government

Application accepted/rejected/withdrawn

on behalf of the Department of

Date:

Form A 4.
(1962 Revision)

THE COLOMBO PLAN
COUNCIL FOR TECHNICAL CO-OPERATION IN SOUTH AND SOUTH-EAST ASIA
Equipment for Training or Research Institutes and for Equipment accompanying Experts

APPLICATION

By the Government of IRAN
from The vocational training center of Karaj, Printing machine services section
(Country)

Notes. - (a) This Form has been devised for the general guidance of co-operating countries in order to facilitate the supply of relevant information and data necessary to afford an adequate appreciation of the nature of the technical co-operation required. The careful completion of this application form will avoid much reference back and lead to speedier action. Separate forms A5 should be used for requests for equipment for each individual institute or project. (b) The requisite number of copies of the Form A4, including a copy for the Colombo Plan Bureau, duly endorsed by the appropriate Foreign Aid Department of the requesting government should be forwarded to the donor government concerned through the appropriate channels.

<p>1. Background Information. Please describe as concisely as possible the general outlines of the project for which the equipment is required, indicating whether the latter is (a) for use by an expert in the performance of his duties (b) for a training scheme of institution or (c) for a research institution. If either (b) or (c) please say whether the equipment is for the establishment of a new institution or the expansion or re-organization of an existing one (e.g., by the provision of a new department, &c.). The name and exact location of the institution, its approximate cost and the authority responsible for it should be stated. Where appropriate details should be given of the availability of any services required for the operation of the equipment. This would include operation by electricity (i.e. type of current, periodically, voltage and any variations, phases, frequency etc. and if D.C. is the only current available please give full details), water reticulation or steam gas etc. Details of similar equipment already in use should be given.</p>	<p>This project is a new plan to train maintenance and repairs of printing machineries. Some of equipments are required for training scheme of a new project. This project also is one of four establishing new sections.</p>
<p>2. Description of equipment required. Please give a full description of each item and general specifications where possible. The manufacturer and estimated cost of each item if known together with details of the proposed end use of item should be given. Where applicable, give details of any special packing or tropic proofing required and indicate whether handbooks or instruction data supplied in English will suffice. If appropriate, please indicate any required priorities or phasing of deliveries and advise whether adequate facilities exist for maintenance and servicing of the type of equipment requested. (If lengthy, detailed lists should be annexed; it would be convenient to have separate annexures for (a) films; (b) books and (c) other equipment.)</p>	<p>1, Various kinds of printing machines and equipments such as printing press, type casting machine, type case, enlarging machine, offset printing machine, rotary press, copying press, copy rotary press and others. 2, Various kinds of tool equipments, measuring instruments and others. 3, Teaching material and audio visual aid such as models, syllabus, textbooks, didactic diagram slides and filmstrip ---etc.</p>
<p>3. Has this equipment request already been directed to any other Agency or Colombo Plan country and if so to whom was it addressed and with what result?</p>	<p>NO</p>
<p>4. Has the list of equipment already been discussed with representatives of the supplying countries? If so, please indicate what stage the discussions have reached.</p>	<p>NO</p>
<p>5. Furnish full particulars in respect of- (a) Consignee; (b) Official to receive documents and enquiries; and (c) Clearing agent at port of entry.</p>	<p>The training department of the ministry of labor and social affairs, Tehran Iran</p>
<p>6. Where equipment is required for use by an expert Please indicate (a) The country or agency from which the expert has been requested or obtained (b) His duties and length of secondment (a reference to the relative Form A. 1 will suffice when the expert is being provided by the country to whom the equipment request is addressed)</p>	<p>a,b,c) These equipments will be used by the Japanese expert during his stay in Iran (refer to form A-1)</p>

(c) What use is proposed for the equipment when the expert's period of secondment terminates?	
(d) By what date is the equipment required?	In six months
7. Where equipment is required for Training or Research Institutions	the vocational training center of Karadj
Please indicate—	
(a) Nature and standard of training or research to be undertaken	
(b) Total number of students to be accommodated from within the country or from elsewhere in the Region, the qualifications for admission, the duration of courses, and the annual output of trainees	20 students - 6 years primary school, 4 months duration, 60 students per year
(c) Whether there is already a similar institute(s) in existence in the country. If so, please give details	No
(d) Whether buildings are already available. If not has construction started and when is it expected to be completed?	No (the construction plan has been prepared)
(e) Whether qualified staff to handle the equipment has been recruited or is proposed to be recruited locally. If not is it proposed— (i) to recruit foreigners under aid-programmes? (ii) to train locally recruited personnel abroad in handling equipment? (the reference numbers of any Forms A. 1. or A. 2 relating to such requests should be quoted)	We expect, the instructors get to learn in Japan, one of them will go to Japan and another one goes to Japan later if possible (refer to form A-1)
(f) Taking into account the answers to (d) and (e) above, what is the date by which the equipment is required and the date on which training or research work is to commence	The end of this year
(g) Whether any assistance in drawing up the Scheme has been obtained from outside experts? (Any specialist reports or Government surveys (e.g. Educational Committee Reports, &c.), bearing on the request should be provided if possible)	No
8. Correspondence Name, Postal and Telegraphic Address of official to whom correspondence regarding this application is to be forwarded	The training department of the ministry of labor and social affairs, Tehran Iran

Signed Ali Ainsobian

Director general of training department
on behalf of the Government of Iran

Date April 6 1973

For use only by Donor Government

Application accepted/rejected/withdrawn

on behalf of the Department of

Date:

